

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月29日

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 田中 博光
取締役 足立 直隆

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03) 6212 - 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
200億ユーロ(約2兆6,354億円)を上限とします。
(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成27年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.77円)によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年11月30日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の関係情報を下表のとおり新たな情報により訂正および追加するため、税制の変更に伴い訂正すべき事項があるため、また、アイルランドにおいて、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法令が導入され、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関連して必要な修正が現地目論見書に平成28年1月29日付でなされたため、記載事項に変更すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

・半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 () 資本金の額		4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産 投資有価証券の主要銘柄		投資有価証券の主要銘柄	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況		更新	
5 その他	(3) その他		追加	
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)が運用するダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Euro Bond Fund)(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は、以下のとおりです。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(2015年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 (%)
国債	ドイツ	701,609.05	14.73
	フランス	637,701.83	13.39
	イタリア	498,323.54	10.46
	スペイン	272,544.73	5.72
	オーストリア	188,041.17	3.95
	ポーランド	180,893.07	3.80
	オランダ	153,265.09	3.22
	アイスランド	104,654.30	2.20
	チェコ	85,539.74	1.80
	ベルギー	74,327.61	1.56
	スロベニア	63,364.46	1.33
	アイルランド	45,211.18	0.95
	スウェーデン	42,392.26	0.89
	社債	アメリカ合衆国	216,022.42
イギリス		178,899.55	3.76
アイルランド		166,285.80	3.49
フランス		166,077.33	3.49
オーストリア		128,379.34	2.70
デンマーク		126,310.62	2.65
イタリア		117,295.20	2.46
スペイン		114,399.30	2.40
スウェーデン		111,481.68	2.34
オランダ		96,612.52	2.03
国際機関		60,375.50	1.27
メキシコ		60,303.50	1.27
カナダ		54,729.45	1.15
ドイツ		42,326.00	0.89
小計		4,687,366.24	98.43
現金・預金・その他資産 (負債控除後)		74,641.03	1.57
合計 (純資産総額)		4,762,007.27 (約627百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(注2) ユーロの円貨換算は、便宜上、平成27年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.77円)によります。以下同じです。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

投資有価証券の主要銘柄

上位30銘柄

（2015年12月末日現在）

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1	France Government Bond OAT	フランス	国債	3.750	2021/4/25	161,000	191,824.19	191,864.99	4.03
2	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	6.000	2031/5/1	114,000	36,634.00	172,141.49	3.61
3	France Government Bond OAT	フランス	国債	4.250	2018/10/25	142,000	161,968.04	159,848.83	3.36
4	Netherlands Government Bond	オランダ	国債	5.500	2028/1/15	101,400	138,505.82	153,265.09	3.22
5	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	1.000	2025/8/15	138,000	139,985.82	142,806.82	3.00
6	Spain Government Bond	スペイン	国債	5.850	2022/1/31	97,000	110,348.33	124,716.48	2.62
7	France Government Bond OAT	フランス	国債	2.250	2024/5/25	108,000	114,376.32	121,575.06	2.55
8	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	4.000	2037/1/4	76,000	107,935.01	112,850.73	2.37
9	AIB Mortgage Bank	アイルランド	社債	4.875	2017/6/29	100,000	108,230.00	107,082.50	2.25
10	Heta Asset Resolution AG	オーストリア	社債	2.375	2022/12/13	100,000	99,351.00	106,449.60	2.24
11	Iceland Government International Bond	アイスランド	国債	2.500	2020/7/15	100,000	102,625.00	104,654.30	2.20
12	Poland Government Bond	ポーランド	国債	4.750	2016/10/25	417,000	101,812.77	100,740.73	2.12
13	Bundesobligation	ドイツ	国債	1.000	2018/10/12	95,000	98,724.95	98,433.30	2.07
14	Realkredit Danmark A/S	デンマーク	社債	2.000	2024/4/1	700,000	104,844.72	97,010.07	2.04
15	France Government Bond OAT	フランス	国債	5.750	2032/10/25	56,000	70,996.36	90,456.80	1.90
16	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	2.000	2025/12/1	85,000	87,754.00	88,045.55	1.85
17	Czech Republic International	チェコ	国債	3.875	2022/5/24	71,000	76,581.72	85,539.74	1.80
18	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	0.500	2025/2/15	78,000	76,806.60	77,554.23	1.63
19	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	1.500	2023/2/15	71,000	76,780.82	77,315.31	1.62
20	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	1.700	2018/9/15	67,000	71,108.28	71,525.12	1.50
21	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	2.000	2022/1/4	62,000	69,914.51	69,086.92	1.45
22	Austria Government Bond	オーストリア	国債	3.900	2020/7/15	55,000	64,684.15	64,834.28	1.36
23	Nationwide Building Society	イギリス	社債	4.375	2022/2/28	50,000	48,700.00	61,261.75	1.29
24	UniCredit SpA	イタリア	社債	4.375	2022/1/31	50,000	55,425.00	60,752.40	1.28
25	Lloyds Bank PLC	イギリス	社債	6.500	2020/3/24	50,000	60,325.00	60,544.40	1.27
26	EUROFIMA	国際機関	社債	4.000	2021/10/27	50,000	49,935.00	60,375.50	1.27
27	America Movil SAB de CV	メキシコ	社債	4.750	2022/6/28	50,000	61,500.00	60,303.50	1.27
28	Cloverie PLC for Zurich Insurance Co Ltd	アイルランド	社債	7.500	2039/7/24	50,000	55,753.00	59,203.30	1.24
29	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	2.500	2044/7/4	47,000	60,109.32	58,639.83	1.23
30	Austria Government Bond	オーストリア	国債	3.400	2022/11/22	48,000	55,521.73	57,915.98	1.22

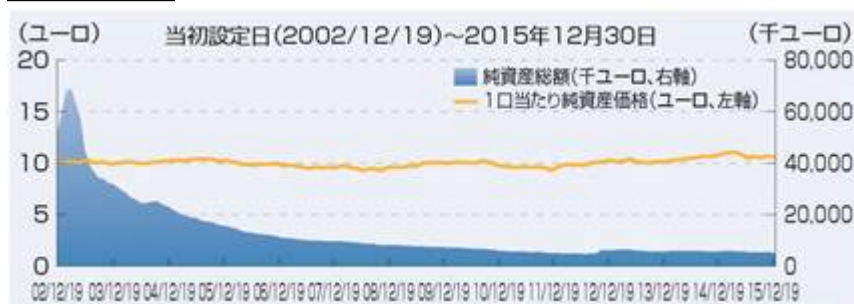
(2) 運用実績

純資産の推移

2015年12月末日前一年間の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2015年1月末日	5,744	757	10.98	1,447
2月末日	5,797	764	11.02	1,452
3月末日	5,679	748	11.09	1,461
4月末日	5,580	735	10.94	1,442
5月末日	5,554	732	10.77	1,419
6月末日	5,378	709	10.48	1,381
7月末日	5,401	712	10.65	1,403
8月末日	5,362	707	10.56	1,391
9月末日	5,349	705	10.58	1,394
10月末日	5,277	695	10.65	1,403
11月末日	5,244	691	10.67	1,406
12月末日	4,762	627	10.54	1,389

純資産の推移



分配の推移

2015年12月末日前一年間の各月の1口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
2015年1月	0.011	1.45
2月	0.011	1.45
3月	0.011	1.45
4月	0.011	1.45
5月	0.011	1.45
6月	0.011	1.45
7月	0.011	1.45
8月	0.011	1.45
9月	0.011	1.45
10月	0.011	1.45
11月	0.011	1.45
12月	0.011	1.45

2015年6月1日～2015年11月30日	0.066ユーロ
1口当たり分配金 設定来累計 (2015年11月末日までの累計額)	2.872ユーロ

収益率の推移

下記期間における収益率は、以下のとおりです。

計算期間	収益率（注）
2015年1月1日～2015年12月31日	-1.19%

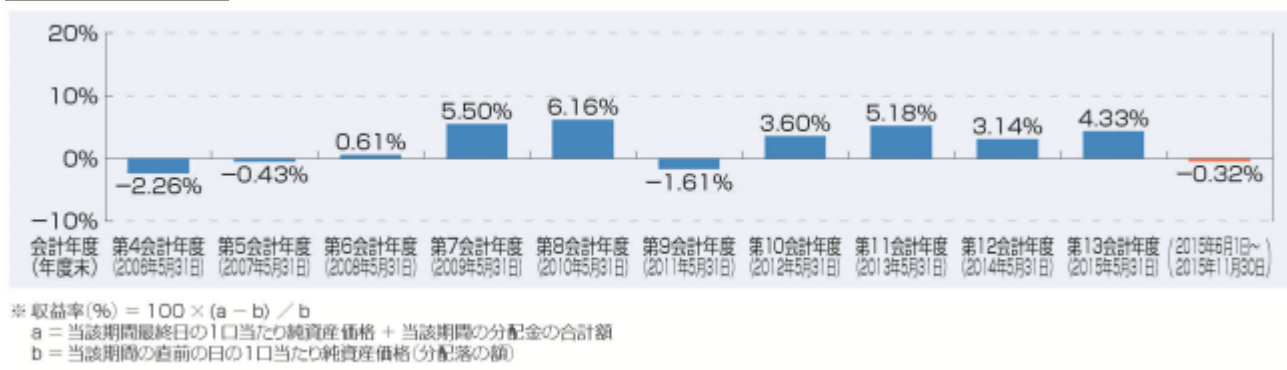
計算期間	収益率（注）
2015年6月1日～2015年11月30日	-0.32%

（注）収益率（%）= $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

年間収益率の推移



2 販売及び買戻しの実績

2015年12月末日前一年間における販売および買戻しの実績ならびに2015年12月末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

販売口数	本邦内における 販売口数	買戻し口数	本邦内における 買戻し口数	発行済口数	本邦内における 発行済口数
□ 139,900	□ 139,900	□ 212,270	□ 212,270	□ 451,930	□ 451,930

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」および財務報告基準第104号「中間財務報告」を含むアイルランドの会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成27年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝131.77円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
資産・負債計算書
2015年11月30日現在

	注記	2015年11月30日		2015年5月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
現金預金	5	29,918	3,942	81,814	10,781
未収債権	6	-	-	61,274	8,074
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2,3	5,295,972	697,850	5,449,123	718,031
資産合計		<u>5,325,890</u>	<u>701,793</u>	<u>5,592,211</u>	<u>736,886</u>
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	80,876	10,657	38,040	5,013
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	2,3	866	114	377	50
負債(買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く)		<u>81,742</u>	<u>10,771</u>	<u>38,417</u>	<u>5,062</u>
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産		<u>5,244,148</u>	<u>691,021</u>	<u>5,553,794</u>	<u>731,823</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

運用計算書

2015年11月30日に終了した期間

	注記	2015年11月30日		2014年11月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
収益					
預金利息	2	15	2	4	1
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産・負債に係る純利益	10	38,203	5,034	243,416	32,075
その他の収益		338	45	-	-
収益合計		<u>38,556</u>	<u>5,081</u>	<u>243,420</u>	<u>32,075</u>
費用					
預金利息	2	-	-	14	2
受託会社報酬	9	1,609	212	1,700	224
販売会社報酬	9	13,402	1,766	14,170	1,867
代行協会員報酬	9	2,684	354	2,834	373
投資運用報酬	9	8,037	1,059	8,502	1,120
投資顧問報酬	9	5,367	707	5,667	747
管理事務代行報酬	9	3,485	459	3,684	485
副保管費用		1,863	245	4,290	565
監査報酬		1,663	219	1,938	255
法務報酬		13,454	1,773	14,370	1,894
印刷費		17,045	2,246	9,335	1,230
その他の費用		1,952	257	6,711	884
費用合計		<u>70,561</u>	<u>9,298</u>	<u>73,215</u>	<u>9,648</u>
純（費用） / 収益		<u>(32,005)</u>	<u>(4,217)</u>	<u>170,205</u>	<u>22,428</u>
ファイナンス費用					
分配金	12	(33,245)	(4,381)	(34,945)	(4,605)
ファイナンス費用合計		<u>(33,245)</u>	<u>(4,381)</u>	<u>(34,945)</u>	<u>(4,605)</u>
源泉徴収税		(465)	(61)	-	-
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の増（減）		<u>(65,715)</u>	<u>(8,659)</u>	<u>135,260</u>	<u>17,823</u>

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
 買戻可能受益証券保有者に帰属する
 純資産の変動計算書
 2015年11月30日に終了した期間

	2015年11月30日		2014年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,553,794	731,823	5,786,386	762,472
買戻可能受益証券の発行手取金	1,318,453	173,733	13,303	1,753
買戻可能受益証券の買戻支払金	(1,576,380)	(207,720)	(426,020)	(56,137)
純収益平準化(注2)	591	78	3,002	396
純資本平準化(注2)	13,405	1,766	19,765	2,604
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の増(減)	(65,715)	(8,659)	135,260	17,823
期末現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,244,148	691,021	5,531,696	728,912

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

財務書類に対する注記

2015年11月30日

1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証書は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証書の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(EUR:ユーロ)(以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド(AUD:豪ドル)(以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配カナダ・ボンド・ファンド(CAD:カナダドル)(以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。))および毎月分配 米国優先証券ファンド(US\$:米ドル)(以下「米国優先証券ファンド」という。)である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはしていない。

オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。当該サブ・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはしていない。

カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および/または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

米国優先証券ファンドの主たる投資目的は、主として米ドル建てまたは利息・元本等の支払が米ドル建てで行われる優先証券のポートフォリオに投資することによって、第一に高水準のインカム収益の提供を、第二に信託財産の成長を追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始し、米国優先証券ファンドは2003年9月30日に運用を開始した。

2014年7月22日付で、エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、欧州連合(EU)のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する通達(以下「AIFMD」という。)に従ってオルタナティブ投資ファンド運用会社(AIFM)として登録された。AIFMDの主な目的の一つは、管理会社およびオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)の活動を取り巻く透明性を向上させることである。

米国優先証券ファンドの受益証券は、2003年12月9日にアイルランド証券取引所に上場された。

2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、財務報告基準第102号(以下「FRS102」という。))「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」および財務報告基準第104号(以下「FRS104」という。))「中間財務報告」を含むアイルランドの会計基準に準拠して作成されている。ファンドがFRS102およびFRS104に基づいて実績を表示するのは今回が初度である。アイルランドGAAPに基づく最後の財務書類は、2015年5月31日に終了した年度に対してであった。FRS102およびFRS104への移行日は、2015年6月1日であった。FRS102およびFRS104への移行により、ファンドの報告された財政状態または財務実績のいずれにも、従前に表示されたものと比較して変更はなかった。冒頭の2015年5月31日または2015年11月30日現在の資産・負債計算書に表示された資本に対する調整は行われなかった。

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102「キャッシュ・フロー計算書」に従う一部のオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

かかる見積りならびに付随する判断は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる様々なその他の要因に基づくものであり、これらの結果は他の情報源からは即時に判定しえない資産および負債の簿価についての判断の基礎となる。実際の結果はこれらの見積りと異なることがある。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならびに開始時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品(「取引用証券」)は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価額の増減は、運用計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価額は、期末現在の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産・負債に関して使われる取引相場価格は、現在の売呼値である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の運用計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息および投資に係る受取配当金が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純利益の部分として運用計算書に計上される。2015年11月30日に終了した期間の取引用金融商品からの損益はすべて、運用計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼす可能性があり、その差異は重大となることがある。

外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨(「機能通貨」)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ(「EUR」)、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル(「AUD」)、カナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル(「CAD」)および米国優先証券ファンドに関しては米ドル(「US\$」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、期末現在の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。債券収益は、年率を用いて計算される。

費用

費用は、発生基準により会計処理される。

純収益/(費用)および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)に関する平準化支払額が含まれる。

買戻可能受益証券1口当たり純資産価格(「NAV」)

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たりNAVは、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102セクション7.1Aに従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

2015年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	5,222,060	54,107,568	24,213,254	5,244,080
- 優先証券	-	-	-	21,178,073
- 投資有価証券配当金	-	-	-	38,273
- 投資有価証券発生利息	73,652	540,872	317,218	246,645
- 先渡為替契約	260	-	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,295,972	54,648,440	24,530,472	26,707,071

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：				
- 先渡為替契約	866	-	-	12
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	866	-	-	12

2015年5月31日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	5,380,466	58,591,066	26,598,386	15,720,882
- 優先証券	-	-	-	13,918,201
- 投資有価証券配当金	-	-	-	38,273
- 投資有価証券発生利息	68,657	604,941	376,882	273,050
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,449,123	59,196,007	26,975,268	29,950,406

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有：				
- 先渡為替契約	377	-	3	2
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	377	-	3	2

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 活発な市場における同一の商品に関する取引値（レベルA）、
- ・ 同一の商品に関する直近の取引価格（レベルB）、
- ・ 観測可能な市場データを使用する評価技法（レベルC）、および
- ・ 観測不能な市場データを使用する評価技法（レベルC）。

ユーロ・ボンド・ファンド

2015年11月30日	レベルA EUR	レベルB EUR	レベルC EUR	合計 EUR
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	5,222,060	5,222,060
先渡為替契約	-	-	260	260
	-	-	5,222,320	5,222,320
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	-	866	866

-	-	866	866
---	---	-----	-----

2015年5月31日

レベルA EUR	レベルB EUR	レベルC EUR	合計 EUR
-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

-	-	5,380,466	5,380,466
-	-	5,380,466	5,380,466

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡為替契約

-	-	377	377
-	-	377	377

オーストラリア・ボンド・ファンド

2015年11月30日

レベルA AUD	レベルB AUD	レベルC AUD	合計 AUD
-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

-	-	54,107,568	54,107,568
-	-	54,107,568	54,107,568

2015年5月31日

レベルA AUD	レベルB AUD	レベルC AUD	合計 AUD
-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券

-	-	58,591,066	58,591,066
-	-	58,591,066	58,591,066

カナダ・ボンド・ファンド

2015年11月30日	レベルA C A D	レベルB C A D	レベルC C A D	合計 C A D
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	24,213,254	24,213,254
	-	-	24,213,254	24,213,254

2015年5月31日	レベルA C A D	レベルB C A D	レベルC C A D	合計 C A D
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	26,598,386	26,598,386
	-	-	26,598,386	26,598,386

損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	-	3	3
	-	-	3	3

米国優先証券ファンド

2015年11月30日	レベルA U S \$	レベルB U S \$	レベルC U S \$	合計 U S \$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	5,244,080	5,244,080
優先証券	-	-	21,178,073	21,178,073
	-	-	26,422,153	26,422,153

損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	-	12	12
	-	-	12	12

2015年5月31日	レベルA U S \$	レベルB U S \$	レベルC U S \$	合計 U S \$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	-	15,720,882	15,720,882
優先証券	-	-	13,918,201	13,918,201
	-	-	29,639,083	29,639,083

損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先渡為替契約	-	-	2	2
	-	-	2	2

4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

米国優先証券ファンド

下記に、いくつかの重要なリスク・タイプならびにブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（以下「ブラックロック」という。）がかかる特別リスクの査定、モニターおよび管理を実行しているプロセスの概略を記載する。

市場リスク

市場リスクは、証券、デリバティブまたはデリバティブが関係する裏付資産、参照金利もしくは指数に対する市場の不利な変動（資産価格、ボラティリティ、イールドカーブの変化、推定オプション・ボラティリティまたはその他の市場変数を含む。）に係るリスクを示す。かかるリスクは、金融商品またはその派生商品（デリバティブ）を保有することにより発生し、金融商品または市場の価格変動に対するリスク負担を生じる。

以下の特別プロセスが、市場リスクをコントロールし投機を禁止するため実施される。

- ・ デリバティブが全額払込済エクスポージャー・ベースで組入れられている場合、サブ・ファンドの市場リスクはブラックロックが査定する。オプションまたはオプション関連デリバティブが利用される場合、エクスポージャー（リスク負担）はデルタ加重ベースで決定される。
- ・ ポートフォリオのギアリングに関する制限が実施される（すなわち、市場エクスポージャーのレベルが、サブ・ファンドの市場価格を超える場合）。デリバティブは、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより課されたギアリング/借入制限を回避する目的で利用することはできない。
- ・ ある資産クラスに対するサブ・ファンドの純エクスポージャー（デリバティブ商品のデルタ加重エクスポージャーを含む。）は、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより制限される。
- ・ エクスポージャーを得るためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、純デリバティブ・ポジションから発生し得る債務を弁済するため十分な現金または妥当な同等流動資産を保有する。エクスポージャーを除くためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、合理的なヘッジであるとみなされる資産を保有する。

ポートフォリオの構築は、総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われる。適切な場合、投資監督者またはシニア・ファンド・マネジャーは、ベンチマーク（B o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）と対照して達成済のサブ・ファンドの運用成績および実績目標を定期的に監視し精査する。関係する場合、かかる者はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の再検討も行う。

サブ・ファンドについて、定期的に投資の見直しを実施される。リスク報告は、バーラ・イージス、ファクトセット・ポートフォリオ分析、リッパー・ハインドサイトおよびS & Pマイクロパル等のシステム、ならびに多くのブラックロック社内開発による分析ツールから得た（ただし、これらに限定されない）情報および分析を利用する。

ブラックロック独自の定量リスク管理分析技術は、すべてのセクター、個別ポートフォリオおよび証券ならびに指数および特製ベンチマークのリスク特性（金利、イールドカーブ、キャッシュフロー、信用および流動性リスクを含む。）のモデルを作り出す。日々更新され、広範囲にわたるリスク基準には、デュレーション、スワップ・スプレッド・デュレーション、主要金利デュレーション、凸性、オプション調整後デュレーション、売買スプレッドおよびボラティリティを含む。また独自の分析システムは、購入前に各取引のリバースエンジニアリング（逆行分析）をブラックロックが行うことを可能にする。証券（およびポートフォリオ）は、「もし~だったらどうなるか」というシナリオの主題とされ、金利の変動が有効デュレーションおよび証券とポートフォリオのキャッシュフローに及ぼす影響が識別される。この種の分析は、各証券およびそのパラメータ上の特性についての完全な理解を提供し、しばしば他の分析手法では明白にならないと思われる、価値に影響する証券の構造的特徴を明らかにする。

想定最大損失額（「V a R」）は、ブラックロックがポートフォリオ全体のリスクを測定するため利用するツールの一つである。ブラックロックのV a Rの数値は、以下の二通りに解釈され得る。

- 1) 「予想」最悪損失 - 1年間に、ポートフォリオがそのドル建てV a Rを超えない損失を負う確率は95%である。
- 2) 定期的発生事象 - 20年に1度、ポートフォリオは、V a Rを上回るかまたはV a Rに等しい損失を被ることになる。

サブ・ファンドの投資ガイドラインには、具体的なV a R制限の概略を記載していない。しかし、ブラックロックのリスク・定量分析（「R Q A」）グループは、毎日、毎週および毎月、サブ・ファンドのリスクを監視している。サブ・ファンドのパラメータ上のリスクが、類似の投資指図に従う他のファンドと著しく異なっている場合、R Q Aグループは、投資運用会社に対し、リスクを軽減するため原因を見極めるよう注意を促す。

V a Rに対するブラックロック手法の基礎的要素は、主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析である。ブラックロックは、イールドカーブ上の異なる11地点に対するポートフォリオの感応度を測定する主要レート・デュレーション手法を利用する。主要レート・デュレーションは、平行地点のイールドカーブの変化を部分的イールドカーブの変化に分解する。主要構成要素は見落とされている要因であり、金利の過去の変動の「大部分」を説明している。主要

レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析は、V a Rに関するすべての業務においてブラックロックにより利用される。

V a R - シミュレーション（ファット・テール、非線形ならびに非対称利得）

ブラックロック・ソリューションズ（B R S）は、パラメータ上のモデル、グリッド・モンテカルロ・シミュレーションおよび過去シミュレーションを含む、複数の市場におけるスタンダードであるポートフォリオ・リターン・ボラティリティならびにV a Rモデルを提供する。主要金利デュレーションによる分散／共分散ベースの強化されたデルタ標準モデルは、線形のポートフォリオに対して採用される。グリッド・モンテカルロは、通常、非線形のリスク特性を持つポートフォリオに対して用いられる。ハイブリッド・シミュレーション／分析モデル、包括的V a Rは、大規模かつグローバルなポートフォリオに対して信頼性があり、線形および非線形の両方のリスク特性を収集する。

パラメータ上のV a R

B R Sは、グローバルなリスク要因を収集するパラメータ上のポートフォリオ・リターン・ボラティリティならびにV a Rモデルを提供する。かかる画一的アプローチは、市場リスク要因の変動に対するポートフォリオ感応度が、部分的デュレーションにより近似されることがあると仮定する。かかるモデルは、すべてのキャッシュ・フローを明確に評価し、ポートフォリオ感応度を得るために主要金利デュレーションに依存する。分散／共分散行列は、2年の指数（または均一）加重データに基づく。下落による損失の可能性（例：V a Rでは95%）ならびに一標準偏差における予想リスク／リターンは、ポートフォリオ、ベンチマークに対して積極的に報告されることがある（例：ギャップ）。

B R Sの目的は、世界で最も評判の高い投資マネージャーおよびリスクマネージャーになること、ならびにすべての市場サイクルにおいて顧客から高く評価されるパートナーになることである。B R Sの責務は、優れた製品およびサービスを引渡すことによって顧客に対して価値を生み出すことである。B R Sは、最高水準の倫理基準を保ち、最高の完全性を持って運用を行っている。これらがB R Sの文化を定義する本質的価値である。

これらの目的を鑑みて、B R Sはそのシステムおよびリサーチ能力を高め、変化する市場環境および顧客のニーズに合致するよう新製品を開発し、かつ、顧客が市場の出来事に対してより理解を深め、対処することができるよう情報および市場の動向を提供することにより、既存製品の改善に継続的に取り組んでいる。

ブラックロックのV a R分析システムにより、ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分をブラックロックが個別に詳細にモニタリングし、サブ・ファンドが負っている特別リスクをブラックロックが識別し定量化することができる。

2015年11月30日のサブ・ファンドのポートフォリオの相対V a R（ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマーク（B o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）の3.70%であった（2015年5月31日：1.86%）。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

金利は、国際金融市場の需要と供給の要因により決定され、かかる市場は、マクロ経済的要因、投機および中央銀行と政府の介入によって影響を受ける。短期ないし長期の金利の変動は、サブ・ファンドの純資産額に影響を及ぼすことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利リスクがサブ・ファンドの投資目標内で取引されているか（主に、デュレーション・リスクの制約内で定められる。）は、アラジンのコンプライアンス部門のモニター・システムにより監視され、例外について、日々、ファンド・マネージャー、アカウント・マネージャー、ブラックロックの法務・コンプライアンス部門に報告される。

金利エクスポージャー報告書は、ファンド運用チームに定期的に提供される。金利エクスポージャーの提示方法として、ベンチマークであるB o f A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックスからの偏差が、デュレーション別に、満期バケット、通貨、セクターまたは格付毎に詳述される。一定の状況において、エクスポージャーはまたモデル・ポートフォリオとも比較され、モデルからの偏差が強調される。

2015年11月30日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのV a Rは年間でベンチマークの-0.37%であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブV a R分析（2015年11月30日現在）

リスク・グループ	デュレーション（年）	寄与（%/年）
カーブ		
米国財務省証券		-0.37
3ヵ月	-0.16	0.01
1年	-0.05	0.01
2年	0.09	-0.02
3年	0.40	-0.12

5年	0.02	- 0.01
7年	- 0.03	0.01
10年	0.14	- 0.05
15年	0.09	- 0.03
20年	0.26	- 0.10
25年	0.08	- 0.03
30年	0.12	- 0.04

「寄与（%/年）」欄の数字は、イールドカーブの様々な部分でサブ・ファンドのカーブ・ポジショニングが、年間にどの程度のリスクを追加するか、またはポートフォリオ全体のリスクを減らすかをパーセントの単位で表示している。2015年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの-0.01%であった。リスク寄与度に関しては、金利リスクはポートフォリオ全体のリスクを低減する要因となった。

カーブVaR分析（2015年5月31日現在）

リスク・グループ	デュレーション（年）	寄与（%/年）
カーブ		
米国財務省証券		- 0.01
3ヵ月	- 0.11	0.00
1年	0.03	0.00
2年	0.03	0.00
3年	0.49	0.03
5年	0.21	0.02
7年	- 0.11	- 0.01
10年	- 1.49	- 0.16
15年	0.11	0.01
20年	0.27	0.03
25年	0.11	0.01
30年	0.45	0.06

信用リスク

債券価格は、その信用特性の変化につれて変動する可能性がある。通常、発行体の信用格付が低下すればするほど、より利回りは高くなり、不履行の可能性も高くなる。クレジット調査は、価値を追加する機会を見極め、信用問題を回避し、かつ直面し得る問題をうまく処理することを目指している。そのため、ブラックロックは、セクター別に（投資適格および高利回り社債）、債券アナリストおよび地方債アナリストから成るグローバル・クレジット・リサーチ・チームを編成している。クレジット・アナリストは社債、高利回り社債および地方債インベストメント・マネジャーと緊密に作業を行うが、調査担当アナリストが承認しない限り、債券は購入されない。アナリストは、以下の企業の識別に努める。

- (a) 各業界で良好な位置を占めている企業
- (b) 強力で安定した経営チームを擁する企業
- (c) 健全な経営、会計および管理状況を示している企業
- (d) 持続可能で比較的予想可能なキャッシュフローを生み出している企業
- (e) 合理的な財務上の弾力性を維持している企業

ブラックロックのアナリストは、財務書類の審査および企業の経営陣との協議を通じ各々の信用リスクを評価する。ブラックロックは、企業の経営陣とのコミュニケーションにより極めて貴重な識見を得られると確信している。投資が決定された場合、すべての投資対象について全く同様の規律で継続的に調査が行われる。

クレジット・アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、関係指数の銘柄およびブラックロックが保有していないが、保有を検討している銘柄の監視について責任を有する。

通常の状態において、サブ・ファンドは、その資産総額の少なくとも80%を、確立された格付機関によりBaa/BBの投資適格と格付けされているか、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる優先証券または債務証券に投資する。

サブ・ファンドは、その資産総額の20%を限度に、投資不適格（ムーディーズによるBa以下、スタンダード・アンド・プアーズによるBB以下またはフィッチによるBB以下）の証券、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品

質であるとみなされる証券に投資することができるが、当該証券は、投資適格と格付けされている上位債務を発行済の発行体により発行されていることを条件とする。サブ・ファンドがある発行体の優先証券または債務証券を購入した後に当該発行体が投資不適格に格下げされた場合、サブ・ファンドは、当該優先証券または債務証券を保有し続けることができるが、投資運用会社は、合理的な期間内に当該優先証券債務を売却するよう努力する。

サブ・ファンドはまた、その資産総額の20%を限度に普通株式に投資することができる。サブ・ファンドは、直接普通株式に投資するというのではなく、証券の転換可能特性、受益証券の売出しもしくは公開買付の際の転換可能特性により、または証券もしくは類似取引の再編もしくは破綻に関連して普通株式を取得し保有することがある。

格付カテゴリ別ポートフォリオ（2015年11月30日現在）

格付	ポートフォリオ （%NAV）	ベンチマーク （%NAV）	差
政府	0.00	0.00	0.00
A A	5.54	0.00	5.54
A	10.76	0.00	10.76
B B B	55.74	97.59	- 41.85
B B	26.07	2.41	23.66
その他	1.89	0.00	1.89
合計	100.00	100.00	

格付カテゴリ別ポートフォリオ（2015年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ （%NAV）	ベンチマーク （%NAV）	差
政府	0.00	0.00	0.00
A A	6.63	0.00	6.63
A	11.85	0.00	11.85
B B B	57.66	97.34	- 39.68
B B	22.16	2.66	19.50
その他	1.70	0.00	1.70
合計	100.00	100.00	

信用リスクには、取引相手方リスクと決済リスクも含まれる。取引相手方リスクとは、取引相手方がその取引約定を履行できない場合にブラックロックまたはそのクライアントのアカウントが損失を被る潜在的損失のことをいう。

ブラックロックの取引相手方および集中リスクグループ（Counterparty & Concentration Risk Group）は、以下の全社規模の取引相手方に対する与信方針および手順を実行、更新ならびに執行する責任を負う。

- 1．取引相手方の将来の信用度を査定し、取引相手方を承認する。
- 2．資産クラス毎に生じる、各取引相手方に対する信用リスクのエクスポージャーを測定し、監視する。
- 3．エクスポージャーの設定、確認または調整目的で、必要に応じて取引相手方の財務実績を監視する。
- 4．商品毎、傾向毎および取引相手方毎にエクスポージャーのレベルの監視を実施し、総エクスポージャーが認められた時点でポートフォリオ・マネジャーに報告する。
- 5．ISDAおよびその他のデリバティブ関連文書に対する信用問題の指針および監視を提供する。ブラックロックは通常、スワップの取引相手方に対して、取引開始時に少なくともAの格付を有していることを要求する。

決済リスクとは、予定された決済金の支払または債務が適時にまたは全く履行されないリスクである。決済は、取引がそのすべての当事者（ブローカーまたはディーラー、清算機関およびその他の金融機関を含む。）の帳簿および記録に記載される際のプロセスと定義される。

ブラックロックが投資する大部分の市場は、決済リスクが最少のDVP（引渡しと支払の同時決済）である。市場がDVPではない（例えば、ロシア）と分類される場合、取引者本人に関する決済リスクを避けるため、ブローカーとの間で特別な決済上の合意（前払い/前渡し）が定められる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグロー

バル副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「BBH&Co.」）を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH&Co.に現金が保管されることで、最終的にBBH&Co.に保管される。サブ・ファンドは、BBH&Co.スweepプログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH&Co.が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、キャッシュ・マネジメント・スweep（「CMS」）プログラムに参加することが（sweepされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+（2015年5月31日：A+）である。

流動性リスク

流動性リスクは、（ ）市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができないリスク、または（ ）デリバティブ取引から生じたサブ・ファンドの金融債務（追加証拠金請求等）が履行され得ないリスクを示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

さらに、優先証券は、事実上、普通株式等のその他多くの証券に比べ流動性が欠くことがある。サブ・ファンドは、優先証券を適当な価格および時期に処分することが困難なことがある。

流動性リスクは、以下の方法でコントロールされる。

- ・ ブラックロックの投資運用担当者は、各特定のサブ・ファンドの投資目的および流動性要件との関連で利用されるすべての商品（デリバティブを含む。）の流動性を考慮して、これを維持する。現金ポジションについて、サブ・ファンドがそのデリバティブ・ポジションおよび受益者による買戻しから発生する債務を十分に弁済し得ることを確保するため、日々監視および報告が行われる。
- ・ ブラックロックはまた、サブ・ファンドの現金比重を見直す手順、および極端な市場変動の場合に満期に債務を弁済するための流動性要件の充足を確保する手順を実施している。
- ・ RQAは、流動性リスクに対し格別に敏感に反応するファンド、例えば、高利回り債、特殊市場または特殊産業セクターに多額の投資を行っているファンドについて特別な審査を実施する。
- ・ すべての流通銘柄は、日々、市場の情報に基づき評価される。非流通銘柄は、必要に応じ、また公式には毎月、ブラックロックのプライシング委員会により正確を期するため審査される。
- ・ ブラックロックのプライシング委員会はまた、資産の流動性に影響を及ぼす重大な市場事由（本国送金問題等）を処理する。

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2015年11月30日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	0.96	0.00
その他	-0.04	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	15.59	0.36
3年から5年	0.00	0.00
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	0.00	0.00
15年から20年	0.10	0.01
20年以上	83.39	3.62
合計	100.00	3.99

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2015年5月31日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	-0.02	0.00
その他	0.83	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	10.81	0.28

3年から5年	6.44	0.19
5年から7年	0.00	0.00
7年から10年	0.00	0.00
10年から15年	0.00	0.00
15年から20年	0.09	0.01
20年以上	81.85	4.43
合計	100.00	4.91

2015年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 U S \$	合計 U S \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	169,254	169,254
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	12	12
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	26,782,382	26,782,382
負債合計	26,951,648	26,951,648

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	US \$	US \$
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	181,466	181,466
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	2	2
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額	30,020,330	30,020,330
負債合計	30,201,798	30,201,798

サブ・ファンドによる借入れは、流動性を得ることを目的とする場合にのみ認められ、いつでもサブ・ファンドの純資産の最大10%に限定される。サブ・ファンドは、受益者に対する買戻代金の支払資金を調達するため、またはその他の投資対象の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資上の短期資金調達のため短期の借入れを行うことができる。

サブ・ファンドの買戻し方針上、買戻請求書は、管理会社の事務所において買戻しが行われる取引日の午前10時（ダブリン時間）までに受領されていなければならない。受益証券は、インベストメント・マネジャーが買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。買戻金は、買戻しが行われる取引日（同日を含む。）から5営業日目までに、サブ・ファンドの基準通貨で受益者の口座宛に銀行電信振替により支払われる。

通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

オーストラリア・ボンド・ファンド

オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、インベストメント・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ・マネジャーおよび経営陣ならびに債券責任者により精査される。そのため、前日のポジショニングの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セクター・チームの責任者、シニア・ポートフォリオ・マネジャーおよび債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

市場リスク

市場リスクの監視プロセス

サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、インベストメント・マネジャーにより管理される。インベストメント・マネジャーは、マクロ経済上の変動（金利の変動および金利スプレッドの変化等）に関連しポートフォリオのリターンへの感応度を監視する。AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッド（以下「AMP C I」という。）の債券運用チームは現在、リスクを計算するためブラックロック・アラジン・リスク管理システムを利用し、また、ポートフォリオ・マネジャーは、オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定し、次にかかる予算を監視する。これにより、インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、ブラックロック・アラジン・リスク管理システムであり、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、インベストメント・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因（株式特有リスクを含む。）に分類している。本報告書により、インベストメント・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのインベストメント・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、AMP C Iはまた、各発行体の信用リスクを査定するためにボトムアップ分析を利用する。

以下の表では、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	市場価格
-------	------	------

	2015年11月30日	2015年5月31日
現金	0.47%	0.86%
国債	19.06%	16.73%
準国債	19.48%	21.78%
社債	60.99%	60.63%
合計	100.00%	100.00%

デュレーション寄与

A M P C Iのインベストメント・マネジャーはまた、サブ・ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、サブ・ファンドのリターン総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

ベータ

ベータは、U B Sオーストラリア債券（総合）指数の変動に対するサブ・ファンドのリターンの感応度を測定する。2015年11月30日までの6ヵ月間のサブ・ファンドの平均ベータは0.98である。これは、U B Sオーストラリア債券（総合）指数の単位価格の1%の変動が、サブ・ファンドの単位価格に0.98%の変動を生じる見込であることを意味する。2015年5月31日のサブ・ファンドの平均ベータは0.93であった。

ベータ・モデルを使用すると、ベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのN A Vを54,516,257豪ドルから55,051,214豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのN A Vは53,981,300豪ドルに減少すると思われる。ただし、N A Vに関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。サブ・ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたサブ・ファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

標準偏差

標準偏差は、サブ・ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためインベストメント・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去6ヵ月間のボラティリティの分析に基づき、サブ・ファンドは、2015年6月1日から2015年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの3.28%の標準偏差と比較して3.12%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、サブ・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2015年11月30日に終了した6ヵ月間において、0.10%である。2014年6月1日から2015年5月31日までのサブ・ファンドの標準偏差は、2.61%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブ（満期バケット別）、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。）に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

金利リスク

A M P C Iのインベストメント・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。A M P C Iのインベストメント・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素（金利の同一方向の変動に関係する。）およびイールドカーブ構成要素（イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に関係する。）の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2015年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後デュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2015年11月30日現在

ファンド・デュレーション：4.83

ベンチマーク・デュレーション：4.67

変動%	ポートフォリオ	ベンチマーク	実績増
-----	---------	--------	-----

	市場価格	変動%	市場価格	変動%	%
- 0.50	55,832,825	2.42%	880,779,189,383	2.34%	0.08%
- 0.25	55,174,541	1.21%	870,730,724,013	1.17%	0.04%
0	54,516,257	-	860,682,258,643	-	-
0.25	53,857,973	- 1.21%	850,633,793,274	- 1.17%	- 0.04%
0.50	53,199,689	- 2.42%	840,585,327,904	- 2.34%	- 0.08%

2015年5月31日現在

ファンド・デュレーション：4.58

ベンチマーク・デュレーション：4.64

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	61,066,521	2.29%	855,329,452,369	2.32%	- 0.03%
- 0.25	60,383,293	1.14%	845,624,193,209	1.16%	- 0.02%
0	59,700,066	-	835,918,934,050	-	-
0.25	59,016,839	- 1.14%	826,213,674,890	- 1.16%	0.02%
0.50	58,333,611	- 2.29%	816,508,415,730	- 2.32%	0.03%

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、常に、金利のベースポイントの変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これによりAMP C Iは、債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、インベストメント・マネジャーがこれを解明して監視する。

利回りに対する経済の見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りおよびイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値のAMP C Iの社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、AMP C Iの調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。AMP C Iは各種のポジショニング調査をモニターし、これらはデュレーションとイールドカーブを形成する際にモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

流動性リスク

サブ・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、サブ・ファンド全体を10日以内に清算することができるかとAMP C Iは予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻繁に売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2015年11月末日	2015年5月末日
	市場価格%	市場価格%
高度流動性資産	39.32%	39.70%
流動性資産	59.85%	59.50%
取引資産	0.83%	0.80%
非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2015年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	A U D	A U D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	3,527,946	3,527,946
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	54,516,257	54,516,257
負債合計	58,044,203	58,044,203

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	A U D	A U D
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	453,090	453,090
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	59,700,066	59,700,066
負債合計	60,153,156	60,153,156

信用リスク

信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iのインベストメント・マネジャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム（I S E T）による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。インベストメント・マネジャーは、次に、信用デュレーションおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。また、AMP C Iが「低格付」の債券（例えば、B B B +の格付）よりも「高格付」の債券（格付機関によるA A Aの格付）に投資を配分する組入比率に関する決定もある。AMP C Iは、国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素を考慮する。

以下の表では、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用等级付カテゴリー別投資対象の比率を説明する。

国際格付機関による格付

信用等级付	ベンチマーク 2015年11月末日	ポートフォリオ 2015年11月末日	ベンチマーク 2015年5月末日	ポートフォリオ 2015年5月末日
A A A	73.47%	41.31%	72.09%	46.38%
A A +	12.17%	8.58%	12.66%	7.26%
A A	4.57%	7.33%	4.73%	6.43%
A A -	2.49%	3.48%	2.72%	3.28%
A +	1.29%	5.83%	1.62%	3.76%
A	1.77%	12.48%	2.24%	11.72%
A -	1.91%	10.27%	1.74%	13.13%
B B B +	1.05%	5.65%	0.90%	1.84%
B B B	0.97%	3.29%	0.98%	3.08%
B B B -	0.31%	1.78%	0.32%	3.12%
B B +	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

A M P C Iのインベストメント・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。A M P C Iの豊富な信用専門家資源により、我々は、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはA M P C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを観察する責任を負っている。インベストメント・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内にて開発された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。
2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はインベストメント・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。

債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入れを承認するための最終判断は、取締役およびA M P C I部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、インベストメント・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

信用リスクは、発行体または取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユークー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o . を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および/または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M Sに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け

入れている。サブ・ファンドの金融商品は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+（2015年5月31日：A+）である。

信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのトラッキング・エラー情報を評価するため、ベンチマークと比べた保有サブ・ファンドの全信用格付を監視する。サブ・ファンドは、（AMP C Iは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども）投資不適格の資産には投資しない。

取引相手方リスク

取引相手方リスクが生じる証券売買の際に、AMP C Iは、広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最少にするためT+1による取引確認を要求している。

担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2015年11月30日現在、マクワイア・バンクに90,050豪ドル（2015年5月31日：96,582豪ドル）の先物証拠金が預託されていた。スタンダード・アンド・プアーズによるマクワイア・バンクの信用格付は、BBB（2015年5月31日：BBB）である。

減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。

信用リスクの集中

インベストメント・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

ユーロ・ボンド・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、バークレイズ・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引（例えば、為替契約）

サブ・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マニデートに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む。）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に開示されている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デューレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(以下「T・ロウ・プライス」という。)の定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差(トラッキング・エラー)から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール(例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント)および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素(実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動)により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンボラティリティの分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2014年12月1日から2015年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの4.34%の標準偏差と比較して年率4.59%³のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2015年11月30日現在でパークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年度に5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約242,279ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2015年11月30日現在5,244,148⁴ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.924⁵に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約242,279ユーロ減少していたと思われる。これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。

2015年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、ユーロ債市場が、2015年5月31日現在でパークレイズ・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年に5%(クーポンの支払を含む。)上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約254,044ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2015年5月31日現在5,553,794⁶ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.915⁷に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年5月31日現在のサブ・ファンドのNAVに基づき約254,044ユーロ減少していたと思われる。

これは、現在の市況に基づき、12ヵ月間における変動の可能性が合理的にあり得るという投資運用会社の見解を表している。ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で(例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法)ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

訳注：本中間財務書類の原文に添付されているが本書に含まれないInvestment Manager's Report(投資運用会社報告書)に脚注1、2が記載されているため、注記中の脚注は3から開始している。

³ T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。

⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

⁵ 過去3年間のベータ0.924・(T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2015年11月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・ユーロ総合インデックス

⁶ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドが提供する資産評価額。

⁷ 過去3年間のベータ0.915・(T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく)2015年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・ユーロ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2015年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動⁸の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%減少することになり、これは2015年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産5,244,148⁹ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.41¹⁰に基づき、債券価格の168,075ユーロの下落に相当する。

2015年5月31日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動¹¹の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%減少することになり、これは2015年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産5,553,794¹²ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.48¹³に基づき、債券価格の179,943ユーロの下落に相当する。マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.2%増加することになる。

2015年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響（2015年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.2%	- 168,075
+ 1.00%	- 6.4%	- 336,150
- 0.50%	+ 3.2%	168,075
- 1.00%	+ 6.4%	336,150

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2015年5月31日現在の有効デュレーションは6.48およびサブ・ファンドの純資産は5,553,794¹⁴ユーロ）による2015年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

NAVにおける変化分に対する影響（2015年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 3.2%	- 179,943
+ 1.00%	- 6.5%	- 359,886
- 0.50%	+ 3.2%	179,943
- 1.00%	+ 6.5%	359,886

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

⁸ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

⁹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁰ T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹¹ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

¹² 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹³ T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

¹⁴ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、スタンダード・アンド・プアーズまたはムーディーズによりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAAA - / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB - / Baa3の証券に投資され得る。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2015年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	25.83	27.42	- 1.59
AA	30.80	29.86	0.94
A	13.79	10.48	3.31
BAA	29.86	32.24	- 2.38
現金	- 0.28	0.00	- 0.28
	100.00	100.00	0.00

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2015年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 (%)	指数組入比率 (%)	差 (%)
AAA	30.88	27.25	3.63
AA	23.07	29.87	- 6.80

A	14.37	10.94	3.43
B A A	29.30	31.94	- 2.64
現金	2.38	0.00	2.38
	100.00	100.00	0.00

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター／格付、セクター／デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が行われる。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、B B H & C o .¹⁵と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。

投資目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期／年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてB B H & C o . を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるB B H & C o . に現金が保管されることで、最終的にB B H & C o . に保管される。サブ・ファンドは、B B H & C o . スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、B B H & C o . が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および／または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、C M S プログラムに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。B B H & C o . の信用格付は、フィッチからA +（2015年5月31日：A +）の格付を得ている。

¹⁵ すべての為替取引は、副保管会社であるB B H & C o . と共に実行される。B B H & C o . の信用格付は、フィッチからA +（2015年5月：A +）の格付を得ている。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能（T + 2）である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる（借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない）。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2015年11月30日現在および2015年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2015年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	80,876	80,876
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	866	866
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,244,148	5,244,148
負債合計	<u>5,325,890</u>	<u>5,325,890</u>

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	EUR	EUR
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	38,040	38,040
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	377	377
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,553,794	5,553,794
負債合計	<u>5,592,211</u>	<u>5,592,211</u>

通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。サブ・ファンドは、基準通貨以外の通貨によるエクスポージャーをヘッジするために、先渡為替契約を使用した。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2015年11月30日現在、サブ・ファンドは、様々な通貨での短期国債（短期国債）取引を通じて活発な為替取引を行っている。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ（％）（2015年11月30日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	96.36	100.00	- 3.64
日本円	0.12	0.00	0.12
英ポンド	0.04	0.00	0.04
デンマーク・クローネ	2.45	0.00	2.45
ポーランド・ズウォティ	1.02	0.00	1.02
スウェーデン・クローネ	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

通貨別ポートフォリオ（％）（2015年5月31日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	99.84	100.00	- 0.16
英ポンド	0.11	0.00	0.11
デンマーク・クローネ	0.03	0.00	0.03
ポーランド・ズウォティ	0.01	0.00	0.01
ノルウェー・クローネ	0.01	0.00	0.01
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

カナダ・債券・ファンド

金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・カナダ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

市場価格リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保証券、および/または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50％は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デフレーション、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンボラティリティの分析に基づき、カナダ・ボンド・ファンドは、2014年12月1日から2015年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの5.58%の標準偏差と比較して年率4.65%のリターンの標準偏差を示している。

カナダ債市場が、2015年11月30日現在でパークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように前年度中に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,360,527カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2015年11月30日現在24,514,001¹⁶カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.110¹⁷に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,360,527カナダドル減少していたと思われる。

2015年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、カナダ債市場が、2015年5月31日現在でパークレイズ・カナダ総合インデックスにより表象されるように関係する期間に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約1,497,264カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2015年5月31日現在26,993,145¹⁸カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.112¹⁹に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2015年5月31日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約1,497,264カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

¹⁶ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁷ 過去3年間のベータ1.110 -（T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年11月30日現在のファンドの実績総対パークレイズ・カナダ総合インデックス

¹⁸ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

¹⁹ 過去3年間のベータ1.112 -（T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく）2015年5月31日現在のファンドの実績総対パークレイズ・カナダ総合インデックス

金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。

格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2015年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動²⁰の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.8%減少することになり、これは2015年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産額24,514,001²¹カナダドルおよびサブ・ファンドの有効デュレーション7.60に基づき、債券価格の919,275カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.8%増加することになる。2015年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

N A Vにおける変化分に対する影響（2015年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.8%	- 919,275
+ 1.00%	- 7.6%	- 1,838,550
- 0.50%	+ 3.8%	919,275
- 1.00%	+ 7.6%	1,838,550

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを7.34とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2015年5月31日現在のN A Vにおける変化分に対する影響について、下記を参照されたい。2015年5月31日現在のファンドのN A Vは、26,993,145²²カナダドルであった。

N A Vにおける変化分に対する影響（2015年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 3.7%	- 988,446
+ 1.00%	- 7.4%	- 1,976,893
- 0.50%	+ 3.7%	988,446
- 1.00%	+ 7.4%	1,976,893

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で高度に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

²⁰ イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

²¹ 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

²² 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドが提供する資産評価額。

信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄およびサブ・ファンドが保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関によりB B B - / B a a 3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、A A - / A a 3以上に維持されており、サブ・ファンドのN A Vの最大10%が、B B B - / B a a 3の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低50%は、国際的格付機関によりA / A 2以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2015年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （%）	指数組入比率 （%）	差 （%）
A A A	50.56	47.30	3.26
A A	22.91	34.91	- 12.00
A	20.14	10.45	9.69
B A A	5.03	7.34	- 2.31
現金*	1.36	0.00	1.36

	100.00	100.00	
--	--------	--------	--

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの格付カテゴリ別内訳（2015年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ組入比率 （％）	指数組入比率 （％）	差 （％）
A A A	53.42	48.33	5.09
A A	23.08	33.95	- 10.87
A	18.73	10.71	8.02
B A A	4.70	7.01	- 2.31
現金*	0.07	0.00	0.07
	100.00	100.00	

* クーボンの支払が予想される場合、現金は決済ベースで負の数値とはならない。

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドのNAVの5%を超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター／格付、セクター／デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予め管理会社が承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期／年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

受託会社であるエスエムティー・トラスティ（アイルランド）リミテッドは、その保管会社としてスミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドを任命した。スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドは、次に、そのグローバル副保管会社としてBBH&Co.を任命した。現金および証券の両方が、銀行であるBBH&Co.に現金が保管されることで、最終的にBBH&Co.に保管される。サブ・ファンドは、BBH&Co.スイープ・プログラムを締結することを選択している。同プログラムでは、BBH&Co.が、オーバーナイト・エクスポージャーを分散するために、および／または多様な口座についての利息を得るために、オーバーナイト適格銀行を取引相手方とする口座に現金を移動させることを意味する。サブ・ファンドは、CMSプログラムに参加することが（スイープされた残高についての損失のような）投資リスクを負担することを承知しており、またオフショア・オーバーナイト定期預金に伴うソブリンおよび取引相手方リスクを受け入れている。サブ・ファンドの物的資産は、ファンドにおけるその他のファンドの資産から、および受託会社、保管会社およびグローバル副保管会社の独自の資産から分別管理される。フィッチによるBBH&Co.の信用格付は、A+（2015年5月31日：A+）である。

流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能(T+2)である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない)。当年度中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2015年11月30日および2015年5月31日現在、こうした種類の証券に投資していない。

サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。以下の表は、サブ・ファンドの資産および負債を分析し、債券の満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

2015年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	CAD	CAD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	267,663	267,663
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	24,514,001	24,514,001
負債合計	<u>24,781,664</u>	<u>24,781,664</u>

2015年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満	合計
	CAD	CAD
負債		
未払債務 - 1年以内支払期限到来	251,208	251,208
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3	3
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	26,993,145	26,993,145
負債合計	<u>27,244,356</u>	<u>27,244,356</u>

通貨リスク

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2015年11月30日	2015年5月31日
	E U R	E U R
デンマーク・クローネ	127,591	130,443
ポーランド・ズウォティ	101,115	-
英ポンド	3	3
スウェーデン・クローネ	84,785	55,063
合計	313,494	185,509

カナダ・ボンド・ファンド	2015年11月30日	2015年5月31日
	C A D	C A D
ユーロ	-	4,790
日本円	-	(3)
合計	-	4,787

米国優先証券ファンド	2015年11月30日	2015年5月31日
	U S \$	U S \$
ユーロ	17,379	18,054
日本円	1,082	1,072
合計	18,461	19,126

5. 外貨を含む現金預金

現金残高は、B B H & C o . に保有され、またオーストラリア・ボンド・ファンドの負担する証拠金90,050豪ドル（2015年5月31日：96,582豪ドル）は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有されている。先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

6. 未収債権

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	-	414	6	7
ファンド受益証券発行未収金	-	326,794	80,640	-
投資有価証券発行未収金	-	1,476,752	-	-
その他の資産	-	-	40,816	-
2015年11月30日現在	-	1,803,960	121,462	7

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	-	787	19	8
ファンド受益証券発行未収金	61,274	155,150	-	-
その他の資産	-	2,670	44,051	-
2015年5月31日現在	61,274	158,607	44,070	8

7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

	EUR	AUD	CAD	US\$
未収利息	9	-	-	3
ファンド受益証券買戻未払金	40,007	522,662	205,764	36,404
投資有価証券購入未払金	-	2,662,151	-	-
未払報酬引当金（注9）	35,437	122,604	61,899	63,702
未払分配金	5,423	220,529	-	69,145
2015年11月30日現在	80,876	3,527,946	267,663	169,254

	EUR	AUD	CAD	US\$
未収利息	24	-	-	3
ファンド受益証券買戻未払金	-	115,128	50,347	50,775
投資有価証券購入未払金	17,039	-	148,306	-
未払報酬引当金（注9）	15,365	101,702	52,555	54,784
未払分配金	5,612	236,260	-	75,904
2015年5月31日現在	38,040	453,090	251,208	181,466

8. 期間/年度中発行および買戻しの買戻可能受益証券

2015年11月30日	ユーロ・ ボンド・ ファンド (口)	オーストラリア・ ボンド・ ファンド (口)	カナダ・ ボンド・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
発行受益証券数	124,600	280,980	24,100	124,470
買戻受益証券数	(148,950)	(653,460)	(200,410)	(461,110)
期末現在発行済受益証券数	491,510	5,383,170	2,430,900	3,457,180

2015年5月31日	ユーロ・ ボンド・ ファンド (口)	オーストラリア・ ボンド・ ファンド (口)	カナダ・ ボンド・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	553,560	5,805,120	2,770,770	3,818,980
発行受益証券数	27,900	483,710	66,900	351,170
買戻受益証券数	(65,600)	(533,180)	(230,460)	(376,330)
期末現在発行済受益証券数	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820

9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAVの年率0.60%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.60%

NAV100,000,000米ドル超500,000,000米ドル以下の場合：0.61%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.66%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.71%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会員の報酬を支払う。代行協会員は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000ユーロ以下の場合：0.13%

NAV100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000ユーロ超の場合：0.10%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV200,000,000豪ドル以下の場合：0.13%

NAV200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.10%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.12%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.11%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.11%

NAV100,000,000米ドル超の場合：0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのNAVに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

NAV250,000,000ユーロ以下の場合：0.50%

NAV250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合：0.45%

NAV500,000,000ユーロ超の場合：0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

NAV500,000,000豪ドル以下の場合：0.50%

NAV500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.45%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.50%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.45%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV500,000,000米ドル以下の場合：0.60%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.55%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.50%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む各サブ・ファンドに関連する管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

期間/年度末現在の未払報酬は、以下のとおりである。

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	259	2,733	1,223	1,322
販売会社報酬	2,154	22,766	10,344	11,049
代行協会員報酬	432	4,568	2,042	2,216
投資運用報酬	1,291	22,779	6,068	13,265
投資顧問報酬	865	-	4,085	-
管理事務代行報酬	561	5,922	2,446	2,424
副保管費用	730	1,646	-	574
監査報酬	1,693	17,654	7,638	8,049
その他の費用	27,452	44,536	28,053	24,803
2015年11月30日	35,437	122,604	61,899	63,702

	E U R	A U D	C A D	U S \$
受託会社報酬	282	2,846	1,374	1,544
販売会社報酬	2,341	25,351	11,636	12,862
代行協会員報酬	468	5,070	2,282	2,572
投資運用報酬	1,405	23,721	6,845	15,437
投資顧問報酬	936	-	4,563	-
管理事務代行報酬	610	6,167	2,748	2,830
副保管費用	815	1,806	-	928
監査報酬	3,321	32,883	14,766	14,228
その他の費用	5,187	3,858	8,341	4,383
2015年5月31日	15,365	101,702	52,555	54,784

10. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純（損）益

2015年11月30日に終了した期間の投資活動における純（損）益は、以下のとおりである。

	EUR	AUD	CAD	US \$
以下からの実現純利益：				
- 投資証券および通貨	47,799	493,058	149,055	227
- 先物契約	-	476,570	-	-
- 先渡為替契約	2,157	46	1	-
	49,956	969,674	149,056	227
以下からの実現純損失：				
- 投資証券および通貨	(19,675)	(220,596)	(77,225)	(212,304)
- 先物契約	-	(483,533)	-	-
- 先渡為替契約	(2,059)	(341)	(391)	(458)
	(21,734)	(704,470)	(77,616)	(212,762)
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	-	-	-	205
- 先渡為替契約	-	-	3	-
	-	-	3	205
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	(55,880)	(1,177,481)	(621,574)	(343,857)
- 先渡為替契約	(230)	-	-	(10)
	(56,110)	(1,177,481)	(621,574)	(343,867)
受取配当金	-	-	-	338,760
支払配当金	-	-	-	(68,213)
受取利息	80,087	1,386,987	417,333	483,079
純費用平準化	(591)	(4,821)	(51,135)	(32,412)
純資本平準化	(13,405)	(192,995)	(16,628)	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債 に係る純（損）益	38,203	276,894	(200,561)	165,017

2014年11月30日に終了した期間の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純利益：				
- 投資証券および通貨	117,114	110,080	192	690,075
	117,114	110,080	192	690,075
以下からの実現純損失：				
- 投資証券および通貨	-	-	(172,758)	(1,276)
- 先物契約	-	(38,112)	-	-
- 先渡為替契約	(10,321)	(426)	(193)	-
	(10,321)	(38,538)	(172,951)	(1,276)
以下からの未実現利益の変動純額：				
- 投資証券および通貨	72,371	849,534	464,351	-
- 先渡為替契約	392	-	-	-
	72,763	849,534	464,351	-
以下からの未実現損失の変動純額：				
- 投資証券および通貨	-	-	-	(658,006)
- 先物契約	-	(22,111)	-	-
	-	(22,111)	-	(658,006)
受取配当金	-	-	-	320,903
支払配当金	-	-	-	(41,434)
受取利息	86,627	1,513,693	908,570	705,720
支払利息	-	(25)	(373,398)	(92,189)
純収益平準化	-	2,249	-	-
純費用平準化	(3,002)	-	(46,640)	-
純資本平準化	(19,765)	11,663	(65)	2,072
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債に係る純利益	243,416	2,426,545	780,059	925,865

11. 関連当事者間取引

管理会社、受託会社、投資運用会社、代行協会員、販売会社および関連会社は、財務報告基準（FRS102）の下で関連当事者であるとみなされる。

当期中に関連当事者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。期末現在の関連当事者への未払金額は、注記9に開示されている。

大和証券株式会社は、唯一の受益者であり、各サブ・ファンドの受益証券を100%保有している。

AIF規則書の要件に基づき、管理会社、投資運用会社、受託会社、投資顧問会社または委託先もしくはグループ会社（以下「関連当事者」という。）によりファンドが行うすべての取引は、対等当事者間取引のように遂行され、受益者の最善の利益に適うものでなければならない。管理会社は、上記の義務が関連当事者とのすべての取引に適用されることを確実にするための（文書化された手順により証明される）取決めが揃い、かつ、当期中の関連当事者との取引が上記の義務に準拠していたことを満たしている。

12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド（各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。）を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2015年11月30日に終了した期間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり	分配金額	1口当たり	分配金額
	分配金		分配金	
	E U R	E U R	A U D	A U D
2015年6月	0.011	5,650	0.041	234,104
2015年7月	0.011	5,578	0.041	234,427
2015年8月	0.011	5,583	0.041	235,533
2015年9月	0.011	5,559	0.041	236,437
2015年10月	0.011	5,452	0.041	227,526
2015年11月	0.011	5,423	0.041	220,529
合計		<u>33,245</u>		<u>1,388,556</u>
	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2015年6月	0.022	56,854	0.020	74,191
2015年7月	0.022	56,399	0.020	73,385
2015年8月	0.022	55,920	0.020	71,739
2015年9月	0.022	55,590	0.020	70,727
2015年10月	0.022	55,082	0.020	70,463
2015年11月	0.022	54,709	0.020	69,145
合計		<u>334,554</u>		<u>429,650</u>

2014年11月30日に終了した期間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり	分配金額	1口当たり	分配金額
	分配金		分配金	
	E U R	E U R	A U D	A U D
2014年6月	0.011	6,060	0.041	238,508
2014年7月	0.011	5,946	0.041	239,428
2014年8月	0.011	5,909	0.041	238,418
2014年9月	0.011	5,689	0.041	238,772
2014年10月	0.011	5,681	0.041	239,713
2014年11月	0.011	5,660	0.041	238,956
合計		<u>34,945</u>		<u>1,433,795</u>
	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2014年6月	0.022	60,727	0.020	76,246
2014年7月	0.022	60,587	0.020	76,258
2014年8月	0.022	59,522	0.020	77,360
2014年9月	0.022	59,350	0.020	77,182
2014年10月	0.022	59,022	0.020	77,019
2014年11月	0.022	58,340	0.020	76,872
合計		<u>357,548</u>		<u>460,937</u>

13. 純資産額の推移

	EUR	AUD	CAD	US\$
2015年11月30日				
NAV	EUR 5,244,148	AUD 54,516,257	CAD 24,514,001	US \$ 26,782,382
受益証券数（口）	491,510	5,383,170	2,430,900	3,457,180
1口当たりNAV	EUR 10.67	AUD 10.13	CAD 10.08	US \$ 7.75
2015年5月31日				
NAV	EUR 5,553,794	AUD 59,700,066	CAD 26,993,145	US \$ 30,020,330
受益証券数（口）	515,860	5,755,650	2,607,210	3,793,820
1口当たりNAV	EUR 10.77	AUD 10.37	CAD 10.35	US \$ 7.91
2014年11月30日				
NAV	EUR 5,531,696	AUD 60,271,622	CAD 27,069,380	US \$ 30,483,678
受益証券数（口）	514,640	5,828,200	2,645,880	3,840,770
1口当たりNAV	EUR 10.75	AUD 10.34	CAD 10.23	US \$ 7.94

14. 税金

現行の法令および実務に基づき、ファンドは、1997年統合租税法（改正済み）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。かかる基準にのっとり、その収益または利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

しかしながら、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、受益証券の換金、買戻し、消却、譲渡または当該受益証券取得開始より8年間経過した時点毎の受益証券の保有が含まれる。

以下に関して、課税事由についてファンドにアイルランドの税金は生じない。

- 税法上、アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、1997年統合租税法（改正済み）の規定に基づき、ファンドが適切かつ有効な宣言書を保有していること、または適切な宣言書がない場合、総額の支払を行う許可をファンドがアイルランド歳入庁より得ていることを条件とする。
- 一定のアイルランド居住のアイルランドの税金の免税受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。

ファンドによる投資に対して受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン（もしあれば）には、投資収益/利益が発生する国の源泉税が課せられることがある。ファンドまたは受益者は、かかる税金の還付を受けることができないことがある。

15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

16. 当該報告書で使用された為替レート

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

資産および負債をユーロに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2015年11月30日	2015年5月31日
デンマーク・クローネ	7.460183	7.460312
ポーランド・ズウォティ	4.270785	-
英ポンド	0.701618	0.718469
スウェーデン・クローネ	9.210743	9.367134

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

資産および負債をカナダドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2015年11月30日	2015年 5月31日
ユーロ	-	0.730719
日本円	-	99.415181

毎月分配 米国優先証券ファンド

資産および負債を米ドルに変換する際に、以下の為替レートが用いられた。

	2015年11月30日	2015年 5月31日
ユーロ	0.946840	0.912120
日本円	123.280000	124.095000

17. 後発事象

A I F M Dに関して更新された最新の目論見書は、現在アイルランド中央銀行が審査中である。新目論見書の最終承認および預託許可の最終承認は、2016年の初期に行われる見通しである。

当期末後から2016年1月22日の間に、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は生じなかった。

[次へ](#)

(2) 投資有価証券明細表等

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド
 投資有価証券明細表
 2015年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券			
オーストリア			
Austria Government 3.9% 15-Jul-20	75,000	89,039	1.70
Austria Government 3.5% 15-Sep-21	42,000	50,451	0.96
Austria Government 3.4% 22-Nov-22	48,000	58,530	1.12
Austria Government 4.85% 15-Mar-26	11,000	15,482	0.30
Heta Asset Res 2.375% 13-Dec-22	100,000	107,428	2.05
Telekom Finanz 3.125% 3-Dec-21	20,000	22,144	0.42
		<u>343,074</u>	<u>6.55</u>
ベルギー			
Belguim Government 0.8% 22-Jun-25	40,000	40,070	0.76
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	26,000	40,983	0.78
		<u>81,053</u>	<u>1.54</u>
カナダ			
Royal Bank of Canada 4.625% 22-Jan-18	50,000	55,066	1.05
		<u>55,066</u>	<u>1.05</u>
チェコ共和国			
Czech Government 3.875% 24-May-22	78,000	94,942	1.81
		<u>94,942</u>	<u>1.81</u>
デンマーク			
Realkredit Danmark 2% 1-Apr-23	209,000	29,638	0.57
Realkredit Danmark 2% 1-Apr-24	700,000	97,966	1.87
		<u>127,604</u>	<u>2.44</u>
フランス			
Axa FRN 16-Apr-40	50,000	56,208	1.07
BNP Paribas 3.375% 12-Jan-17	50,000	51,976	0.99
BNP Paribas 2.5% 23-Aug-19	6,000	6,466	0.12
France Government 4.25% 25-Oct-18	237,000	268,212	5.11
France Government 3.75% 25-Apr-21	190,000	228,272	4.35
France Government 2.25% 25-May-24	108,000	123,541	2.36
France Government 1.75% 25-Nov-24	7,000	7,702	0.15
France Government 6% 25-Oct-25	24,000	36,218	0.69
France Government 5.75% 25-Oct-32	56,000	93,127	1.78
France Government 4% 25-Oct-38	2,000	2,891	0.06
France Government 3.25% 25-May-45	39,000	51,570	0.98
RCI Banque 2.25% 29-Mar-21	50,000	52,374	1.00
		<u>978,557</u>	<u>18.66</u>

名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券（続き）		
ドイツ		
Germany Federal Republic 1.5% 15-May-24	11,000	0.23
Germany Government 1.25% 14-Oct-16	43,000	0.83
Germany Government 1% 12-Oct-18	95,000	1.88
Germany Government 2% 04-Jan-22	62,000	1.33
Germany Government 1.5% 15-Feb-23	97,000	2.04
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	78,000	1.50
Germany Government 1% 15-Aug-25	138,000	2.76
Germany Government 4% 04-Jan-37	76,000	2.21
Germany Government 2.5% 4-Jul-44	47,000	1.16
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	11,000	0.27
KFW 4.375% 04-Jul-18	38,000	0.81
	788,165	15.02
アイスランド		
Iceland Government 2.5% 15-Jul-20	100,000	2.00
	105,040	2.00
アイルランド		
AIB Mortgage 4.875% 29-Jun-17	100,000	2.05
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	1.14
Ireland Government 4.5% 18-Apr-20	8,000	0.18
Ireland Government 5.4% 13-Mar-25	33,000	0.87
	222,758	4.24
イタリア		
Intesa San Paolo 4.125% 14-Apr-20	50,000	1.09
Italy Government 1.7% 15-Sep-18	67,000	1.37
Italy Government 4.5% 1-Feb-20	32,000	0.72
Italy Government 3.75% 01-Mar-21	22,000	0.49
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	23,000	0.57
Italy Government 4.5% 1-May-23	15,000	0.36
Italy Government 2% 01-Dec-25	85,000	1.71
Italy Government 4.75% 1-Sep-28	20,000	0.51
Italy Government 6% 01-May-31	114,000	3.33
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	18,000	0.52
Italy Government 5% 01-Sep-40	20,000	0.56
Italy Government 4.75% 1-Sep-44	22,000	0.61
Unicredit SPA 4.375% 31-Jan-22	50,000	1.18
	682,196	13.02
メキシコ		
America Movil 4.75% 28-Jun-22	50,000	1.16
	60,785	1.16
オランダ		
Heineken NV 3.5% 19-Mar-24	5,000	0.11
ING Bank NV FRN 29-May-23	50,000	1.07
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	101,400	2.97
Rabobank Ned 4% 11-Jan-22	30,000	0.68
	253,255	4.83

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券（続き）			
ポーランド			
Poland Government 4.75% 25-Oct-16	417,000	100,416	1.91
Poland Government 1.5% 25-Apr-20	2,000	457	0.01
Poland Government 3.75% 19-Jan-23	11,000	13,172	0.25
Poland Government 3.375% 9-Jul-24	30,000	35,277	0.67
Poland Government 0.875 10-May-27	40,000	37,410	0.71
		<u>186,732</u>	<u>3.55</u>
スロベニア			
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10,000	10,687	0.20
Slovenia Government 5.125% 30-Mar-26	50,000	67,348	1.28
		<u>78,035</u>	<u>1.48</u>
スペイン			
Bonos Y Oblig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	33,000	49,022	0.93
Gas Natural Cap 4.5% 27-Jan-20	50,000	57,752	1.10
Instituto de Credito Oficial 6% 08-Mar-21	15,000	19,072	0.36
Spain Government 0.5% 31-Oct-17	113,000	114,111	2.19
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	8,000	9,262	0.18
Spain Government 5.85% 31-Jan-22	97,000	126,234	2.41
Spain Government 5.9% 30-Jul-26	28,000	39,630	0.76
Spain Government 5.75% 30-Jul-32	2,000	2,991	0.06
Telefonica 4.693% 11-Nov-19	50,000	57,498	1.10
		<u>475,572</u>	<u>9.09</u>
国際機関			
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	61,039	1.16
European Investment Bank 4.75% 15-Oct-17	80,000	87,595	1.67
		<u>148,634</u>	<u>2.83</u>
スウェーデン			
Nordea Bank AB 4% 29-Mar-21	50,000	56,604	1.08
Skandinaviska Enskilda Banken AB 1.5% 17-Jun-20	500,000	55,804	1.06
Sweden Government 3.5% 30-Mar-39	210,000	29,816	0.57
		<u>142,224</u>	<u>2.71</u>
イギリス			
Barclays Bank 4% 07-Oct-19	50,000	57,558	1.10
Lloyds Bank 6.5% 24-Mar-20	50,000	61,518	1.17
Nationwide Building Society 4.375% 28-Feb-22	50,000	61,985	1.18
		<u>181,061</u>	<u>3.45</u>
アメリカ合衆国			
Bank of America 4.625% 07-Aug-17	50,000	53,714	1.02
Goldman Sachs 6.375% 02-May-18	30,000	34,460	0.66
HSBC Finance 4.875% 30-May-17	50,000	53,527	1.02
Morgan Stanley 5.5% 02-Oct-17	50,000	54,835	1.05
Pemex Project 6.375% 05-Aug-16	20,000	20,771	0.40
		<u>217,307</u>	<u>4.15</u>
債務証券合計		5,222,060	99.58

	ノーショナル ・コスト (ユーロ)	未実現 利益 (ユーロ)	未実現 (損失) (ユーロ)	純資産比率 (%)
先渡為替契約				
デンマーク				
Danish Krone 22-Feb-16	(128,801)	3	-	-
Danish Krone 22-Feb-16	128,814	-	(15)	-
ポーランド				
Polish Zloty 22-Feb-16	4,213	-	(15)	-
Polish Zloty 22-Feb-16	(52,954)	257	-	-
スウェーデン				
Swedish Krona 22-Feb-16	(84,987)	-	(836)	-
先渡為替契約に係る未実現（損）益合計		260	(866)	-

先渡為替契約の取引相手方は、スミトモ・ミツイ・トラスト（ユーケー）リミテッドである。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

組入証券変動明細表

2015年11月30日現在

	名目取得高	名目売却高
Bonos Y Obl ig Del Estado 5.15% 31-Oct-44	33,000	-
Citigroup FRN 10-Feb-19	-	5,000
France Government 4.25% 25-Oct-18	213,000	-
France Government 1.75% 25-Nov-24	10,000	20,000
Germany Federal Republic 1.5% 15-May-24	-	21,000
Germany Government 4% 04-Jul-16	-	30,000
Germany Government 1.25% 14-Oct-16	-	490,000
Germany Government 2% 04-Jan-22	17,000	42,000
Germany Government 1.5% 15-Feb-23	97,000	-
Germany Government 0.5% 15-Feb-25	78,000	74,000
Germany Government 1% 15-Aug-25	138,000	138,000
Germany Government 4% 04-Jan-37	37,000	-
Germany Government 2.5% 4-Jul-44	22,000	122,000
Germany Government 2.5% 18-Aug-46	11,000	-
Instituto De Credito Oficial 6% 08-Mar-21	-	15,000
Italy Government 4.5% 1-Feb-20	-	22,000
Italy Government 5.5% 01-Sep-22	23,000	-
Italy Government 4.5% 1-May-23	10,000	-
Italy Government 1.5% 01-Jun-25	100,000	100,000
Italy Government 2% 01-Dec-25	85,000	-
Italy Government 4.75% 1-Sep-28	20,000	-
Italy Government 5.75% 01-Feb-33	-	4,000
Italy Government 4.75% 1-Sep-44	-	54,000
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	10,000	-
Poland Government 4.75% 25-Oct-16	417,000	-
Poland Government 1.5% 25-Apr-20	250,000	248,000
Poland Government 0.875 10-May-27	-	60,000
Republika Slovenija 2.125% 28-Jul-25	10,000	-
Spain Government 3.8% 31-Jan-17	-	31,000
Spain Government 0.5% 31-Oct-17	-	55,000
Sweden Government 3.5% 30-Mar-39	210,000	-
Vale SA 4.375% 24-Mar-18	-	50,000
Volkswagen International Finance 4.625%	-	19,000

上記は、アイルランド中央銀行により要求される、当期中の投資有価証券の変動計算書を表章する。当該明細表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄および売却有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

授権株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式5,000万株です。2015年12月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約7,151万円)および2,850万ユーロ(約37億5,545万円)です。

(注)スターリング・ポンド(以下「英ポンド」といいます。)の円貨換算は、平成27年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=178.78円)によります。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託業務を行うことを主たる目的とします。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理運用業務を行います。

管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。()管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または()十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または()受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、()の場合には直ちに、()および()の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができます。管理会社は、自己の故意による違法行為、認識ある過失、悪意または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社の助言に基づき善意により行為することについて責任を負いません。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の認識ある過失、過失、悪意、詐欺行為、義務の遵守の重大な不履行または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドから補償され、損害を受けないことを保証されるものとします。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います)。取締役はこれに従った責任を負います。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命していません。

また、管理会社はダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの管理事務の業務および機能も担います。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ダイワ・ポンド・ファンド・シリーズの一般的な管理運用業務および2013年欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)の確実な遵守(投資対象および投資方針を考慮しながら、ファンドの資産の投資および再投資を含みます。)につき責任を負います。管理会社は、投資運用契約に従い、ファンドに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託しました。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者らと管理会社の間にはいかなる関係も存在しません。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保します。

受益者の公平な取扱い

管理会社は、その全ての決定において、ファンドの受益者を公平に取り扱うよう確保し、また、管理会社が一または複数の受益者を優先的に取り扱うことが、他の受益者に全体的に重大な不利益を生じさせないよう確保するものとします。

管理会社は、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ファンドの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、かかる買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

2015年12月末日現在、管理会社は、アイルランド籍契約型投資信託5本の管理および運用を行っています(純資産額の合計額はそれぞれ1,982,510,285.41米ドル、1,101,452,582.03豪ドル、4,762,007.27ユーロ、81,539,817.55カナダドル、293,089,293.31ニュージーランド・ドル、596,849,677.91ノルウェー・クローネ、4,772,028,828円です)。

設立国	種別	本数	純資産額の合計額(通貨別)
アイルランド	MMF	1	1,734,219,925.74米ドル
			1,050,617,061.71豪ドル
			59,091,992.82カナダドル
			293,089,293.31ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	248,290,359.67米ドル
			50,835,520.32豪ドル
			4,762,007.27ユーロ
			22,447,824.73カナダドル
			596,849,677.91ノルウェー・クローネ
			4,772,028,828円

(3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a . 管理会社の直近 2 事業年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第 5 項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第 1 条の 3 第 7 項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成27年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 131.77円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）資産及び負債の状況

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

貸借対照表

2015年9月30日現在

	注記	2015年9月30日		2014年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
有形固定資産	6	6,181,228	814,500	2,745,749	361,807
		<u>6,181,228</u>	<u>814,500</u>	<u>2,745,749</u>	<u>361,807</u>
流動資産					
債権	7	3,256,139	429,061	2,712,886	357,477
現金および預金	8	11,596,220	1,528,034	21,392,488	2,818,888
処分制限付現金 - エスクローとして保有		37,914	4,996	351,428	46,308
		<u>14,890,273</u>	<u>1,962,091</u>	<u>24,456,802</u>	<u>3,222,673</u>
債務：1年以内支払期限到来金額	9	(3,914,595)	(515,826)	(3,828,507)	(504,482)
正味流動資産		<u>10,975,678</u>	<u>1,446,265</u>	<u>20,628,295</u>	<u>2,718,190</u>
債務：1年後支払期限到来金額	10	-	-	(5,008,983)	(660,034)
純資産		<u>17,156,906</u>	<u>2,260,766</u>	<u>18,365,061</u>	<u>2,419,964</u>
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	11	28,992,338	3,820,320	23,992,338	3,161,470
資本剰余金	12	4,050,000	533,669	4,050,000	533,669
損益勘定	13	(15,885,432)	(2,093,223)	(9,677,277)	(1,275,175)
株主持分	13	<u>17,156,906</u>	<u>2,260,766</u>	<u>18,365,061</u>	<u>2,419,964</u>

添付の注記は当貸借対照表の一部である。

取締役会を代表して署名。

田中博光

ピーター・キャラハン

2016年1月22日

取締役

取締役

（２）損益の状況

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

2015年9月30日終了年度

	注記	2015年9月30日		2014年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高		15,850,091	2,088,566	13,037,645	1,717,970
管理事務費	3	(22,080,879)	(2,909,597)	(19,727,942)	(2,599,551)
利息および税金加減前経常損失		(6,230,788)	(821,031)	(6,690,297)	(881,580)
受取利息		22,832	3,009	31,793	4,189
税引前経常損失	4	(6,207,956)	(818,022)	(6,658,504)	(877,391)
経常活動に係る税金	5	(199)	(26)	880	116
当期損失		(6,208,155)	(818,049)	(6,657,624)	(877,275)

当社には、当期損失以外に計上すべき損益はなかった。

すべての損益は、継続営業から生じている。

添付の注記は当損益計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

田中博光

ピーター・キャラハン

2016年1月22日

取締役

取締役

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

注記

(2015年9月30日終了年度の財務書類の一部を形成する。)

1 会計方針

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、取得原価主義に従って作成されており、アイルランド勅許会計士協会が公表した、会計基準審議会の財務報告基準に準拠している。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する。見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。

受取利息

受取利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。費用は、発生基準で会計処理される。取引高および管理事務費は、グループ会社であるその他のサービス・プロバイダーまたはその他の非グループ・サービス・プロバイダーが稼得しましたそれらプロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ(€)で表示されている。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

現金および預金

現金および預金は、手許現金および要求払い預け金から成る。

処分制限付現金 - エスクローとして保有

エスクローとして保有される金額は、2015年12月31日までの賃借料支払に関連する。ダブリンの不動産に関する賃貸契約は期末後に再交渉され、エスクロー勘定は決済されたため本勘定に関する要件は存在しない。

税制

法人税は、現行の料率で課税対象利益に対して課される。

財務報告基準第19号「繰延税金」に従って、会計基準が他に要求する場合の他、貸借対照表日付で実現していないが発生していることにより生じる時間による差額の全額は割引されることなく全て課税の対象となる。繰延税金残高は、実現時に適用されるであろう税率で引当計上される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求される。

什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年
コンピューター端末	3年
ファンド管理事務システム	3年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。事業の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

簿外金融商品

先渡契約のような簿外項目は、非ユーロ建て収入の先物における外為リスクをヘッジするために専ら利用される。ヘッジ取引から生じる損益は、キャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を2013年度中に親会社から得た後に、2013年度中に資本金として再分類された。

2 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。

三井住友信託銀行株式会社は、当社の事業発展を直接支援している。2015年2月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドから500万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの普通株式500万株の新しい株式資本を発行した。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務サービスを提供することを引き受けている。

3 管理事務費

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
人件費	14,760,535	14,005,495
その他の管理事務費	7,320,344	5,722,447
	<u>22,080,879</u>	<u>19,727,942</u>

人件費は以下から構成される。

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
賃金給料	11,031,163	9,799,960
社会福祉費	1,197,901	1,117,890
年金費用	806,648	750,208
その他の費用	1,724,823	2,337,437
	<u>14,760,535</u>	<u>14,005,495</u>

当期中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、208人であった（2014年9月：191人）。当社は、期中エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

4 税引前経常損失

税引前経常損失は、以下を控除後に算定されている。

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	134,630	-
その他の報酬	1,133,807	1,191,973
確定拠出型年金制度	25,363	27,462
退職金は3名の取締役に発生している。		
監査人報酬		
監査	23,000	23,000
税務顧問業務	5,700	9,517
その他の保証業務	91,700	86,160
減価償却費	380,459	229,691
オペレーティング・リース賃借料：		
土地・建物	837,848	666,205
その他の資産	58,642	55,360
	<u>837,848</u>	<u>666,205</u>

5 経常活動に係る税金

(a) 当期課税金の内訳

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
現行税		
アイルランド法人税	-	-
健康保険料に係る所得税	-	-
前年度の不足/(過剰)引当金	-	-
繰延税金	199	(880)
課税金合計	<u>199</u>	<u>(880)</u>

(b) 現行税の調整

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
税引前経常損失	<u>(6,207,956)</u>	<u>(6,658,504)</u>
12.5%の標準税率に基づく法人税(2014年9月:12.5%)	(775,995)	(832,313)
資本引当金を超えない/(超える)減価償却費	6,217	(20,537)
控除できない費用を超える控除可能費用の不足	881	2,057
高税率から生じる差額	1,941	2,866
返還グループ軽減額	54,933	18,883
繰越欠損金	712,023	829,044
現行法人税	<u>-</u>	<u>-</u>
健康保険料に係る所得税	<u>62,253</u>	<u>71,083</u>

健康保険料に係る所得税は、上記の注記3におけるその他の費用に含まれている。

6 有形固定資産

2015年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2014年9月30日現在	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
期中付加	39,084	3,341,340	435,514	3,815,938
期中除却	-	-	-	-
2015年9月30日現在	<u>1,706,675</u>	<u>8,899,990</u>	<u>2,874,101</u>	<u>13,480,766</u>
減価償却費				
2014年9月30日現在	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
期中償却額	25,063	103,543	251,853	380,459
期中除却	-	-	-	-
2015年9月30日現在	<u>1,621,170</u>	<u>3,649,766</u>	<u>2,028,602</u>	<u>7,299,538</u>
2015年9月30日現在正味簿価	<u>85,505</u>	<u>5,250,224</u>	<u>845,499</u>	<u>6,181,228</u>

2014年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2013年9月30日現在	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
期中付加	17,002	2,021,427	702,099	2,740,528
期中除却	-	-	-	-
2014年9月30日現在	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
減価償却費				
2013年9月30日現在	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
期中償却額	21,732	93,628	114,331	229,691
期中除却	-	-	-	-
2014年9月30日現在	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
2014年9月30日現在正味簿価	71,484	2,012,427	661,838	2,745,749

7 債権：1年以内に期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
報酬未収金	1,723,808	1,591,429
前払金および未収収益	1,376,157	1,030,472
その他の債権	150,300	84,912
繰延税金	5,874	6,073
	3,256,139	2,712,886

さらに、当社には2,959,142ユーロの未計上の繰延税金資産がある（2014年9月：2,302,501ユーロ）。回収の時期の不確実性の水準ゆえに、当該繰延税金資産は計上されていない。

8 現金および預金

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
現金および預金	11,596,220	21,392,488
	11,596,220	21,392,488

9 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
未払費用	1,482,273	1,095,172
法人税	-	-
買掛金	1,032,566	322,747
親会社に対する債務	821,593	821,593
関連会社に対する債務	578,163	1,588,995
	3,914,595	3,828,507

未払費用には、289,068ユーロの源泉課税（PAYE）（2014年：279,458ユーロ）、170,250ユーロの賃金関連社会保険料（PRSI）（2014年：159,671ユーロ）および74,419ユーロのその他の税金（2014年：69,960ユーロ）に関連する債務が含まれている。

親会社に対する債務は、無担保かつ無利子である。関連会社に対する債務には、業務契約に概要されているように業務に関する残高が含まれている。当該残高は、無担保かつ無利子である。

10 債務：1年後に支払期限到来の金額

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
--	-------------------	-------------------

劣後ローン (元本500万ユーロ)	-	5,008,983
	-	5,008,983

2015年2月24日に、劣後ローンは親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドへ全額返済された。

500万ユーロの劣後ローンが、2013年2月26日に親会社によって発行された。当該金額には確定した満期はなく、半期毎に利息の支払があった。

11 払込請求済株式資本

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
授權資本：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株		
額面1ユーロの普通株式50,000,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
額面1ユーロの普通株式28,500,000株	28,500,000	23,500,000
	<u>28,992,338</u>	<u>23,992,338</u>

2015年2月25日に、当社は、親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドから500万ユーロの投資金を受領し、1ユーロの株式500万株の新しい株式資本を発行した。

12 資本剰余金

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関連して、取締役は、スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド(「親会社」)によって2013年9月に行われた、親会社は貸付金の弁済を請求せず、また貸付金が当社の意思においてのみ払い戻されることとする決議を通知した。したがって、これらの金額は、弁済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、貸借対照表の長期負債から資本金へ再分類された。

13 株主持分および損益勘定の変動の調整

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
期首株主持分	18,365,061	1,522,685
当期損失	(6,208,155)	(6,657,624)
発行済株式資本	5,000,000	23,500,000
期末株主持分	17,156,906	18,365,061
	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
期首損益勘定	(9,677,277)	(3,019,653)
当期損失	(6,208,155)	(6,657,624)
期末損益勘定	(15,885,432)	(9,677,277)

14 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2015年9月30日		2014年9月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	44,000	27,680	-	-
2年～5年で満期	180,150	35,499	-	83,040
5年超に満期	666,205	-	666,205	-
	890,355	63,179	666,205	83,040

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッドに対し業務代行および一般管理サービスを提供または獲得することを引受けている。引き換えに、当社は提供されたサービスに関して報酬が支払われることに同意している。

15 年金費用

	2015年9月30日 ユーロ	2014年9月30日 ユーロ
当期年金費用	806,648	750,208
期末現在未払年金費用	46,990	48,580

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

16 利害関係者

当社は、グループの財務書類に連結しない他のグループ会社との取引を開示しないという財務報告基準第8号「利害関係者の開示」に従って免除規定を享受している。

17 キャッシュ・フロー計算書

取締役は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の公けに入手可能な財務書類に当社の実績が連結されているので、キャッシュ・フロー計算書を作成しないという財務報告基準第1号(1996年改訂済)に含まれる免除規定を享受している。

18 最終的親会社

当社の直接的親会社は、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が筆頭となっている。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100 - 8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4 - 1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

19 後発事象

取締役に変更があった。

当社に影響を及ぼすその他の後発事象はなかった。

20 先渡為替契約

以下の先渡為替契約が、2015年9月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,400,000	€1,220,057	(€34,147)
売却：日本円		
¥ 230,000,000	€1,686,070	(€34,365)
売却：豪ドル		
\$ 175,000	€114,724	€4,628
売却：英ポンド		
£1,650,000	€2,207,843	(€31,230)
		<u>(€95,114)</u>

これらのヘッジは、2015年12月1日から2016年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。

先渡為替契約に係る未実現損益は、それらが将来の収益の流れに関わるので財務書類に計上されていない。

当社の会計方針に従って、ヘッジ取引から生じる損益は、対象取引のキャッシュ・フローが実現される時点で対象取引に従って認識される。

以下の先渡為替契約が、2014年9月30日現在未決済であった。

売却：米ドル	購入：ユーロ	未実現（損）益
\$ 1,380,000	€1,017,710	(€74,712)
売却：日本円		
¥ 145,000,000	€1,028,106	(€18,281)
売却：豪ドル		
\$ 240,000	€155,812	(€10,436)
売却：英ポンド		
£1,450,000	€1,758,965	(€101,834)
		<u>(€205,263)</u>

21 2014年アイルランド会社法による保証

2014年アイルランド会社法の第357条第1項（b）に従って、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、法の第357条に準拠して、2015年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

22 財務書類の承認

当財務書類は、2016年1月22日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Balance sheet
at 30 September 2015

	Note	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Fixed assets			
Tangible fixed assets	6	6,181,228	2,745,749
		<u>6,181,228</u>	<u>2,745,749</u>
Current assets			
Debtors	7	3,256,139	2,712,886
Cash at bank and in hand	8	11,596,220	21,392,488
Restricted cash - held in escrow		37,914	351,428
		<u>14,890,273</u>	<u>24,456,802</u>
Creditors: amounts falling due within one year	9	(3,914,595)	(3,828,507)
Net current assets		10,975,678	20,628,295
Creditors: amounts falling due after one year	10	-	(5,008,983)
Net assets		<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>
Capital and reserves			
Called up share capital	11	28,992,338	23,992,338
Additional paid in capital	12	4,050,000	4,050,000
Profit and loss account	13	(15,885,432)	(9,677,277)
Equity shareholder's funds	13	<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>

The accompanying notes form an integral part of this balance sheet.

On behalf of the board

Director

Hiromitsu Tanaka

Director

Peter Callaghan

22 January 2016

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Profit and loss account

For the year ended 30 September 2015

	Note	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Turnover		15,850,091	13,037,645
Administrative expenses	3	<u>(22,080,879)</u>	<u>(19,727,942)</u>
Loss on ordinary activities before interest and taxation		(6,230,788)	(6,690,297)
Interest income		<u>22,832</u>	<u>31,793</u>
Loss on ordinary activities before taxation	4	(6,207,956)	(6,658,504)
Taxation on ordinary activities	5	<u>(199)</u>	<u>880</u>
Loss for the year		<u><u>(6,208,155)</u></u>	<u><u>(6,657,624)</u></u>

The Company had no recognised gains or losses other than the loss for the year.

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this profit and loss account.

On behalf of the board

Director

Hiromitsu Tanaka

Director

Peter Callaghan

22 January 2016

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2015

1 Accounting Policies

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements are prepared under the historical cost convention and comply with financial reporting standards of the Accounting Standards Board, as promulgated by The Institute of Chartered Accountants in Ireland.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Interest income

Interest income is recognised in the profit and loss account on an accruals basis.

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. Expenses are accounted for on an accruals basis. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts earned by and paid to other service providers be they group companies or other non-group service providers.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the profit and loss account.

Cash at bank and in hand

Cash at bank and in hand comprise cash in hand, and deposits repayable on demand.

Restricted cash - held in Escrow

The amount held in escrow relates to rent payments up until 31 December 2015. The rental agreements for the Dublin property were renegotiated subsequent to the year-end and the requirement for the escrow account no longer exists so it has been closed.

Taxation

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates.

In accordance with FRS 19 'Deferred Tax', except where otherwise required by accounting standards, full provision without discounting is made for all timing differences which have arisen but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax balances are provided at rates of taxation expected to prevail at the time of reversal.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives.

Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years
Computer Terminals	3 years
Fund administration system	3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not depreciated until they are brought into use.

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the profit and loss account when they are due.

Off balance sheet financial instruments

Off-balance sheet items such as forward contracts are used entirely for hedging fx risk on future non euro denominated revenue. Gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows are realised.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the company's discretion, were reclassified as capital during 2013, after a review of their terms and conditions, and the receipt during 2013 of confirmation from the company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the company and that the company's parent will not demand repayment of these amounts.

2 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. a company incorporated in Japan.

Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the company. On 25 February 2015, the Company issued new share capital of 5 million €1 ordinary shares, upon the receipt of an investment of €5 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration services for an agreed fee.

3 Administrative expenses

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Staff costs	14,760,535	14,005,495
Other administrative expenses	7,320,344	5,722,447
	<u>22,080,879</u>	<u>19,727,942</u>
	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Staff cost comprise:		
Wages and salaries	11,031,163	9,799,960
Social welfare costs	1,197,901	1,117,890
Pension costs	806,648	750,208
Other costs	1,724,823	2,337,437
	<u>14,760,535</u>	<u>14,005,495</u>

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 208 (September 2014: 191). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited (“SMTTIL”) during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

4 Loss on ordinary activities before taxation

The loss on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Directors' remuneration:		
Fees	134,630	-
Other remuneration	1,133,807	1,191,973
Defined pension contribution scheme	25,363	27,462
Retirement benefits are accruing for 3 directors.		
Auditor's remuneration:		
Audit	23,000	23,000
Tax advisory services	5,700	9,517
Other assurance services	91,700	86,160
Depreciation	380,459	229,691
Operating lease rentals:		
Land & buildings	837,848	666,205
Other assets	58,642	55,360
	<u> </u>	<u> </u>

5 Taxation on ordinary activities

(a) Analysis of charge in year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Current tax		
Irish corporation tax	-	-
Income tax on health insurance premiums	-	-
Under /(over) provision in prior year	-	-
Deferred tax	199	(880)
Total tax charge	<u> </u>	<u> </u>

(b) Current tax reconciliation

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Loss on ordinary activities before taxation	<u> </u>	<u> </u>
Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2014: 12.5%)	(775,995)	(832,313)
Deficiency / (Excess) of depreciation over capital allowances	6,217	(20,537)
Deficiency of deductible over non-deductible expenses	881	2,057
Differences arising from tax at the higher rate	1,941	2,866
Group relief surrendered	54,933	18,883
Losses carried forward	712,023	829,044
Current corporation tax charge	<u> </u>	<u> </u>
Income tax on health insurance premiums	<u> </u>	<u> </u>

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 3 above.

6 Tangible Fixed Assets
As at 30 September 2015

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2014	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
Additions during year	39,084	3,341,340	435,514	3,815,938
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2015	1,706,675	8,899,990	2,874,101	13,480,766
Depreciation				
At 30 September 2014	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
Depreciation for year	25,063	103,543	251,853	380,459
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2015	1,621,170	3,649,766	2,028,602	7,299,538
Net book value at 30 September 2015	85,505	5,250,224	845,499	6,181,228

As at 30 September 2014

	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2013	1,650,589	3,537,223	1,736,488	6,924,300
Additions during year	17,002	2,021,427	702,099	2,740,528
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2014	1,667,591	5,558,650	2,438,587	9,664,828
Depreciation				
At 30 September 2013	1,574,375	3,452,595	1,662,418	6,689,388
Depreciation for year	21,732	93,628	114,331	229,691
Disposals during year	-	-	-	-
At 30 September 2014	1,596,107	3,546,223	1,776,749	6,919,079
Net book value at 30 September 2014	71,484	2,012,427	661,838	2,745,749

7 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Fee debtors	1,723,808	1,591,429
Prepayments and accrued income	1,376,157	1,030,472
Other debtors	150,300	84,912
Deferred tax	5,874	6,073
	<u>3,256,139</u>	<u>2,712,886</u>

In addition, the Company has a further unrecognised deferred tax asset of €2,959,142 (September 2014: €2,302,501). This has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

8 Cash at bank and in hand

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Cash at bank and in hand	11,596,220	21,392,448
	<u>11,596,220</u>	<u>21,392,488</u>

9 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Accruals	1,482,273	1,095,172
Corporation tax	-	-
Trade creditors	1,032,566	322,747
Amount owed to parent	821,593	821,593
Amount owed to related companies	578,163	1,588,995
	<u>3,914,595</u>	<u>3,828,507</u>

Accruals include creditors in relation to PAYE of €289,068 (2014: €279,458), PRSI of €170,250 (2014: €159,671) and other taxes of €74,419 (2014: €69,960).

The amount owed to the parent company is unsecured and interest free. The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free.

10 Creditors: amounts falling due after one year

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Subordinated Loan - (Principal €5 Million)	-	5,008,983
	<u>-</u>	<u>5,008,983</u>

On the 24 February 2015, the subordinated loan was fully repaid to the parent company, Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

The subordinated loan of €5,000,000 was issued by the parent company on 26 February 2013. The amount had no fixed maturity and had semi-annual interest payments.

11 Called up share capital

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Authorised		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
50,000,000 ordinary shares of EUR €1 each		
Allotted, called up and fully paid		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
28,500,000 ordinary shares of EUR €1 each	28,500,000	23,500,000
	<u>28,992,338</u>	<u>23,992,338</u>

On 25 February 2015, the Company issued new share capital of 5 million €1 shares, upon the receipt of an investment of €5 million from its parent company Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited.

12 Additional paid in capital

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Additional paid in capital	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made in September 2013 by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the "Parent Company") that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they were re-classified on the balance sheet from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

13 Reconciliation of movement in shareholder's funds and profit and loss account

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Shareholder's funds at beginning of year	18,365,061	1,522,685
Loss for the financial year	(6,208,155)	(6,657,624)
Issued Share Capital	5,000,000	23,500,000
Shareholder's funds at end of year	<u>17,156,906</u>	<u>18,365,061</u>
	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Profit and loss account at beginning of year	(9,677,277)	(3,019,653)
Loss for the financial year	(6,208,155)	(6,657,624)
Profit and loss account at end of year	<u>(15,885,432)</u>	<u>(9,677,277)</u>

14 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2015		30 September 2014	
	Land and buildings €	Other €	Land and buildings €	Other €
Operating leases which expire:				
Within one year	44,000	27,680	-	-
In the second to fifth years inclusive	180,150	35,499	-	83,040
Over five years	666,205	-	666,205	-
	<u>890,355</u>	<u>63,179</u>	<u>666,205</u>	<u>83,040</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support service to SMT Trustees (Ireland) Limited. In return, the Company has agreed that a fee will be paid for the services provided.

15 Pension costs

	30 September 2015 €	30 September 2014 €
Pensions charge for year	<u>806,648</u>	<u>750,208</u>
Pension charge payable at end of year	<u>46,990</u>	<u>48,580</u>

The Company operates a defined contribution pension scheme for its directors and employees.

16 Related parties

The Company is availing of the exemptions under Financial Reporting Standard No. 8 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

17 Cash flow statement

The directors have availed of the exemption contained in Financial Reporting Standard No. 1 (Revised 1996) not to prepare a cash flow statement as the company's results are consolidated in the financial statements of its parent, Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., which are publicly available.

18 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. The Company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Holdings Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

19 Post balance sheet events

There was a change in Directorships which is noted on page 1.

There were no other significant post balance sheet events affecting the company.

20 Forward foreign currency contracts

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2015.

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar		
\$ 1,400,000	€ 1,220,057	(€ 34,147)
Sell Japanese Yen		
/ 230,000,000	€ 1,686,070	(€ 34,365)
Sell Australian Dollar		
\$ 175,000	€ 114,724	4,628
Sell British Pounds		
£ 1,650,000	€ 2,207,843	(€ 31,230)
		<u>(€ 95,114)</u>
		<u><u>(€ 95,114)</u></u>

These hedges will settle quarterly over the period 1 December 2015 to 30 September 2016.

Unrealised gains and losses on these forward foreign currency contracts have not been recognised in the financial statements as they relate to future income streams.

In accordance with the Company's accounting policies, gains and losses arising from hedging transactions are recognised in accordance with the underlying transactions when the cash flows of the underlying transactions are realised.

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2014.

	Buy Euro	Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar		
\$ 1,380,000	€ 1,017,710	(€ 74,712)
Sell Japanese Yen		
/ 145,000,000	€ 1,028,106	(€ 18,281)
Sell Australian Dollar		
\$ 240,000	€ 155,812	(€ 10,436)
Sell British Pounds		
£ 1,450,000	€ 1,758,965	(€ 101,834)
		<u>(€ 205,263)</u>
		<u><u>(€ 205,263)</u></u>

21 Guarantee under Irish Companies Act, 2014

Under Section 357 (1) (b) of the Irish Companies Act, 2014 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2015, in accordance with Section 357 of the Act.

22 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 22 January 2016.

[次へ](#)

・その他の訂正

(注) 下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

(前略)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズはユニット・トラスト法に定める規定にしたがって2002年11月7日に設立されました。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの規則は信託証書に記載されます。また信託証書は受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束します。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは信託証書によって設立され、ファンドで構成されています。信託証書の規定にしたがって、あるファンドの受益証券の発行代金はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの帳簿記録上、かかるファンドに計上され、またあるファンドに帰属する資産、債務、所得および支出もかかるファンドに計上されます。あるファンドの資産は、本書に記載するかかるファンドの投資目的および投資方針にしたがって独自に投資されます。またダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに新たにファンドを追加し、または既存のファンドを終了させる場合は、英文目論見書に追補を追加し、または英文目論見書から追補を削除することができます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズはユニット・トラスト法に定める規定にしたがって2002年11月7日に設立されました。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、個人投資家向けAIF(後記「別紙」に定義されます。以下同じです。)としてアイルランド中央銀行による認可を受け、AIFM法令(後記「別紙」に定義されます。以下同じです。)にしたがって管理会社により管理されています。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの規則は信託証書に記載されています。また信託証書は受託会社、管理会社およびすべての受益者を拘束します。管理会社は、AIFMD(後記「別紙」に定義されます。以下同じです。)第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができます。さらに、管理会社は、AIFMDの遵守(様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することを含みますがこれらに限定されません。)を確保する責任を負います。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは信託証書によって設立され、ファンドで構成されています。信託証書の規定にしたがって、あるファンドの受益証券の発行代金(もしあれば、前払費用を除きます。)はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの帳簿記録上、かかるファンドに計上され、またあるファンドに帰属する資産、債務、所得および支出もかかるファンドに計上されます。あるファンドの資産は、本書に記載するかかるファンドの投資目的および投資方針にしたがって独自に投資されます。またダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに新たにファンドを追加し、または既存のファンドを終了させる場合は、英文目論見書に追補を追加し、または英文目論見書から追補を削除することができます。

(後略)

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2015年7月31日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証券第5追補締結

< 訂正後 >

(前略)

2015年7月31日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ信託証券第5追補締結

2016年1月29日 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ改訂・再録信託証券締結(2016年2月5日効力発生)

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(前略)

ファンドとファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
<u>管理会社</u>	<u>エスエムティー・ファンド・サービ シーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)</u>	2002年11月7日付で受託会社との間で締結された <u>ダイワ・ボンド・ファン ド・シリーズの信託証書(2002年11月 29日付信託証書第1追補、2003年2月 25日付信託証書第2追補、2003年5月 26日付信託証書第3追補、2003年8月 18日付信託証書第4追補および2015年 7月31日付信託証書第5追補によって 修正済)</u> に基づき、 <u>ファンドの資産の 運用・管理、ファンド証券の発行・買 戻し、およびファンドの解散業務を行 います。</u>
<u>投資運用会社</u>	<u>T.ロウ・プライス・インターナ ショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd)</u>	2002年11月29日付で管理会社とT.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドとの間で締結された投資運用契約(注1)に基づき、管理会社に対してポートフォリオに関する投資運用業務を行います。2008年12月31日を効力発生日として、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(旧T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)に譲渡されました。かかる譲渡の結果、管理会社、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドおよびT.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された2008年12月12日付更改契約(2008年12月31日付で効力発生)に従って、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドに代わりファンドの投資運用会社として業務を行います。
<u>投資顧問会社</u>	<u>大和住銀投信投資顧問株式会社 (Daiwa SB Investments Limited)</u>	2002年11月29日付で投資運用会社との間で締結された投資顧問契約(注2)に基づき、投資運用会社に対する投資顧問業務を行います。

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
受託会社	エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	2002年11月7日付で管理会社との間で締結された信託証書(2002年11月29日付信託証書第1追補、2003年2月25日付信託証書第2追補、2003年5月26日付信託証書第3追補、2003年8月18日付信託証書第4追補および2015年7月31日付信託証書第5追補によって修正済)に基づき、ファンド資産の保管、支払代行業務を行います。
代行協会員および日本における販売会社	大和証券株式会社 (Daiwa Securities Co., Limited)	2002年11月7日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(2015年7月3日付代行協会員契約の変更契約書によって修正済)(注3)に基づき、代行協会員業務を行います。 2002年11月7日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注4)に基づき、受益証券の販売・買戻業務を行います。

(中略)

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法(以下「会社法」といいます。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されています。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されています。

(中略)

() 大株主の状況

(2015年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック 5、レベル3 (Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 28,500,000株	100%

<訂正後>

(前略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンド運営上の役割及び契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
<u>エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド</u> (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2016年1月29日に受託会社との間で締結された改訂・再録信託証書(2016年2月5日効力発生)は、ファンドの資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻し、ファンドの終了等について規定しています。
<u>T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド</u> (T. Rowe Price International Ltd)	投資運用会社	2002年11月29日付で管理会社とT.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドとの間で締結された投資運用契約(注1)に基づき、管理会社に対してポートフォリオに関する投資運用業務を行います。2008年12月31日を効力発生日として、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドの事業は、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド(旧T.ロウ・プライス・グローバル・インベストメント・サービシーズ・リミテッド)に譲渡されました。かかる譲渡の結果、管理会社、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドおよびT.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された2008年12月12日付更改契約(2008年12月31日付で効力発生)に従って、T.ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、T.ロウ・プライス・グローバル・アセット・マネジメント・リミテッドに代わりファンドの投資運用会社として業務を行います。
<u>大和住銀投信投資顧問株式会社</u> (Daiwa SB Investments Limited)	投資顧問会社	2002年11月29日付で投資運用会社との間で締結された投資顧問契約(注2)に基づき、投資運用会社に対する投資顧問業務を行います。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・トラスティー (アイルランド)リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2016年1月29日に管理会社との間で締結された改訂・再録信託証書(2016年2月5日効力発生)は、ファンド資産の保管、支払代行業務について規定しています。
大和証券株式会社 (Daiwa Securities Co., Limited)	代行協会員および日 本における販売会社	2002年11月7日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(2015年7月3日付代行協会員契約の変更契約書によって修正済)(注3)に基づき、代行協会員業務を行います。 2002年11月7日付で管理会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注4)に基づき、受益証券の販売・買戻業務を行います。

(中略)

管理会社の概要

() 設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法(以下「会社法」といいます。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社です。会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されています。また、管理会社は、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)として認可されています。

(中略)

() 大株主の状況

(2015年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン 2、ハーコート・ロード、ハー コート・センター、ブロック 5、レベル3 (Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 28,500,000株	100%

(5) 開示制度の概要

(1) アイルランドにおける開示

□ 受益者に対する開示

<訂正前>

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの年次財務報告書および未監査半期財務報告書は受益者の登録上の住所に郵送され、さらに管理会社の営業上の住所においても閲覧に供されます。

信託証書の全文(改訂を含みます。)およびアイルランド中央銀行の諸通達は受託会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および半期末後2か月以内に管理会社の営業上の住所で閲覧に供され、管理会社から交付されません。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに関する主要な契約は、ユニット・トラスト法、アイ

ルランド中央銀行の通達および信託証書の写しと共に管理会社の営業上の住所において閲覧に供されます。

年次および半期報告書には、各ポートフォリオのそれぞれの単独の監査済みおよび未監査の会計報告書が記載されます。ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの連結報告書は作成されません。

通知は受益者に対して交付され、以下のように受領されたものとみなされます。

交付方法	受領されたものとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後7営業日
テレックス	テレックスの終了時にアンサー・バックを受領した時
ファックス	交信確認書を受領した時

信託証書のコピーは、書面による要求があれば、手数料15ユーロで受託会社が受益者に送付します。

<訂正後>

各会計期間において、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの運用に関する年次報告書について監査人による監査を受けるよう手配します。かかる年次報告書は、アイルランド中央銀行が承認した様式によるものとし、AIFM法令に基づき要求される情報を記載しなければなりません。かかる年次報告書には、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびその各ファンドに関する受託会社による報告書およびアイルランド中央銀行により指定される追加情報の報告書が添付されるものとします。

管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの直近の年次報告書の作成基準となった決算日直後6か月間についての未監査の半期報告書を作成します。かかる半期報告書は、アイルランド中央銀行が承認した様式によるものとし、AIFM法令に基づき要求される情報を記載するものとします。

受益者は、年次報告書および半期報告書の写しを、関係する期間の終了から4か月以内(年次報告書の場合)または2か月以内(半期報告書の場合)に入手できます。直近の監査済報告書の写しは、請求があれば、投資を検討している者に送られます。

管理会社は、アイルランド中央銀行に対し、必要な月次その他の報告書を提出します。

信託証書は、管理会社および受託会社の各登記上の事務所において入手できます。その他、信託証書の写しは、書面による請求に応じ、15ユーロで管理会社から受益者に対し送付されます。

管理会社またはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の情報を記載します。

- (1) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (4) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

受益者に対する定期開示

管理会社は、明確かつ公表可能な方法により、ファンドの受益者に対し、以下の事項を定期的に開示します。

(a) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質により特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合

(b) ファンドの流動性の管理に関する新たな重要な取決め

(c) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム

(d) ファンドの過去のパフォーマンス

かかる開示は、少なくとも年次報告書の開示と同時に受益者に開示されます。場合により、管理会社は、一または複数の受益者に対し、かかる者の法律上、規制上または構造上の要件により、特定の様式または特定のフォーマットによる情報の開示を要求されることがあります。かかる場合において、管理会社および取締役は、受益者全員に対して同水準の情報が提供されることを確保するよう、あらゆる合理的な努力を尽くします。

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

(前略)

その上で、アイルランド中央銀行および本書が定めた枠内で下記「ポートフォリオの効率的運用を目的とする譲渡性証券に関する手法および商品の利用」において、対ユーロで為替ヘッジを行うことができます。また、同様にアイルランド中央銀行が定めた枠内で、為替先渡取引およびオプション取引によるヘッジを行うことができます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

その上で、アイルランド中央銀行および本書が定めた枠内で別紙「ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段」において、対ユーロで為替ヘッジを行うことができます。また、同様にアイルランド中央銀行が定めた枠内で、為替先渡取引およびオプション取引によるヘッジを行うことができます。

(後略)

(4) 分配方針

<訂正前>

(前略)

支払日から6年間未請求の分配金は失効し、預託資産に帰属するものとします。

受取人が別段の請求をしない限り、受益者に支払われる分配金は、関係するファンドの基準通貨で、電信送金によって、受益者の費用で支払われるものとします。電信送金は、受益者の指示にしたがって、受益者のリスクで支払われ、また共同受益者の場合は、関係する名簿に最初に名前が記載された共同受益者に、共同受益者のリスクで支払われ、また銀行業者もしくはその他の代理人または受益者の被指名人への支払に関して受託会社が承認した書式で作成された書面の指示書を受益者または共同受益者が受託会社に送付した場合に、かかる指示書に記載する指示にしたがって処理されるものとします。

<訂正後>

(前略)

支払日から6年間未請求の分配金は失効し、預託資産に帰属するものとします。受益者に対して支払われる配当その他の金額は、ファンドに対して利息を生じません。

受取人が別段の請求をしない限り、受益者に支払われる分配金は、関係するファンドの基準通貨で、電信送金によって、受益者の費用で支払われるものとします。電信送金は、受益者の指示にしたがって、受益者のリスクで支払われ、また共同受益者の場合は、関係する名簿に最初に名前が記載された共同受益者に、共同受益者のリスクで支払われ、また銀行業者もしくはその他の代理人または受益者の被指名人への支払に関して受託会社が承認した書式で作成された書面の指示書を受益者または共同受益者が受託会社に送付した場合に、かかる指示書に記載する指示にしたがって処理されるものとします。

(5) 投資制限

<訂正前>

ファンドに適用される投資制限を以下に記載します。管理会社は、投資運用会社の助言にしたがって、受託会社の書面の許可を受け、アイルランド中央銀行に通知した上で、ファンドの投資証券を保有し、または受益証券を販売する国の法規を遵守するために、受益者の利益に資する追加の投資制限を課することができます。

ファンドの資産は法に基づいて許可された投資証券に限定して投資し、法に定める制約および本書に記載する投資制限に服すものとします。

- (1) ファンドは、本書の別紙に記載する公認取引所に上場または取引されていない証券に、ファンドの純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。
- (2) ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。ファンドは、ファンドの純資産額の100パーセントを限度として、EU加盟国の政府もしくは地方政府またはアメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイスおよびノルウェーの政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州石炭鉄鋼共同体、欧州原子力共同体、世界銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行が発行または保証した譲渡性証券、ならびにアメリカ合衆国政府の十分な信用と保証の裏付けがある債券に投資することを認めるアイルランド中央銀行の許可を取得しています。
- (3) ファンドは同一の発行体が発行した特定のクラスの証券の10パーセント以上を保有してはなりません。本項の解釈上、同一の発行体が発行したすべての債務証券は全体としてひとつのクラスを構成すると見なします。
- (4) ファンドの純資産額の10パーセント以上を、1つの機関に預託してはなりません。上記の制限は、以下の機関が発行した預託金額を証明する証券、または以下の機関に預金し、もしくは以下の機関が保証した金額については30パーセントに拡大します。
 - () EUの金融機関
 - () 欧州経済地域(EEA)(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)の加盟国で認可を受けた銀行
 - () EU加盟国またはEEAの加盟国以外に、1988年7月のBIS基準の署名国(スイス、カナダ、日本およびアメリカ合衆国)で認可を受けた銀行またはオーストラリアもしくはニュージーランドで認可された銀行
 - () 受託会社
- (5) (2)項および(4)項に関して、関連会社は同一の発行体と見なされます。
- (6) ファンドの純資産額の50パーセント以上を、常に、日本の金融商品取引法に定める「有価証券」の定義に該当する証券に投資します。

(中略)

(15) ファンドは、以下に定める条件に従って、その他のオープンエンド型集合投資ファンドの受益証券を購入することができます。

（中略）

（ ）その他の集合投資ファンドの受益証券への投資によってファンドの投資運用会社が仲介手数料を受け取る場合、かかる手数料はファンドの資産となるものとします。

ファンドの支配できない理由により、あるいは引受権の行使の結果として、上記の各比率を超えた場合、投資運用会社は証券の売却に際して受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければなりません。

（中略）

効率的ポートフォリオ運用

適用ある法律で認められている場合、ファンドは、アイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、譲渡性証券に関して先物、オプション、スワップおよび貸株などの手法および商品を利用することができます。ただし、かかる手法および商品はヘッジもしくはパフォーマンスの向上または両方を目的とするポートフォリオの効率的な運用のために使用することを条件とします。かかる手法および商品の利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限については以下に記載します。以下に記載するオプションの利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限は、ポートフォリオの効率的運用のためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが利用する保証にも適用されるものとします。また適用ある法律で認められている場合、ファンドは、以下に記載するアイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、資産および債務の管理に関連して為替リスクおよび金利リスクをヘッジする手法および商品を利用することができます。

ポートフォリオの効率的運用を目的とする譲渡性証券に関する手法および商品の利用

一般的条件

1. ポートフォリオの効率的運用を目的とする手法および商品は、ファンドの投資目的に合う場合に限って使用することができます。
2. かかる手法および商品は（単独で、またはひとつ以上の手法または商品と組み合わせて）ファンドのポートフォリオの効率的な運用に経済的に適していると管理会社またはその任命する投資運用会社が合理的に判断するものでなければなりません。
3. これらの手法および商品についてのファンドの意図は本書において開示されなければならず、また定期報告書にこれらの手法および商品がどのように利用されてきたかを示さなければなりません。本書に記載する手法および商品は、以下に定める条件および制限にしたがって使用します。アイルランド中央銀行は、場合に応じて、その他の手法および商品の使用について検討することができます。

デリバティブ取引

4. コール・オプションは、オプションの行使価額をファンドが現金または満期が3カ月以内の証券で常に保有していることを条件として購入することができます。ただし、上記の要領で購入するコール・オプションの行使価額がファンドの純資産額の10パーセントを越えないことを条件に、アンカバーのコール・オプションを購入することができます。
5. 原則として、ファンドがコール・オプションの対象となった証券の保有を常に維持することを条件に、コール・オプションを売却することができます。インデックス・コール・オプションは、ファンドのすべての資産、または売却するコール・オプションの行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分がかかるオプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、売却することができます。ただし、アンカバーのコール・オプションについては、上記の要領で売却するコール・オプションの行使価額の合計額が、ファンドの純資産額の10パーセントを越えないことを条件に、これを売却することができます。

6. プット・オプションの対象となった証券が常にファンドの保有に帰することを条件に、プット・オプションを購入することができます。インデックス・プット・オプションについては、ファンドのすべての資産、または購入するプット・オプションの行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分がかかるプット・オプションと同じ値動きをすることが合理的に予想できる場合に、購入することができます。アンカバーのプット・オプションについては、上記の要領で購入するプット・オプションの行使価額がファンドの純資産額の10パーセントを越えないことを条件に、購入することができます。
7. プット・オプションは、オプションの行使価額をファンドが現金または満期が3カ月以内の証券で常に保有していることを条件に、売却することができます。
8. 先物契約は、先物契約の対象となった証券が常にファンドの保有に帰するか、またはファンドのすべての資産、もしくは売却する先物契約の行使価額を下回らない価値を有するファンドの資産部分が先物契約と同じ値動きをすることが合理的に予想できることを条件に、これを売却することができます。
9. 先物契約は、契約の行使価額をファンドが現金または満期が3カ月以内の証券で常に保有していることを条件に、購入することができます。ただし、債券または株式市場に直接投資するファンドは、ファンドの純エクスポージャーの合計額が、ファンドの資産を対象証券に直接投資した額を越えないことを条件に、先物契約を購入することができます。その場合、ファンドはアクティブな資産配分戦略を投資目的として明記しなければなりません。
10. オプションに関して支払い、または受け取ったプレミアムと先物契約に関して支払った当初証拠金の合計額がファンドの純資産額の10パーセントを越えてはなりません。
11. 上記の4から10までに定める条件は、既存のポジションを処分するために実施する取引には適用されません。
12. 店頭市場で実施するオプション、金利スワップおよび為替スワップの取引(店頭取引)は、以下に定める追加の条件にしたがって実施することができます。
- (a) 取引の相手方が1億2,500万ユーロまたは外国通貨でそれに相当する金額を越える株主資産を保有していること。
- (b) 取引の相手方の名称をファンドが後に発行する半期報告書または年次報告書の中で開示すること。
- (c) 取引の相手方が()少なくとも週に一度取引の価値を評価することに同意し、かつ()管理会社の請求に応じて、適正価格で取引を終えることを管理会社が確認していること。
- (d) 店頭派生商品に関するいずれか1社の取引の相手方への初期投資額が、ファンドの純資産額の5パーセントを越えないこと。
- その他の店頭取引についてはアイルランド中央銀行が個々の事案ごとに許可を与えることができます。
13. 上記の手法および商品または借入によって発生した純エクスポージャーの合計額は、NU3号に定める条件および制限またはその双方にしたがって、ファンドの純資産額の25パーセントを越えないものとします。

レポ取引、リバース・レポ取引および貸株取引の使用

14. レポ取引およびリバース・レポ取引(以下「レポ取引」といいます。)および貸株取引を通常の市場慣行に従う場合に限り実施することができます。
15. レポ取引または貸株取引で取得する担保は、下記のいずれかの形式でなければなりません。
- () 現金
- () 国債またはその他の公債
- () 関連する機関により発行された譲渡性預金証書
- () 関連する機関により発行された債券/コマーシャル・ペーパー
- () 満期まで3ヶ月以内の、取り消し不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状

クレスト決済システムにおけるDBV(有償交付)またはこれと比肩すべき中央証券預託システム証書。ただし、

- これらは集中制限の適用を受けること。
- 対象証券が上記()から()に掲げられた範疇に該当するか、または証券がFTSE100のような公認された指数を構成すること。
- 対象証券がファンドの投資目的および投資方針と一致すること。
- レポ取引または貸株取引の期限まで、かかる取引で取得した担保は、
- ()投資した金額または貸し出す株式の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならない、
- ()受託会社または受託会社の代理人の名義に譲渡されなければならない、
- ()相手方当事者の信用リスクにおいて保有されなければならない、かつ
- ()相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが使用することができるものでなければなりません。

非現金担保

- ()売却または担保に供してはなりません。
 - ()毎日値洗いを行わねばなりません。
 - ()相手方当事者から独立した実体により発行されなければならない。
 - ()10%を超える担保は単一の発行体の証券により表章されないよう分散されなければならない。
- 本制限は国債その他の公債には該当しません。かかる制限は関連する機関の証券、その機関により発行された証書またはその機関の他の債務に関しては30%に増加されます。適切な場合には、非貨幣担保の信用の質は投資目的および投資方針に合致しなくてはなりません。

現金担保

- 現金は以下に対して以外には投資することはできません。
- ()5営業日以内またはレポ契約または貸株契約に規定されたより短い期間の間に引き出すことのできる預金。預金における現金の保持はNU13号第2段落の規定に従います。現金は相手方当事者または関連する機関に預金することはできません。
 - ()国債またはその他の公債
 - ()上記15()段落に規定された預金証書
 - ()上記15()段落に規定された信用状
 - ()本書の規定の適用を受ける買戻契約
 - ()A a aまたはこれと同等の格付けを有する日々取引されるマネー・マーケット・ファンド。NU13号7(b)段落に規定される関連ファンドに投資された場合は、原マネー・マーケット・ファンドによる買付または買戻手数料は課してはなりません。
16. 15段落の規定にかかわらず、ファンドは、一般的に公認の中央証券預託システムにより組織された貸株組織に加入することができます。ただし当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとします。
17. レポ契約または貸株契約の相手方当事者は、最低A 2 / P 2の信用格付けもしくは同等の信用格付けを有し、または黙示のA 2 / P 2信用格付けを有するとファンドによりみなされなければならない。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、ファンドが、A 2 / P 2格付けを有しかつこれを継続する者により保証される場合、格付けされていない相手方当事者を受容することができます。
18. ファンドは、随時貸株契約を終了させて、貸し出したすべての株式の返却を求める権利を有するものとする。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該株式を返却する義務を負うことを規定しておかねばなりません。

19. レポ取引および貸株取引は、アイルランド中央銀行通達NU3号またはNU8号の目的上、借入または貸付を構成しません。

為替リスクのヘッジ

20. ファンドは、資産および負債の管理に関連して、クロス・カレンシー・ヘッジを含めた為替リスクをヘッジする手法および商品を利用することができます。ただし、

() 外国通貨のリスクに対するファンドのエクスポージャーはレバレッジされてはなりません。

() かかる取引を行う意向であることをファンドの英文目論見書の中で十分に開示するものとします(ファンドの通貨エクスポージャーが転換される通貨に関する開示を含みます。)

() 定期的報告書にかかる取引の利用方法を記載するものとします。

その他一般

ファンドは、限定的に先物取引およびオプションに投資することができます。特にファンドは、必要な証拠金がファンドの資産の5パーセント以下であることを条件として、先物取引を行うことができます。先物取引およびオプションは以下の種々の目的で利用することができます。ファンドの現金残高を維持しつつ投資対象証券への全額投資を促進するため、取引の促進のため、取引費用の軽減のため、先物契約が対象エクイティ証券またはインデックスよりも魅力的な価格を付けている場合により大きな投資利回りを追求するため。こうした投資は、常にアイルランド中央銀行が定めた本書に記載する限度額の範囲内で行うものとします。

ファンドの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストについては別紙を参照下さい。

<訂正後>

ファンドに適用される投資制限を以下に記載します。投資制限はAIFM法令およびAIFルールブックに規定されます。管理会社は、投資運用会社の助言にしたがって、受託会社の書面の許可を受け、アイルランド中央銀行に通知した上で、ファンドの投資証券を保有し、または受益証券を販売する国の法規を遵守するために、受益者の利益に資する追加の投資制限を課することができます。

ファンドの資産はAIFM法令に基づいて許可された投資証券に限定して投資し、AIFM法令に定める制約および本書に記載する投資制限に服すものとします。

- (1) ファンドは、本書の別紙に記載する公認取引所に上場または取引されていない証券に、ファンドの純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。
 - (2) ファンドは同一発行体が発行した証券に純資産額の10パーセント以上を投資してはなりません。ファンドは、ファンドの純資産額の100パーセントを限度として、EU加盟国の政府もしくは地方政府またはアメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイスおよびノルウェーの政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州原子力共同体、世界銀行、アジア開発銀行および米州開発銀行が発行または保証した譲渡性証券、ならびにアメリカ合衆国政府の十分な信用と保証の裏付けがある債券に投資することを認めるアイルランド中央銀行の許可を取得していません。
 - (3) ファンドは同一の発行体が発行した特定のクラスの証券の10パーセント以上を保有してはなりません。本項の解釈上、同一の発行体が発行したすべての債務証券は全体としてひとつのクラスを構成すると見なします。
 - (4) ファンドの純資産額の10パーセント以上を、1つの機関に預託してはなりません。上記の制限は、以下の機関への預託金、または以下の機関が発行した預託金額を証明する証券、もしくは以下の機関が保証した証券については純資産の30パーセントに拡大します。
- () 欧州経済地域(EEA)(EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可を受けた金融機関

- () EEAの加盟国以外に、1988年7月のBIS規制の署名国(スイス、カナダ、日本およびアメリカ合衆国)で認可を受けた金融機関
- () ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可を受けた金融機関
- () 受託会社、または
- () アイルランド中央銀行の事前の承認がある場合、受託会社の関係会社または関連会社である金融機関
- (5) (2)項および(4)項に関して、関連会社は同一の発行体と見なされます。
- (6) ファンドの純資産額の50パーセント以上を、常に、日本の金融商品取引法の第2条第1項に定める「有価証券」の定義に該当する証券に投資します。
- (中略)
- (15) ファンドは、以下に定める条件に従って、その他のオープンエンド型集合投資ファンドの受益証券を購入することができます。
- (中略)
- () その他の集合投資ファンドの受益証券への投資によってファンドの投資運用会社が仲介手数料を受け取る場合、かかる手数料はファンドの資産となるものとします。
- (16) ファンドは、債券の発行による資金調達を行いません。
- (17) 管理会社は、ファンドによる借入れ(後述される清算手続き以外の目的では)またはレバレッジの利用を意図していません。
- (18) 管理会社は、取引相手方の指定を意図していません。

ファンドの支配できない理由により、あるいは引受権の行使の結果として、上記の各比率を超えた場合、投資運用会社は証券の売却に際して受益者の利益を考慮の上、優先的にかかる事態を是正しなければなりません。

(中略)

効率的ポートフォリオ運用

適用ある法律で認められている場合、ファンドは、アイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、譲渡性証券に関して先物、オプション、スワップおよび貸株などの手法および商品を利用することができます。ただし、かかる手法および商品はヘッジもしくはパフォーマンスの向上または両方を目的とするポートフォリオの効率的な運用のために使用することを条件とします。かかる手法および商品の利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限については以下に記載します。以下に記載するオプションの利用に関してアイルランド中央銀行が定めた条件および制限は、ポートフォリオの効率的運用のためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが利用する保証にも適用されるものとします。また適用ある法律で認められている場合、ファンドは、後記「別紙」に記載するアイルランド中央銀行が定めた条件および制限にしたがって、資産および債務の管理に関連して為替リスクまたは金利リスクをヘッジする手法および商品を利用することができます。

ファンドに関して利用されるポートフォリオの効率的運用の技法について、取引コストが発生することがあります。ポートフォリオの効率的運用の技法によるすべての収益から直接的および間接的な運用コストを差し引いた額が、ファンドに返還されます。ポートフォリオの効率的運用の技法に起因する直接的および間接的な運用コスト/費用は、含み収益を含むものではなく、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの年次報告書に概要が記載される事業体に支払われ、かかる年次報告書には、当該事業体が管理会社または受託会社に関係しているか否かが明記されます。

ポートフォリオの効率的運用および/または為替リスクを回避するために金融派生商品が利用されるため、かかる利用により、追加の資本または収益が生み出されることがあります。投資運用会社は、金融派生商品の利用がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの純パフォーマンスに及ぼす影響は限定的であると予想しています。

投資家は、ポートフォリオの効率的運用に関連するリスクに関するさらなる情報について、後記「3 投資リスク」の「リスク要因」の「利益相反」、同「取引相手のリスク」、および「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

効率的なポートフォリオ運用および/または為替リスク対策に用いられる主な技法および手段の概要は、以下のとおりです。

先物

ファンドは、収益をロックインすることによるリスク管理にかかる効率的、流動的かつ有効な対策および/または先物価格の下落対策として通貨または金利の先物を売却することができます。また、ファンドは、証券のポジションを獲得するため費用面で効率的かつ効果的な手法として通貨または金利の先物を購入することもできます。

オプション

ファンドは、(専ら効率的なポートフォリオ運用目的として)自らが保有するかまたは投資を行うことができる証券および通貨のカバー・コール・オプションおよびプット・オプションを売却することにより、当期リターンを増加するためにオプションを活用することができます。

先渡し

通貨先渡しは、関連するファンドの基準通貨以外の通貨建ての証券の通貨エクスポージャーをヘッジし、ファンドに影響を及ぼす可能性のある金利および為替レートをヘッジするために利用することができます。

スワップ

トータル・リターン・スワップ契約は、原証券または先物契約を通じてエクスポージャーを得ることが不可能であるかまたは実利的でない場合、特定の証券または市場に対するエクスポージャーを得るために利用することができます。

レボ/逆レボ契約および株貸付契約

A I Fルールブックに定める規定および制限に従い、ファンドはレボ契約、逆レボ契約および/または株貸付契約を利用し、ファンドの収益を増加することができます。レボ契約は、一方の当事者が他方当事者に対して証券を売却すると同時に買戻契約を締結し、当該証券のクーポン率と連動しない市場金利を反映する価格を定めて将来の一定の日にこれを買戻す取引です。逆レボ契約は、ファンドが証券を購入し、同時に当該証券を互いに合意した日に合意した価格で当該証券の売主に売却することを約束する取引です。株貸付契約は、借主が貸主から証券を借入れ、予め決められた期間を経た後、借入証券と同等の証券を貸主に返還する契約をいいます。

投資家は、後記「3 投資リスク リスク要因」の項ならびに「外国為替・通貨リスク」および「運用リスクおよびオペレーショナル・リスク」の項のリスクに関する記述を熟読すべきです。

借入れ方針

ファンドによる借入れは、流動性目的に限定され、常に、その純資産の最大10%に制限されます。ファンドは、受益者に対する買戻金の支払の資金を賄うために、または、その他の投資対象の売却もしくは償還の手取金をファンドが受領するまでの新規の投資対象の短期資金調達のために、短期の借入れを行うことがあります。

投資制限および借入制限の変更

管理会社がA I Fルールブックに記載された投資制限および借入制限の変更を利用する権限を有する(ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ることを条件とします。)ことが意図されています。

A I Fルールブックの変更を利用する能力

ファンドがA I Fルールブックに記載された投資制限の変更を利用する権限を有する(ただし、アイルランド中央銀行の事前承認を得ること、ならびにかかる変更がファンドの投資目的および投資方針と重要な点において一致することを条件とします。)ことが意図されており、これにより、ファンドがまたはファンドのために、英文目論見書の日付現在A I Fルールブックに基づき投資が制限または禁止されている投資信託、証券、派生商品またはその他の形態の投資対象に投資することが可能になります。

流動性管理方針および買戻権

管理会社は、流動性管理方針を策定しており、かかる方針により、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの流動性リスクの特定、監視および管理、ならびにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの投資対象の流動性特性がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの対象債務の履行を促進することの確保が可能になります。管理会社の流動性方針は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドの投資方針、流動性特性、買戻方針およびその他の対象債務を考慮に入れたものになっています。流動性管理システムおよび手続には、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドについて予想されるもしくは実際の流動性不足またはその他の破綻状況に対処するための適切なエスカレーション措置が定められています。

要約すると、流動性管理方針は、ファンドが保有する投資対象の特性を監視するとともに、当該投資対象が英文目論見書またはファンドの英文目論見書補遺に記載される買戻方針に適合していることを確保し、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの対象債務の履行を促進します。さらに、流動性管

理方針には、ストレス変化が広範に及ぶファンドの流動性リスクを管理するために投資運用会社が実施する定期的なストレステストについての詳細が定められています。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、ファンドの投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の確保に努めます。投資方針、流動性特性および買戻方針は、受益者が全受益者の公平な取扱いに沿う方法で、かつ、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの買戻方針および義務に従って自己の投資対象を買い戻す能力を有する場合に、一貫しているとみなされます。投資方針、流動性特性および買戻方針の一貫性の評価において、管理会社は、買戻しが原資産価格またはファンドの個別資産のスプレッドに及ぼしうる影響につき考慮するものとします。

受益者の買戻権(通常および例外的な状況における受益者の買戻権を含みます。)および既存の買戻取決めについての詳細は、後記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」の項に記載されていません。

ファンドの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストについては、別紙をご参照ください。

「ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段」については、別紙をご参照ください。

3 投資リスク

リスク要因

<訂正前>

一般的リスク要因

(中略)

- 総論

投資家は、いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということが、ファンドへの投資は中長期的に見るべきことを意味していると認識するべきです。ファンドへの投資は、投資ポートフォリオの相当部分を構成するべきではなく、またファンドへの投資はすべての投資家には適しているとは言えません。

- 政治または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受けます。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性があります。

(中略)

- 市場リスク

ファンドは投資を分散する計画ですが、ファンドの投資証券は通常の市場変動のリスクだけでなく、株式、債券、通貨、デリバティブ等の商品への投資に固有のリスクにもさらされます。

- 決済リスク

ファンドが投資する一部の公認取引所の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性があります。

(中略)

- 租税

投資を検討している方は、ファンドへの投資に関連する課税リスクに注意をしてください。詳細については後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」と題する項目に記載します。

- プレミアムのリスク

ファンドが店頭市場で証券を購入し、または評価する場合、店頭市場の性格によりファンドがプレミアム価格でかかる証券を換金できるという保証はありません。

(中略)

- 取引相手のリスク

ファンドは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされます。

- 投資の分散化

投資運用会社はファンドの資産の投資分散化を図る予定ですが、時には一部のセクターまたは発行体にファンドの資産が集中する可能性があります。

(中略)

- 信用リスク

債券の価格は、信用力の変化につれて変動します。一般論として、発行体の格付けが低ければ低いほど利回りとデフォルトの確率は高くなります。また、ファンドが投資した発行体に破産や債務不履行が生じた場合、かかる債券の価格は大幅に下落します。

- 管理会社、投資運用会社、受託会社および関係者との取引

管理会社、投資運用会社、受託会社または管理会社、投資運用会社、受託会社の関係者または各社の従業員、取締役、執行役員によるファンドの資産の取引は禁止されていません。但し、かかる取引は対等に交渉した通常の商業的条件に基づいて執行され、かつ受益者の最善の利益に適うことを条件とします。

かかる取引は下記の()項、()項または()項にしたがって執行された場合に承認することができます。

- () 受託会社が独立した有資格者として承認した者が取引を執行する価格が公正であることを証明した場合、
- () 取引の執行が、組織化された投資証券の取引所において、かかる取引所の規則にしたがって最善の条件で行われた場合、または
- () 上記の()項または()項に定める条件が実行不可能な場合は、第1文に定める原則に合致することを受託会社が確認した条件に基づいて取引が執行されたとき。

(後略)

<訂正後>

一般的リスク要因

(中略)

- 総論

投資家は、いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということが、ファンドへの投資は中長期的に見るべきことを意味していると認識するべきです。ファンドへの投資は、投資ポートフォリオの相当部分を構成するべきではなく、またファンドへの投資はすべての投資家には適しているとは言えません。

- A I F M D リスク

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、A I F M Dに規定される個人投資家向けA I Fであり、個人投資家向けA I Fとしてアイルランド中央銀行による認可を受けており、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社があります。その結果として、管理会社は、A I F M D第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのファンドの受益証券をA I F M Dに規定される個人投資家に販売することができます。

さらに、管理会社は、様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することが求められます。かかる制限および/または条件により、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが直接または間接的に負担する継続発生費用が増加する可能性があります。

さらに、A I F M またはその受任者は、A I F M Dで定める頻度による受益者への報告書またはA I F M Dに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられています。

- (1) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (4) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの預託機関が契約により自らを免責するために締結した取決め

- 投資運用会社への依存に関するリスク

ファンドについての投資判断は、管理会社に代わり投資運用会社が行います。ファンドの成功は、投資運用会社の適切な投資対象を見極める能力およびファンドのためにかかる投資対象を処分して利益を得る能力に依拠します。不利な事象により、ファンドの一または複数の投資対象が同時に影響を受ける可能性があります。投資運用会社がこの点において成功するとの保証はありません。

- マネー・ロンダリング防止

ファンドが、国際的その他のマネー・ロンダリング防止法、規則、規制、条約もしくはその他の制限に違反して、またはテロリストの疑いがある者もしくは機関、麻薬密売容疑者、もしくは海外腐敗行為に関与した疑いのある海外の上級政治家のために、直接的または間接的に行為する者または主体からの出資を受け、またはその他かかる者または主体の資産を保有していると、管理会社または政府機関が考える場合、管理会社またはかかる政府機関は、ファンドに投資されているかかる者もしくは主体の資産を凍結し、またはかかる者もしくは主体の買戻権を停止することがあります。管理会社はまた、当該資産を政府機関に送金または移転するよう求められることもあります。

- 仲介取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーおよびディーラーを選定するにあたり、管理会社または投資運用会社は、価格、効率的に取引を執行する当該ブローカーおよびディーラーの能力、かかる者の才能、信頼性および財務上の責任ならびにかかるブローカーおよびディーラーにより提供される金融商品または業務などの要因を考慮する権限を有するとともに、かかる要因を考慮することができます。かかる商品および業務は、一般に、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズにとって有益なものであることがあります。管理会社または投資運用会社は、あるブローカーまたはディーラーにより課された取引手数料の金額が当該ブローカーまたはディーラーにより提供された製品または業務の価値に関して合理的であると誠実に判断した場合には、他の会社が採用された場合に負担したであろう金額を上回る場合であっても、かかる取引手数料を当該ブローカーまたはディーラーに支払うことがあります。ただし、当該ブローカーまたはディーラーがかかる取引に関して最良の遂行を実現することに同意していることを条件とします。

管理会社または投資運用会社に提供される商品または業務には、特定の業界および会社に関するリサーチ報告、経済調査および分析、特定の銘柄に関する推奨、ならびにその他の商品または業務が含まれることがあります。報告は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの年次報告書および半期報告書に含められ、(適切な場合には)管理会社または投資運用会社のソフトコミッションの慣行について記載されます。

- 政治または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受けます。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性があります。

(中略)

- 市場リスク

ファンドは投資を分散する計画ですが、ファンドの投資証券は通常の市場変動のリスクだけでなく、債券、通貨、デリバティブ等の商品への投資に固有のリスクにもさらされます。

- 店頭市場リスク

ファンドが店頭市場で証券を取得する場合、当該証券の流動性が限定されており、比較的激しい値動きをする傾向があるため、ファンドが当該証券の公正価格で換金できるとの保証はありません。

- 利益相反

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがあります。後記「第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 4 利害関係人との取引制限」の項をご参照ください。

- 決済リスク

ファンドが投資する一部の公認取引所の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性があります。

(中略)

- 租税

ファンドへの投資に関連する課税リスクに、投資を検討している者は注意が必要です。詳細については後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」と題する項目に記載します。

- 外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」といいます。)は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国家事体の直接および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資(および場合によっては間接米国投資)に対し30%の米国源泉徴収税が課税されます。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性があります。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定(さらなる詳細については、後記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い (B) アイルランド 受益者への税金 - 米国の報告および源泉徴収要件の遵守」の項をご参照ください。)を締結しました。

投資予定者は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの投資に関連する米国連邦、州、地方および米国以外の税務報告および証明要件について自己の税務アドバイザーに相談すべきです。

- プレミアムのリスク

ファンドが店頭市場で証券を購入し、または評価する場合、店頭市場の性格によりファンドがプレミアム価格でかかる証券を換金できるという保証はありません。

(中略)

- 取引相手のリスク

ファンドは、投資または取引先の取引相手またはその他の者が破産、支払不能等の理由により、取引を執行できないリスクにさらされます。

- 預託リスク

受託会社およびその受任者(もしあれば)は、ファンドの証券、ファンドの証券口座に発生する現金、分配金および権利を保管します。受託会社または受任者がファンドのために現金を保有している場合、ファンドは、受託会社または受任者が支払不能に陥った場合に無担保債権者となることがあります。

また、ファンドの資産の一部が、受託会社およびその受任者以外の事業者により保有されることがあります。一例を挙げると、ファンドは、先物、スワップ、先渡しおよび一部のオプション等の派生商品契約に関連して、その資産の一部を担保として取引相手またはブローカーに差し入れることがあります。ファンドは、担保を過大に徴求された派生商品契約を締結した場合、かかる取引相手またはブローカーが支払不能に陥った場合に当該ブローカーの無担保債権者となる可能性があります。

ファンドは、保管および/または決済システムが十分に発達していない市場(新興市場国を含みます。)に投資することがあります。かかる市場で取引されているファンドの資産のうち、受任者の使用が必要な状況においてかかる受任者に預託された資産は、受託会社が何ら責任を負わない場合においてリスクにさらされることがあります。

- 投資の分散化

投資運用会社はファンドの資産の投資分散化を図る予定ですが、時には一部のセクターまたは発行体にファンドの資産が集中する可能性があります。

(中略)

- 信用リスク

債券の価格は、信用力の变化につれて変動します。一般論として、発行体の格付けが低ければ低いほど利回りとデフォルトの確率は高くなります。また、ファンドが投資した発行体に破産や債務不履行が生じた場合、かかる債券の価格は大幅に下落します。

- 早期終了

ファンドが早期に終了する場合、管理会社は、受益者に対し、受益者がファンド資産に対して有する持分を按分して分配しなければなりません。証券およびその他の投資対象は、ファンドにより売却されるか、または受益者に分配されなければなりません。かかる売却時または分配時において、ファンドが保有する特定の投資対象の価値が当該投資対象の当初投資額を下回ることがあり、その結果として、ファンドおよびその受益者が損失を被ることがあります。さらに、設立費用が全額償却される前にダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了した場合、かかる費用の未償却部分は、期限の利益を喪失し、本来であれば受益者に分配可能であった金額から差し引かれます(これによりかかる分配可能金額が減額されます。)

- 欧州市場インフラ規則

ファンドは、店頭デリバティブ契約を締結する場合があります。店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報蓄積機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則(EU) No 648/2012(以下「EMIR」といいます。)では、店頭デリバティブ契約に関して、強制清算義務、相対のリスク管理要件および報告要件を含む一定の要件が定められています。EMIRの発効に必要な、リスク管理手続(担保の水準および種類ならびに分別保管に係る取決めを含みます。)について定めた規制上の技術基準のすべてが最終決定されたわけではなく、よって、確定的なものでない可能性があります。投資家は、EMIRの特定の規定により、ファンドが店頭デリバティブ契約の取引に関する義務を負うことになることに留意すべきです。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに関してEMIRが及ぼす可能性のある影響は、以下を含みますが、それらに限られません。

- (a) 清算集中義務：一定の標準化された店頭デリバティブ取引は、中央清算機関(以下「CCP」といいます。)を通じた強制清算の対象となります。CCPを通じたデリバティブの清算により追加のコストが生じる場合があります。また、かかる清算が、当該デリバティブの集中清算が義務付けられなかった場合よりも不利な条件で実行されることもあります。
- (b) リスク軽減手法：ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、集中清算の対象外であるその店頭デリバティブの要件について、リスク軽減要件(すべての店頭デリバティブの担保化を含みます。)を整備することが義務付けられます。かかるリスク軽減要件により、ファンドがその投資方針を遂行する(またはその投資方針から生じるリスクをヘッジする)ためのコストが増加する場合があります。
- (c) 報告義務：ファンドによる各店頭デリバティブ取引は、取引情報機関または欧州証券市場監督局に報告されなければなりません。かかる報告義務により、ファンドが店頭デリバティブを活用するためのコストが増加する場合があります。

- オルタナティブ資産投資における競争の激化

従来とは異なる投資業界またはオルタナティブ投資業界は、極めて競争が激しいです。2008年の初めまでは、オルタナティブ資産投資戦略(ファンドのために実施される戦略を含みます。)を実施する目的で設立された投資ピークルの数およびかかる投資ピークルへの資本流入が著しく増加しました。正確な影響を判断することはできませんが、かかる増加により、投資機会を得るための競争がより激しくなるか、または一定の状況下において、特定のポジションに関して価格変動の増大もしくは流動性の低下を招くことがあります。

- アイルランドを拠点とする主体

ファンド、管理会社および受託会社はそれぞれ、アイルランドを拠点とし、集団投資スキーム、管理会社および受託会社に適用あるアイルランドおよびEUの規制枠組みに服します。それ故、政府の規制、政治体制、現地の経済および税法の変化が、ファンド、管理会社および受託会社の一部または全部に悪影響を及ぼすことがあります。アイルランド当局は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドのいずれかに対する投資の利点について判断を行っていません。アイルランド中央銀行によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの承認は、アイルランド中央銀行によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの保証ではなく、またアイルランド中央銀行が英文目論見書の内容に責任を負うものでもありません。

- 将来の見通しに関する記述

本書には、将来の見通しに関する記述が含まれています。かかる将来の見通しに関する記述は、将来の事象に関する管理会社または投資運用会社の見解を反映しています。管理会社または投資運用会社の支配の及ばない要因により、実績が将来の見通しに関する記述にあるものと大幅に異なる可能性があります。申込者は、かかる記述に依拠しないよう注意すべきです。

- 運用リスクおよびオペレーショナル・リスク

ファンドは、その投資目的を達成する投資運用会社の能力に依拠しているため、運用リスクにさらされます。ファンドに関し投資運用会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズについて投資判断を行う際に独自の投資手法を用いますが、これは、投資運用会社が望ましい成果を達成することを保証するものではなく、ファンドは、多額の損失を被ることがあります。一例を挙げると、投資運用会社は、派生商品を有効に活用することができず、不利な時期にポジションのヘッジを行うことまたはヘッジを行わないことを選択することがあります。投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーは、定量分析および/またはモデルを用いることがあります。かかる分析および/またはモデルの欠陥または限界により、戦略を実行するポートフォリオ・マネジャーの能力が影響を受ける可能性があります。これらの分析およびモデルは、必要に迫られ、単純化された仮定を置き、それらの有効性が限定的なものとなることがあります。過去の市場データを解釈しているように思われるモデルは、将来の市場事象を予測することができない可能性があります。さらに、モデルで使用されるデータは、正確でない場合があり、および/または会社もしくは銘柄に関する最新の情報を含んでいないことがあります。また、投資運用会社の社員全員が、期間の長短にかかわらず、継続して投資運用会社と関係するとの保証もありません。投資運用会社の一または複数の従業員による業務上の損失により、ファンドの投資目的を達成するファンドの能力に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、ファンドは、投資運用会社およびその他の業務提供会社によるダイワ・ボンド・ファンド・シリーズへの投資運用業務、管理事務代行業務、保管業務、会計業務、税務、法務、株主対応業務およびその他の業務の提供により、オペレーショナル・リスクによる損失および業務障害のリスクにもさらされます。オペレーショナル・リスクは、業務提供会社による不適切な手続および管理、人為的過誤ならびにシステム障害によっても生じる可能性があります。一例を挙げると、取引の遅延または誤り(人為的およびシステム上の両方を含みます。)により、ファンドが、価値が上昇または下落すると投資運用会社が予想する銘柄を購入または売却すること(場合によります。)が妨げられ、それ故、ファンドが当該銘柄について潜在的な投資利益を得ることまたは損失を回避することが妨げられる可能性があります。投資運用会社は、その職務の遂行および義務の履行において自らの過失または故意の不履行がない場合には、オペレーショナル・リスクに関連する損失について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対し契約上の責任を負うものではありません。また、その他のファンド業務提供会社も、自らの誤りに起因する損失について、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズに対する責任が限定されます。

- 投資全額の喪失可能性および受益者に対する補償

受益者は、口座開設申込書に記入する際、ファンドへの投資の利点およびリスクを評価することができるのに十分な取引および金融に関する知識および経験を有していること、ならびに提案された投資に伴うリスクおよびかかる投資には投資額の全額を喪失する可能性が内在するという事実を認識していることを証明するよう要求されます。

受益者の責任は、原則として、申込書および(各受益者が拘束される)信託証書に基づき、申込みを行った(全額払込みベースでのみ発行される)受益証券の発行価格のうちの未払込金額に限定されますが、受益者は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ、ファンド、管理会社、販売会社、投資運用会社、受託会社および/または他の受益者に対し、以下を含む一定の事項について補償する義務を負います。

() 信託証書に基づく適格保有者以外の者が受益証券を保有または取得したことにより発生した損失

() ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズがある投資者のために計上することが義務付けられている税金により生じる債務(違約金およびその利息を含みます。)

() 申込人が必要な情報を提供しなかったことにより受益証券の申込みの処理を行うことができず、その結果として生じた損失

() 申込書もしくは投資者が管理会社もしくはその受任者に交付した書類における不実表示、かかる申込書もしくは書類に記載された保証、条件、誓約もしくは合意の違反、または投資者による適用ある法律、規則および規制の違反の結果として生じた損失

- 管理会社、投資運用会社、受託会社および関係者との取引

管理会社、投資運用会社、受託会社または管理会社、投資運用会社、受託会社の関係者または各社の従業員、取締役、執行役員によるファンドの資産の取引は禁止されていません。ただし、かかる取引は対等に交渉した通常の商業的条件に基づいて執行され、かつ受益者の最善の利益に合うことを条件とします。

かかる取引は下記の()項、()項または()項にしたがって執行された場合に承認することができます。

() 受託会社(または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社)が独立した有資格者として承認した者により証明された評価額、

() 取引の執行が、組織化された投資証券の取引所において、かかる取引所の規則にしたがって最善の条件で行われた場合、または

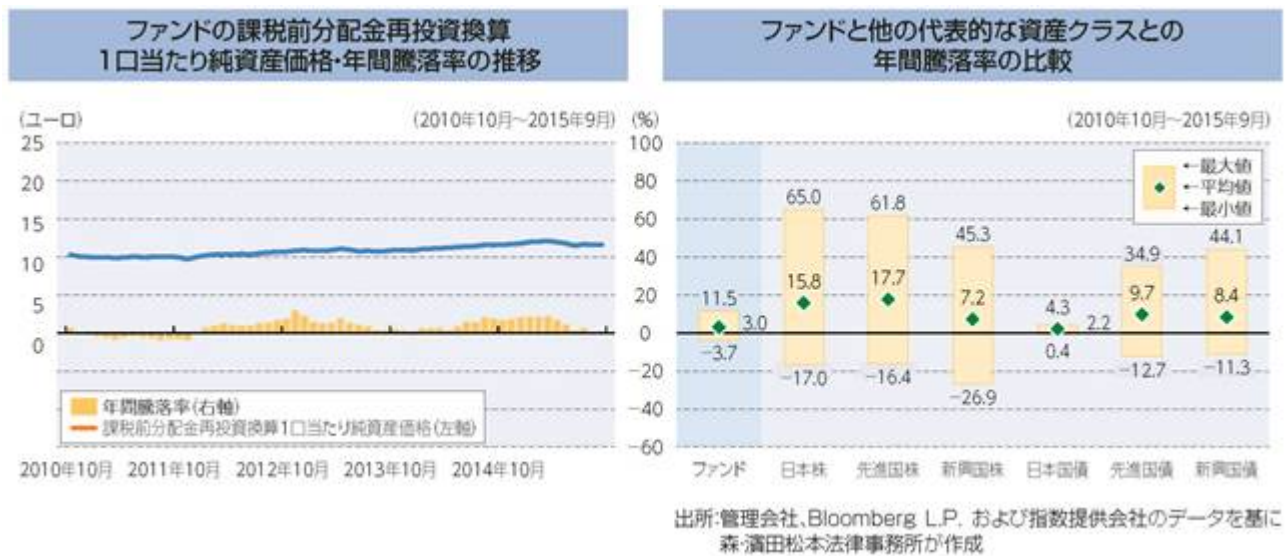
() 上記の()項または()項に定める条件が実行不可能な場合は、第1段落に定める原則に合致することを受託会社(または受託会社が関わる取引の場合は、管理会社)が確認した条件に基づいて取引が執行されたとき。

(後略)

リスクに関する参考情報

<訂正前>

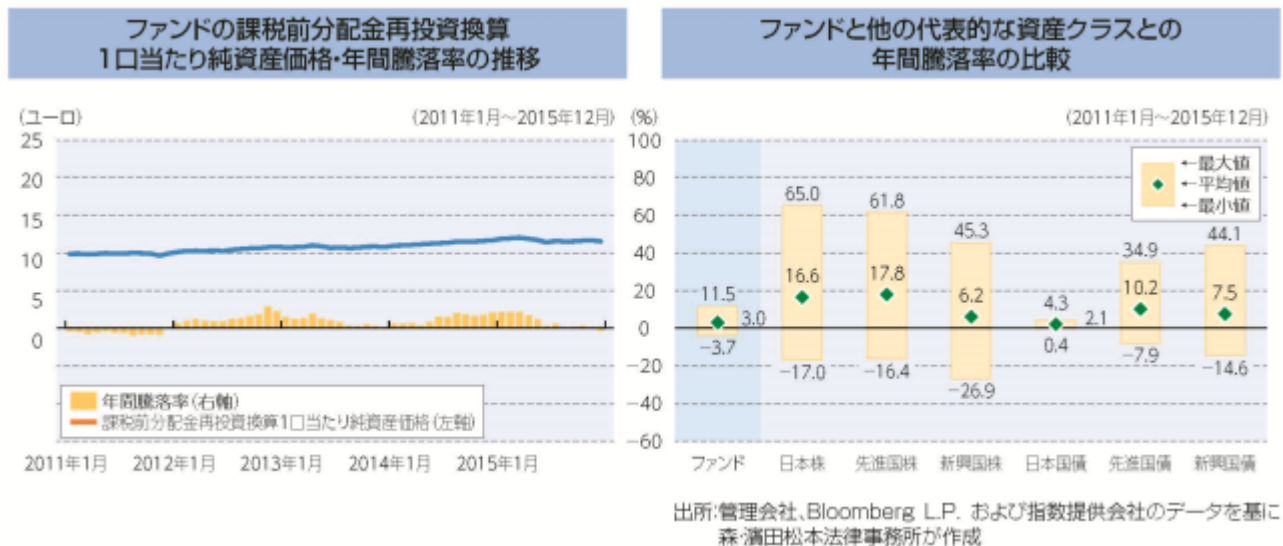
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2009年10月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。



(後略)

< 訂正後 >

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の推移を表示しています。分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、2010年1月末の1口当たり純資産価格を起点として、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものです。



(後略)

4 手数料等及び税金

（3）管理報酬等

<訂正前>

（前略）

管理会社報酬

ファンドは、ファンドの純資産額の年率0.60%の割合で、管理会社に月次報酬（該当する場合は付加価値税を加算します。）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。管理会社は、当該報酬から販売報酬および代行協会員報酬を支払います。

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的な旅費、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の支払を受ける権利を有するものとします。通常の商業レートで請求される上記の費用の合計額は、ファンドにとって大きな負担となる場合があります。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用および管理業務の対価として管理会社に支払われます。

（中略）

管理事務代行報酬

ファンドは管理会社に対し、ファンドの資産から、以下の料率の管理事務代行報酬（該当する場合は付加価値税を加算します。）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

ファンドの純資産額	料率
100百万ユーロ以下の場合	0.13%
100百万ユーロ超、1,000百万ユーロ以下の場合	0.115%
1,000百万ユーロ超の場合	0.10%

（中略）

受託会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から受託会社に、ファンドの純資産額の0.06%の割合で年間報酬（該当する場合は付加価値税を加算します。）を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。受託会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、通信費を含む受託会社の全ての立替費用および通常の商業レートで受託会社が任命した副保管会社の立替費用の支払を受ける権利を有するものとします。

（中略）

投資運用会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から投資運用会社としてのT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに以下の年率の年次報酬を支払います。かかる報酬はファンドの純資産額を基準として、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの任命した投資顧問会社の報酬は、管理会社の許可を得た上で、投資運用会社が支払います。

ファンドの純資産額	料率
250百万ユーロ以下の場合	0.50%
250百万ユーロ超、500百万ユーロ以下の場合	0.45%
500百万ユーロ超の場合	0.40%

投資運用会社の合理的な旅費および通信費は、管理会社により支払われます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

管理会社報酬

ファンドは、管理会社に、ファンドの純資産額の0.60%の年率で報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。管理会社は、当該報酬から販売報酬および代行協会員報酬を支払います。

管理会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、投資運用会社の合理的な旅費、通信費などを含めた管理会社の一般管理費の全額の支払を受ける権利を有するものとします。通常の商業レートで請求される上記の費用の合計額は、ファンドにとって大きな負担となる場合があります。

ファンドの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくファンドの受益者による承認なしには、管理会社の年次管理報酬は引き上げられません。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社または投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとします。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用および管理業務の対価として管理会社に支払われます。

(中略)

管理事務代行報酬

ファンドは、ファンドの資産から、管理会社に、以下の年率で管理事務代行報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

ファンドの純資産額	年率
100百万ユーロ以下の場合	0.13%
100百万ユーロ超、1,000百万ユーロ以下の場合	0.115%
1,000百万ユーロ超の場合	0.10%

(中略)

受託会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から受託会社に、ファンドの純資産額の0.06%の年率で報酬(該当する場合は付加価値税を加算します。)を支払います。かかる報酬は毎日発生し、毎月後払いで支払われます。受託会社は、ファンドの資産から、弁護士費用、配達料金、通信費を含む受託会社の全ての立替費用および通常の商業レートで受託会社が任命した副保管会社の立替費用の支払を受ける権利を有するものとします。

(中略)

投資運用会社報酬

管理会社は、ファンドの資産から、投資運用会社としてのT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドに、以下の年率で報酬を支払います。かかる報酬はファンドの純資産額を基準として、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの任命した投資顧問会社の報酬は、管理会社の許可を得た上で、投資運用会社が支払います。

ファンドの純資産額	年率
250百万ユーロ以下の場合	0.50%
250百万ユーロ超、500百万ユーロ以下の場合	0.45%
500百万ユーロ超の場合	0.40%

ファンドの受益者集会における出席者の過半数の投票に基づくファンドの受益者による承認なしには、投資運用会社の年次管理報酬は引き上げられません。受益者集会における出席者の過半数の投票により、管理会社または投資運用会社の年次報酬が引き上げられる場合は、受益者は、当該変更の実施前に受益証券を買い戻すことができるよう、合理的な通知を受けるものとします。

投資運用会社の合理的な旅費および通信費は、管理会社により支払われます。

(後略)

(4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

(n) 関係する法域の現地の新聞に公告を掲載する費用

いずれの場合も該当する付加価値税を加算します。上記のすべての費用は、アイルランド、日本、およびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは受益証券の販売に関するその他の法域で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが支払うものとします。

総額280,000米ドルのファンド設立費用は、ファンドの資産から支払われ、ファンドの日々の平均純資産額の0.025%の年率で償却されます。

設立費用を償却する期間はファンドの純資産額によるものとします。管理会社は、5年を越えない期間で設立費用を償却することを決定しました。設立当初のファンドの設定から5年以内に追加のファンドが設定された場合、追加のファンドの設定日の時点で償却されていない創業費の額は、ファンドと追加のファンドの間で、当初純資産残高に比例して配分するものとします。

経常的な費用は、第一に利益、第二に純キャピタル・ゲイン、第三にダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から差し引くものとします。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

2015年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、81,140ユーロでした。

<訂正後>

(前略)

(n) 関係する法域の現地の新聞に公告を掲載する費用

(o) 規制当局の手数料

(p) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ/ファンドの終了に関連する費用

いずれの場合も該当する付加価値税を加算します。上記のすべての費用は、アイルランド、日本、およびダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは受益証券の販売に関するその他の法域で、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが支払うものとします。

経常的な費用は、第一に利益、第二に純キャピタル・ゲイン、第三にダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から差し引くものとします。

かかる費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

2015年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、81,140ユーロでした。

管理会社の報酬方針

管理会社は、AIFM規則の別紙2およびESMA報酬ガイドライン(ESMA/2013/201)(以下「報酬ガイドライン」といいます。)の要件を満たし、かつ、これらに定める原則に従った報酬方針を策定および実施し、これを維持しています。管理会社の報酬方針の要約は、以下に記載されます。管理会社は、当該方針の実施について最終的な責任を負います。

管理会社は、その方針を実施するにあたり、良好なコーポレート・ガバナンスを確保するとともに、健全かつ効果的なリスク管理を推進します。管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよびファンドのリスク特性、信託証書または英文目論見書に整合しない形でリスクを取ることを奨励しません。管理会社は、いかなる決定も管理会社の全般的な事業戦略、目的、価値および利益に合致するよう確保するとともに、生じうるいかなる利益相反も回避するよう努めます。

管理会社の報酬方針は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる専門的業務に従事する社員に適用され、よって、経営陣、リスク負担者、内部統制担当者を対象とするとともに、経営陣およびリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額を受領し、かつ、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門的業務に従事する従業員も対象とします。よって、管理会社の報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に整合し、かかるリスク管理を推進するものであるとともに、ファンドのリスク特性に整合しない形でリスクを取ることを奨励しません。

管理会社は、健全かつ慎重な報酬方針が存続し、回避されないことを確保します。かかる目的のために、管理会社は、特定の選定基準を参照して、その報酬方針および手続が適用される社員の種類を選定しました。報酬ガイドラインのパート に記載される均衡の原則に従い、報酬ガイドラインの支払プロセス要件は、管理会社の報酬方針において適用除外となりました。かかる適用除外は、管理会社が各支払プロセス要件を評価した上でなされたものであり、管理会社に当てはまる具体的な事実が考慮され、管理会社の規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑性にとって適切なものとなっています。

ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の一部の委任に関して、管理会社は、以下の事項のうちいずれかを要求します。

(a) 当該業務の特定の一部分が委任された投資運用会社またはその受任者が、報酬に関する E S M A ガイドライン / A I F M 指令の別紙 に基づき適用されるものと同等の効力を有する報酬に関する規制上の要件に従うこと。

(b) 報酬に関する E S M A ガイドライン / A I F M 指令の別紙 に定める報酬規則が回避されないことを確保するために、当該業務の特定の一部分が委任された投資運用会社またはその受任者との間で適切な契約上の取決めが締結されること。

管理会社は、リスク管理の遂行に従事している者の報酬が、当該者が従事している事業分野の業績とは関係なく、リスク管理業務に関連する目的の達成度を反映することを確保します。管理会社は、報酬方針が社内および社外において毎年精査されることを確保します。

(5) 課税上の取扱い

(A) 日本

<訂正前>

(前略)

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(1) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含みます。以下同じです。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了しますが、この場合、支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。))または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

(4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなります。

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税

5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。Iにおいて、以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出され(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率による源泉徴収が行われず。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。Iにおいて、以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出され(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限り、)および一定の上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限り、)との損益通算が可能です(注:平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下、カッコ内において同じです。))の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。))の譲渡損失(繰越損失を含みます。))との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。))については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。))または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。))。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。))に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売手続等

<訂正前>

(前略)

マネーロンダリング防止の手続き

マネーロンダリングの防止を目的とする措置によって、受益証券の申込人は管理会社に身元を証明する義務を負うものとします。またそれぞれの申込人の事情により、認定仲介機関を通じて申込みを行う場合は証明を求められないことがあります。上記の適用除外は、仲介機関が、関係法によって、アイルランドと同等のマネーロンダリング防止規則を有すると認められる国に所在する場合に限り適用されます。

管理会社は申込人にどのような身元の証拠が必要かを通知するものとします。例として、個人の場合、居住する国の公証人、警察または大使などの当局者が正式に認定したパスポートまたは身分証明書のコピーを、ガス、電気代等の請求書、銀行の取引明細などの住所の証拠と一緒に提示することが求められます。申込人が法人である場合は、会社設立証書(および名称変更)、基本定款および通常定款(または同等物)ならびに取締役全員と実質的所有者の名前、住所および営業住所の認証された謄本の提示が求められます。

上記は単なる例であり、管理会社は、申込人の身元を確認するために必要と見なす情報および書類を要求します。申込人が確認のために必要な情報の提出を怠り、または遅延した場合、管理会社は、適当な情報が提示されるまで、申込みおよび申込み代金の受領を拒絶し、または買戻し請求の処理を拒絶することができます。管理会社が申込人の身元を確認するために請求したすべての情報および書類を受け取り、かつこれに満足するまでは、受益証券は発行されません。申込人が当初、受益証券の発行を希望した取引日の5営業日後の営業が終了するまでに、管理会社が上記の情報および書類を受け取らなかった場合、申込書は投資家に返送され、すべての代金は支払銀行に返金されるものとします。

特に投資家は、関係する受益者の名義でない口座に買戻し代金を送金することを要請する場合、管理会社は、かかる受益者および買戻し代金を支払う口座の所有者の身元を確認するために合理的に必要な情報を請求する権利を留保する点に注意するべきです。投資家または口座の所有者が上記の情報を提出しなかった場合、買戻し代金は第三者の口座には送金されません。

管理会社は、すべての関係法規ならびに管理会社の社内方針にしたがって十分な記録の更新のために追加の証明書または確認書を請求する権利を留保します。上記の規定は、関係法規が制定され、管理会社の方針の変更が効力を発生する前に投資家が申込みを行った場合でも、適用されるものとします。投資家は、上記の変更の後できる限り速やかに、合理的に請求された追加の証明書または確認書を管理会社に提出することに同意します。

投資家は、関係するすべてのマネーロンダリング防止法規にしたがって管理会社が定めた身元の確認および証明に関するすべての方針を遵守しなかった場合、管理会社は、受託会社に通知をした上で、申込人が身元の確認および証明に関する基準を遵守するまで、申込人が保有する受益証券に関する勘定明細書の発行を拒絶することができることを認めることを要求されます。投資家が上記の確認および証明の基準を遵守し、関係法規に違反していないこととなり次第、可能な場合には勘定明細書の発行中止期間を終了させるためにあらゆる合理的措置を講じるものとします。

<訂正後>

(前略)

マネー・ロンダリング防止の手続き

2010年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法(改正済)により、管理会社は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するために、受益者全員の身元および住所ならびに、場合に応じて、受益者が代理で受益証券を保有する場合の実質的所有者の身元および住所を確認するための措置を含め、リスクベースの適切な措置を講じる義務を課されています。かかるリスクベースのアプローチの適用により、一定の状況において、管理会社は、特定の種類の投資者(重要な公的地位を有する者(PEP)またはハイリスクのカテゴリーに該当するとされたその他の投資者など)について、強化された顧客デューデリジェンスを適用することが求められます。管理会社は、受益証券の申込み時および投資者が受益証券を保有している間いつでも(当該受益証券の買戻し時を含みます。)、当該受益者および当該受益証券の実質的所有者の身元および住所を確認するために必要となる情報を要求する権利を留保します。

通常、管理会社は、投資者が最初に受益証券の購入を申し込む際に顧客デューデリジェンス書類を要求します。ただし、規制上の変更により、買戻しに関連して、またはその他の場合に、管理会社は、継続的なデューデリジェンスの実施が必要となる場合があり、これに応じて、管理会社は、受益者または受益証券の実質的所有者の本人確認のために必要な情報をいつでも要求する権利を留保します。

取締役会は、管理会社に対し、申込人の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を要求する権限を付与しました。申込みが規制対象仲介業者を通じて行われ、かつ、当該仲介業者が適用ある法律によりアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有すると認められる国において営業を行っている場合には、管理会社は、当該投資者に対し簡略化した顧客デューデリジェンスを適用することができ、または対象となる投資予定者に関する規制対象仲介業者からの書面による表明に依拠することができますが、マネー・ロンダリング防止のため、当該投資者の継続的な監視も実施しなければなりません。

管理会社は、投資予定者に対し、必要とされる本人確認書類の種類を通知します。一例として、個人の場合、パスポートまたは特定の人物もしくは機関(弁護士や公証人など)により認証を受けた身分証明書の写しおよび住所を証明する書類(公共料金の請求書や銀行取引明細書など)の提出が求められることがあります。申込人が法人の場合は、会社設立証明書(名称変更の記載を含みます。)の認証謄本、基本定款および付属定款(またはこれらに相当する書類)の認証謄本、ならびに取締役全員および2010年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する)法(改正済)で定義される実質的所有者の氏名、住所および営業住所の提出が求められることがあります。

上記はあくまでも一例であり、管理会社は、各申込人の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を要求します。申込人の身元を確認するために管理会社が要求した情報の提出を申込人が遅延し、または行わなかった場合、管理会社は、当該申込みの受理を拒絶することができ、受領した申込金を、利息を付さずに、申込人の費用負担で、当該申込金が当初払い出された口座に返還することができます。本人確認に必要な書類を提出していない受益者に対し受益証券が発行された場合、管理会社は、買戻請求手続を行いますが、当該受益者に帰属する買戻金を留保します。投資予定者は、買戻金が第三者の口座に対しては支払われないことに特に留意すべきです。

各申込人は、管理会社が要求した情報および書類を当該申込人が提出しなかった場合、ファンド、取締役会および管理会社が、当該申込人による購入申込みの処理が拒絶されたことまたは買戻金の支払が遅延したことによって生じるいかなる損失についても、損害を被らないことを確認し、かつ、これに同意します。

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

全ての買戻請求は、買戻しを行う取引日の午前10時(ダブリン時間)までに、管理会社により、その営業所において書面により受領されなければなりません。取引日の午前10時(ダブリン時間)以降に受領された請求は、管理会社の裁量により、翌取引日まで繰り越されます。受益証券は、管理会社により買戻請求が受領され承認された取引日に買い戻されます。

買戻価格は、原則として、買戻しを行った取引日後5営業日以内に受益者に支払われます。上記の5営業日中にTARGETシステム営業日でない日が含まれる場合は、TARGETシステム営業日でない日の日数だけかかる5営業日期間が延長されるものとします。ただし、買戻請求の原本を管理会社が受け取ることを条件とします。

(中略)

上記の買戻しは、受益証券を買い戻す評価日の時点の受益証券1口当たりの純資産価格に相当する価格で実施されます。管理会社はその裁量により、受益証券1口当たりの純資産価格の3パーセントを上限とする買戻手数料を上記の価格から差し引くことができます。管理会社はその裁量により、買戻手数料を放棄し、または買戻手数料の金額に関して許容される範囲内で受益者の間で差別化を図ることができることを了解します。買戻手数料(もしあれば)は管理会社が自らの利益のために、および自ら使用するために管理会社に支払われるものとし、関係するファンドの資産の一部を構成しないものとします。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の $\frac{3}{10}$ 以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の $\frac{3}{10}$ を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に関する受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は(常に上記の制限を前提として)後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

<訂正後>

(前略)

全ての買戻請求は、買戻しを行う取引日の午前10時(ダブリン時間)までに、管理会社により、その営業所において書面により受領されなければなりません。取引日の午前10時(ダブリン時間)以降に受領された請求は、管理会社の裁量により、翌取引日まで繰り越されます。受益証券は、管理会社により買戻請求が受領され承認された取引日に買い戻されます。

買戻代金は、買戻請求が受領された日から5営業日以内に、ファンドの基本通貨建てで受益者の口座に銀行電信送金により支払われます。

買戻価格は、原則として、買戻しを行った取引日後5営業日以内に受益者に支払われます。上記の5営業日中にTARGETシステム営業日でない日が含まれる場合は、TARGETシステム営業日でない日の日数だけかかる5営業日期間が延長されるものとします。ただし、買戻請求の原本を管理会社が受け取ることを条件とします。

(中略)

上記の買戻しは、受益証券を買い戻す評価日の時点の受益証券1口当たりの純資産価格に相当する価格で実施されます。管理会社はその裁量により、受益証券1口当たりの純資産価格の3パーセントを上限とする買戻手数料を上記の価格から差し引くことができます。買戻手数料(もしあれば)は管理会社が自らの利益のために、および自ら使用するために管理会社に支払われるものとし、関係するファンドの資産の一部を構成しないものとします。

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の $\frac{10}{10}$ 以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の $\frac{10}{10}$ を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日

におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に係る受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は(常に上記の制限を前提として)後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

(2) 日本における買戻し手続等

< 訂正前 >

(前略)

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の3分の1を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に係る受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は(常に上記の制限を前提として)後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

< 訂正後 >

(前略)

いずれかの取引日に買戻されるファンドの受益証券の口数がかかる取引日の時点で発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1以上である場合、管理会社は独自の裁量にしたがって、発行済みまたは発行済みと見なされるファンドの受益証券の総数の10分の1を越える分の受益証券の買戻しを拒絶することができます。管理会社が買戻しを拒絶した場合、上記の取引日におけるファンドの受益証券の買戻し請求は比例配分して減ぜられるものとし、買戻しの拒絶を理由に買い戻されなかった買戻請求に係る受益証券は、本来の請求の対象である受益証券がすべて買い戻されるまで、買戻請求が次の取引日以降に行われたかのように、処理されるものとします。前の取引日から繰り越された買戻請求は(常に上記の制限を前提として)後に提出された請求に優先して処理されるものとします。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

<訂正前>

() 純資産価格の計算

(中略)

ファンドの資産は以下の要領で評価します。

- (a) 公認取引所に上場され、定常的に取引されており、市場価格が容易に入手できる投資証券は、評価時点における最新の取引価格に基づいて評価するものとします。ただし、公認取引所に上場されているが、公認取引所外または店頭市場でプレミアム価格またはディスカウント価格で売買されている投資証券の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者が指名し、受託会社の承認を受けた能力を有する者が投資証券を評価する時点で提示したプレミアム価格またはディスカウント価格を考慮した上で評価するものとします。
- (b) 上場されていないか、または上場されているものの、価格が入手できないか、または最新の取引価格が関係する取引日の評価時点における関係する市場の公正市場価格を表示していないと管理会社または管理会社の代理人が判断する投資証券は、受託会社が承認した能力を有する者が、投資運用会社と協議した上で、細心の注意を払って誠意をもって推定した予想換金価格で評価するものとします。
- (c) 市場で取引されている派生商品(スワップ、オプション、先物などを含むがこれに限られませんが)は、市場の決済価格を参考に評価するものとします。市場で取引されていない派生商品の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者、または受託会社の承認を受けた能力を有する者が誠意をもって算定した価格とします。店頭市場の派生商品は取引相手が日に一度評価し、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した価格とする。為替予約取引は、関係する評価時点におけるマーケット・メーカーの一般的な見積り価格(とりわけ新たに引き受けることができる同じ規模および同じ満期の為替予約取引の価格、またかかる価格がない場合、関係する営業日に取引相手が提示した決済価格)を参考に評価するものとします。
- (d) 上記の(a)項に基づく評価がない集合投資ファンドの株式または受益証券は、かかる集合投資ファンドの受益証券の最新の純資産額を参考に評価するものとします。

(中略)

受益証券1口当たり純資産価格および受益証券の価格の公表

ファンドの純資産額、受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格の算定が以下に定める状況下で中止されている場合を除き、各営業日における受益証券1口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理会社の登録上の事務所で毎日入手可能であり、ファンドの取引日の2営業日以内にフィナンシャル・タイムズに公表されます。

() ファンド証券の発行、買戻し及び純資産価格計算の一時停止

以下の場合、管理会社は各ファンドの純資産額および各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに受益者に対する受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

(後略)

<訂正後>

— 純資産価格の計算

(中略)

ファンドの資産は以下の要領で評価します。

- (a) 公認取引所に上場され、定常的に取引されており、市場価格が容易に入手できる投資証券は、評価時点における最新の取引価格に基づいて評価するものとします。ただし、公認取引所に上場

されているが、公認取引所外または店頭市場でプレミアム価格またはディスカウント価格で売買されている投資証券の価格は、管理会社または管理会社の受任者が指名し、受託会社の承認を受けた能力を有する者が投資証券を評価する時点で提示したプレミアム価格またはディスカウント価格を考慮した上で評価するものとします。また、受託会社は、かかる手続の採用が証券の見込換金価格を確定するために正当であることを確保しなければなりません。証券が複数の取引所に上場されている場合、該当する市場は、当該証券の価格において最も公正な基準を提供していると管理会社が判断する市場とします。

- (b) 上場されていないか、または上場されているものの、価格が入手できないか、または最新の取引価格が代表的なものではないと管理会社または管理会社の代理人が判断する投資証券は、管理会社が任命し、受託会社が承認した能力を有する者が、投資運用会社と協議した上で、細心の注意を払って誠意をもって推定した予想換金価格で評価するものとします。
- (c) 市場で取引されている派生商品(スワップ、オプション、先物などを含みますがこれに限られません。)は、市場の決済価格を参考に評価するものとします。かかる価格が入手できない場合、当該価格は、管理会社が慎重かつ誠実に推定し、当該目的上受託会社により承認された予想換金価格とします。市場で取引されていない派生商品の価格は、管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者が誠意をもって算定した価格とします。ただし、かかる管理会社もしくは管理会社の受任者または能力を有する者は上記の目的のため受託会社の承認を受けるとします。店頭市場の派生商品は取引相手によって毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した、評価時点直前の関連する市場における営業終了時現在の決済価格で各取引日に評価される価格とします。管理会社は、取引相手方評価額または管理会社もしくは独立の価格情報提供者が計算した評価額等の代替評価額のいずれかを用いて店頭派生商品进行评估することができます。ただし、管理会社またはその他の当事者は、当該評価を行うのに適切な人的および技術的手段を有していることを条件とします。管理会社は、(a) 取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき店頭デリバティブを評価し、(b) 店頭デリバティブが、常時管理会社の主導に応じて、公正価格での相殺取引によって売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることを確信していなければなりません。上記の(a)および(b)が確認されるまで店頭取引は行われません。為替予約取引は、関係する評価時点におけるマーケット・メーカーの一般的な見積り価格(とりわけ新たに引き受けることができる同じ規模および同じ満期の為替予約取引の価格、またかかる価格がない場合、取引相手によって少なくとも毎週提示され、投資運用会社が任命し、受託会社が承認した取引相手から独立した者が月に一度検証した決済価格)を参考に評価するものとします。評価額は、その目的で受託会社が承認し、取引相手方から独立する当事者によって承認または検証されなければなりません。
- (d) 上記の(a)項に基づく評価がない集合投資ファンドの株式または受益証券は、かかる集合投資ファンドの受益証券の最新の純資産額を参考に評価するものとします。

(中略)

受益証券1口当たり純資産価格および受益証券の価格の公表

ファンドの純資産額、受益証券1口当たりの純資産価格、発行価格および買戻価格の算定が以下に定める状況下で中止されている場合を除き、各営業日における最新の受益証券1口当たりの純資産価格ならびに受益証券の発行価格および買戻価格は、管理会社の登録上の事務所で毎日入手可能であり、ウェブサイト(www.sumitrustgas.com)で日々公表されます。

ファンド証券の発行、買戻し及び純資産価格計算の一時停止

以下の場合、管理会社は、受託会社に事前に通知した上で、各ファンドの純資産額および各ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格の算定ならびに受益者に対する受益証券の発行および買戻しを一時的に停止することができます。

(後略)

(3) 信託期間

<訂正前>

(前略)

また、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記のとおり書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

(中略)

- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズが法に基づく公認ユニット・トラストでなくなった場合、またはファンドがアイルランド中央銀行の認可を取り消された場合。

(中略)

管理会社は(実行可能な場合)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する少なくとも2カ月前までに、間もなくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望ましいと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有する各ファンドの受益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判断にしたがって定めた支払請求書および領収書が管理会社に提出された場合に限って実施されるものとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払責任を負うファンドに関するすべての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当分を留保し、また留保した金額から上記の費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものとします。受託会社が上記のとおり保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は支払期日が到来した日から12ヶ月が経過した時点で、裁判所に支払うか、または受託会社が選んだ慈善事業に寄付することができます。ただし、受託会社は負担した費用を控除する権利を有するものとします。

<訂正後>

(前略)

また、以下に定めるいずれかの事由が発生した場合、管理会社は独自の判断にしたがって、下記のとおり書面の通知をしてダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドを終了させることができます。

(中略)

- () ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズがAIFM法令に基づく公認ユニット・トラストでなくなった場合、またはファンドがアイルランド中央銀行の認可を取り消された場合。

(中略)

管理会社は(実行可能な場合)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する少なくとも2カ月前までに、間もなくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望ましいと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する

現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有する各ファンドの受益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判断にしたがって定めた支払請求書および領収書が管理会社に提出された場合に限って実施されるものとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払責任を負うファンドに関するすべての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当分を留保し、また留保した金額から上記の費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものとします。受託会社が上記の要領で保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は支払期日が到来した日から12カ月が経過した時点で、裁判所に支払うことができます。ただし、受託会社は負担した費用を控除する権利を有するものとします。

(5) その他

< 訂正前 >

(前略)

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(中略)

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

< 訂正後 >

(前略)

(d) 関係法人との契約の更改等に関する手続

(中略)

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、本契約のいずれかの当事者が3カ月前に他の当事者に対し、書面により解約を通知するまで有効に存続します。

同契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

(e) その他

管理会社の取締役および関係者のいずれも、ファンドの受益証券に対して権益を有していません。

ファンドは、いかなる訴訟手続または仲裁手続にも関与しておらず、管理会社の取締役または受託会社は、ファンドの設立以降、ファンドによりまたはファンドに対して係争中であるかまたは提起されるおそれのある訴訟手続または仲裁手続を認知していません。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

- (3) エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(SMT Trustees (Ireland) Limited)
(「受託会社」)

<訂正前>

(前略)

事業の内容

エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(登記上および営業上の住所 - アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)は、1993年1月、アイルランドの法律に基づき設立された法人であり、スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドの100%子会社であり、信託業務を行っています。その負債および債務は、スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドが発行する保証状により保証されています。

<訂正後>

(前略)

事業の内容

エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(登記上および営業上の住所 - アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)は、1993年1月、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社です。受託会社の最終的親会社は、東京証券取引所に上場している日本の会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。受託会社は、1995年投資仲介業者法に基づき、投資対象の安全保管および管理を含む保管業務事業を行う者として、アイルランド中央銀行による認可を受けました。

2 関係業務の概要

- (3) エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド(SMT Trustees (Ireland) Limited)
(「受託会社」)

<訂正前>

受託業務、ファンドの保管業務および支払業務を行います。

<訂正後>

受託会社の主たる業務は、集団投資スキームに関する信託、受託および保管サービスの提供です。受託会社は、信託証書の条項に従い、受託会社またはその代理人が受領したダイワ・ボンド・ファン
ド・シリーズのすべての資産を安全に保管する責任を負います。

[次へ](#)

「別紙 1」および「別紙 2」は、以下のとおり変更されます。

別紙

定義

文脈上、明らかに異なる場合を除き、本書を通じて以下の定義が適用されます。

- 「決算日」 ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの年次報告書を作成する基準となる日で、毎年5月31日、また（ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了に際しては）最後の分配に必要な資金を関係するファンドの受益者に支払った日をいいます。
- 「事業年度」 各ファンドに関して、（1年目の事業年度の場合は）関係するファンドの受益証券を最初に発行した日（当該日を含みます。）から始まり、決算日に終了する期間をいい、（上記以外の場合は）前の事業年度が終了した時から始まります。
- 「ユニット・トラスト法」 修正の如何を問わず、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づく規則または同法に基づいてアイルランド中央銀行が制定した通達およびそれらが再制定されたものをいいます。
- 「一般管理費」 管理会社がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドのために訴訟で負担し、またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの設立もしくは継続的運営等に関連して負担した配達料金、通信費、（管理会社、登録代行会社および名義書換代行会社としての）管理会社の現金支出費、裁判費用および専門家の費用を含むがこれに限られない全体的出費、負担、費用とともに、受益者向け報告書、目論見書、上場明細書および新聞広告の費用、負担および出費（翻訳コストを含みます。）、これらの費用、負担および出費への付加価値税（もしあれば）、ならびに適当な証拠があるすべての料金および投資運用会社、副投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、販売代理店、または管理会社もしくは管理会社の受任者が当事者である契約に基づいて証券会社が負担した合理的な現金支出費（旅費を含みますがこれに限られません。）に付加価値税（もしあれば）を加算したものに充てるためにダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産から支払うことが必要な金額をいいます。
- 「AIF」 AIFM規則に定義されるオルタナティブ投資ファンドをいいます。
- 「AIFM」 オルタナティブ投資ファンド運用会社、すなわち、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドをいいます。
- 「AIFM委託規則」 免除、一般的運営条件、受託会社、レバレッジ、透明性および監督に関してAIFM指令を補足する2012年12月19日付委員会委託規則第231/2013号をいいます。
- 「AIFMD」または
「AIFM指令」 オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EUをいい、文脈上要求される場合は、これに基づき作成されアイルランドで適用される委託法および実施法を含みます。

「AIFM法令」	ユニット・トラスト法、AIFM指令、AIFM委託規則、AIFM規則およびアイルランド中央銀行要件をいいます。
「AIFM規則」	欧州連合(オルタナティブ投資ファンド運用会社)規則(2013年法律第257号)をいいます。
「AIFルールブック」	AIFM法令に従ってアイルランド中央銀行が発行するAIFルールブックをいいます。
「基準通貨」	ユーロをいいます。
「営業日」	東京、ダブリンおよびロンドンで銀行が通常通りに営業しており、かつ日本における金融商品取引業者の営業日をいいます。
「アイルランド中央銀行」	アイルランドの中央銀行またはその承継者をいいます。
「取引日」	各営業日をいいます。取引日は、少なくとも1か月に1日以上はあるものとします。
「受託会社」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託会社として、エスエムティー・トラスティー(アイルランド)リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社をいいます。
「立替費用」	受託会社に関して、信託証書に基づくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの受託者としての職務に関連して受託会社が適正に負担したすべての立替費用をいい、配達料金、通信費、報酬(該当する場合)および信託証書に定める規定にしたがって受託会社が任命した副保管会社の現金立替費用、受託者としての職務またはダイワ・ボンド・ファンド・シリーズもしくはファンドの運営(設立を含みます。)およびそれらに付随し、または関係するすべての事項に関連して受託会社が負担したすべての出費、負担および費用、ならびに(設立を含めて)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたは各ファンドに関連し、または起因して受託会社が負担したすべての裁判費用および専門家の費用、ならびに信託証書に定める規定に基づく受託会社の権限の行使または職務の履行に起因して受託会社が負担したすべての付加価値税などを含みます。

「分配落日」	管理会社の判断にしたがって、ファンドの分配を宣言する日をいい、毎月の最終営業日をいいます。
「分配期間」	場合に応じ前回の決算日、管理会社が指定する分配落日の直前の分配落日またはファンドの受益証券の当初発行日に始まり、決算日の直前の営業日または管理会社が指定する分配落日の直前の営業日に終了する期間をいいます。
「課徴金」	個々の取引、売買または評価に関連して、ファンドの設立もしくは資産の増額、受益証券の設定、交換、売買もしくは譲渡、または投資証券の購入、購入計画、譲渡、売却もしくは交換、またはファンドの受益証券等を表象する券面等に関して、取引もしくは評価の際に、または取引もしくは評価の前に、支払うべきすべての印紙税およびその他の租税、政府課徴金、評価手数料、資産の運用報酬、代理人の報酬、仲介手数料、銀行手数料、振替料、登録料およびその他の料金をいい、受益証券の発行に際して代理人またはブローカーに支払う手数料を含みません。
「EMIR」	店頭(OTC)デリバティブ、中央清算機関(CCP)および取引情報蓄積機関(TR)に関する2012年7月4日付欧州議会および理事会規則(EU) No 648/2012、ならびに関連する規制上の技術基準をいいます。
「ESMA」	欧州証券市場監督局をいいます。
「報酬に関するESMAガイドライン」	2013年7月7日に公表された、AIFMDに基づく公平な報酬方針に関するESMAガイドラインをいいます。

「適用除外のアイルランド人投資家」	<p>以下の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税法第774条に規定する免税承認スキームである年金スキームまたは租税法第784条または第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム； ・租税法第706条に規定する生命保険業を営む会社； ・租税法第739条 B (1)に規定する投資事業； ・租税法第737条に規定する特別投資スキーム； ・租税法第739条 D (6) (f) (i)に規定される個人の慈善団体； ・租税法第731条(5)(a)に規定するユニット・トラスト ・保有する受益証券が認可リタイアメント・ファンドまたは認可ミニマム・リタイアメント・ファンドの資産である場合に租税法第784条(1)(a)に規定する適格ファンド・マネジャー； ・租税法第739条 B に規定する適格管理会社； ・租税法第739条 J に規定する投資リミテッド・パートナーシップ； ・租税法第787条 に規定する所得税およびキャピタル・ゲイン税を免除される者のために行為する個人退職年金勘定(「PRSA」)の管理者であり、受託証券がPRSAの資産である場合； ・クレジット・ユニオン法第2条に規定するクレジット・ユニオン； ・国民年金準備基金委員会； ・国家資産管理機構； ・ファンドによりなされる支払に関して租税法第110条(2)に従って法人税が課される会社；または ・ファンドに税金を発生させるか、またはファンドに税金を発生させるファンドに関連ある免税を脅かすことなく課税法令または歳入委員による書面による慣行もしくは特許により受益証券の所有を認められる他のアイルランド居住者またはアイルランドの通常居住者 <p>ただし、関係宣誓書を正確に作成していなければなりません。</p>
「EU」	欧州連合をいいます。
「特別決議」	特別決議として提案され、投じられた賛成票または反対票の総数の75パーセント以上の多数によって特別決議として可決された決議をいいます。
「ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズをいいます。
「仲介機関」	<p>現時点において以下の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者に代わって投資事業から支払を受けることを事業とする者、または ・他者に代わって投資事業の受益証券を保有する者。
「投資運用契約」	2002年11月29日に管理会社と投資運用会社との間で締結された契約をいいます。
「投資運用会社」	T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドをいいます。
「アイルランド」	アイルランド共和国をいいます。

「アイルランド居住者」

現時点において以下の者をいいます。

- ・個人の場合は、税務上、アイルランドの居住者である個人
- ・トラストの場合は、税務上、アイルランドの居住者であるトラスト
- ・会社の場合は、税務上、アイルランドの居住者である会社

個人の場合は、課税年度に関して、(1) かかる課税年度中に183日間以上または(2) いずれかの連続する課税年度中に280日間以上アイルランドに居住している場合に、毎年 of 課税年度中に31日間以上アイルランドに居住していることを条件として、アイルランドの居住者と見なされます。アイルランドにおける滞在日数の決定については、個人は、1日のいずれかの時点においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされます。かかる新たな判断基準は、2009年1月1日から有効となっています(以前は、アイルランドにおける滞在日数を決定する際、個人は、1日の終了時(深夜0時)においてアイルランドに滞在している場合、滞在したものとみなされていました。)。

トラストは、受託者がアイルランドの居住者である場合、または受託者(二名以上である場合)の過半数がアイルランドの居住者である場合は、原則としてアイルランドの居住者です。

会社は、設立地に関係なく、運営および管理の中心がアイルランドにある場合に、アイルランドの居住者です。運営および管理の中心がアイルランドにないが、アイルランドで設立された会社は、以下の場合を除き、アイルランドの居住者です。

- 会社が、アイルランドと他国との間で締結された二重課税防止条約に基づきアイルランドの居住者でないとみなされる場合、または
- 会社または関連会社がアイルランドで事業を営み、会社がEUの加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結した国の居住者によって最終的に支配されている場合、または会社もしくは関連会社がEUもしくはアイルランドとの二重課税防止条約締結国の公認証券取引所に上場されている場合。かかる例外は、アイルランドにおいて設立された会社で、(アイルランド以外の)関連する法域において運営および管理されているが、当該法域が設立地でないために当該法域の居住者とはならない会社が、税務上、いずれの法域の居住者にも該当しない場合には適用されません。

会社の税務上の居住地の決定は時に複雑であり、投資を検討している者は、租税法23条Aに定める立法規定を参照するべきです。

「管理会社」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズのAIFMでもあるエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドまたはアイルランド中央銀行により事前に認可されたダイワ・ボンド・ファンド・シリーズおよび各ファンドの管理会社およびAIFMとしての後継会社をいいます。
「EU加盟国」	欧州連合の加盟国をいいます。
「初回の最低申込金額」	受益証券100口、または管理会社が決定し、投資家に通知した当初募集期間中(2002年12月9日~2002年12月16日)に申し込む受益証券についてのその他の金額をいいます。
「ファンドの純資産額」	信託証書の規定にしたがって、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの純資産額をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	信託証書の規定にしたがって、前記「第二部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1) 資産の評価」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの受益証券1口当たり純資産価格をいいます。

「アイルランドの通常居住者」	<p>以下の者をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人の場合は、税務上、アイルランドの通常居住者である個人・トラストの場合は、税務上、アイルランドの通常居住者であるトラスト <p>個人は、ある特定の課税年度について、その前の3年連続する課税年度においてアイルランド居住者であった(すなわち、4年目の課税年度の開始時から通常居住者となる)場合、通常居住者とみなされます。個人は、3年連続する課税年度において非アイルランド居住者となるまでは引き続きアイルランド通常居住者です。したがって、2014年1月1日から2014年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である者が次の課税年度にアイルランドを離れた場合、2017年1月1日から2017年12月31日までの課税年度が終了するまでは引き続きアイルランドの通常居住者です。</p> <p>トラストの通常居住の概念は幾分あいまいであり、トラストの税務上の居住地に関連しています。</p>
「公認決済機関」	<p>ドイツ銀行、デポジタリィ・アンド・クリアリング・システム、クリアストリーム・バンキング・エイジー、クリアストリーム・バンキング・エスエイ、クレスト、デポジタリィ・トラスト・カンパニー・オブ・ニューヨーク、ユーロクリア、証券保管振替機構、ナショナル・セキュリティーズ・クリアリング・システム、シコバム・エスエイ、エスアイエス・セガ・インタセトル・エイジーまたは公認決済機関としてのアイルランド歳入庁により租税法パート27第1A章の目的上指定された受益証券を清算するためのその他の機関をいいます。</p>
「公認取引所」	<p>本書の別紙 に記載するファンドが投資できる規制された証券取引所または規制された市場をいいます。</p>
「関係宣誓書」	<p>租税法の別紙2Bに記載される受益者に関連する宣誓書をいいます。</p>
「関係期間」	<p>一受益者による受益証券取得時から始まる8年間および先の関係期間後に始まる各継続期間となる8年間をいいます。</p>
「RIAIFまたは個人投資家向けAIF」	<p>ファンド、すなわちAIFルールブックに定義される個人投資家向けAIFをいいます。</p>
「証券法」	<p>1933年米国証券法(改正済)をいいます。</p>

「特定米国人」	「特定米国人」とは、下記(i)から(iv)のいずれかに該当する者のうち、
	下記(1)から(12)を除く者をいいます。
	<ul style="list-style-type: none"> () 米国市民または米国居住者である個人 () 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人 () (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国市民もしくは米国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託 () 米国市民または米国居住者である被相続人の財団
	<ul style="list-style-type: none"> (1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取り引される法人 (2) (1)に記載される法人と同一の(米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される)拡大関連者グループの一員である法人 (3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関 (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関 (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行 (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託 (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法(合衆国法典第15編第80a-64条)に基づき証券取引委員会に登録されている事業体 (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金 (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託 (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品(想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含みます。)のディーラー (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー <p>かかる定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとします。</p>
「ファンド」	毎月分配ユーロ・ボンド・ファンドをいいます。
「追補」	ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの各ファンドに関する情報を記載した英文目論見書の追補をいいます。
「TARGETシステム営業日」	トランス・ヨーロッパ・オートメーティッド・リアル・タイム・グロス・セトルメント・エクスプレス・トランスファー・システムが営業している日をいいます。
「租税法」	アイルランドの1997年租税統合法(改正済)をいいます。
「信託証書」	管理会社および受託会社の間で締結された2016年1月29日付で2016年2月5日に効力が生じた改訂・再録信託証書をいいます。

「受益証券」	ファンドの資産に対する未分割受益権1口をいいます。
「受益者」	その時点でファンドの受益証券の保有者として登録されている者をいいます。
「アメリカ合衆国」または「米国」	アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含みます。)ならびにアメリカ合衆国の属領、属国およびアメリカ合衆国の管轄権に服すその他すべての地域をいいます。
「米国人」	米国の居住者、米国においてもしくは米国の法律に基づいて設立された法人、パートナーシップもしくはその他の法主体、または証券法に基づいて公布されたレギュレーションSに定める「米国人」の定義に該当する者で、証券法に基づくレギュレーションDルール501(a)に定義する「適格投資家」としての資格がない者をいいます。
「評価時点」	関係する取引日の直前の営業日における、関係する市場における営業の終了をいいます。
「VAT」	付加価値税をいいます。

別段の定めがない限り、本書で「10億」という場合は、100万の1,000倍を指し、「ドル」または「セント」とは米国のドルまたはセント、「ポンド」とは英ポンド、「豪ドル」とはオーストラリア・ドル、「カナダドル」とはカナダ・ドル、「ユーロ」とは欧州連合の単一通貨の法定単位を指します。

別紙

公認取引所

以下はダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの資産を適宜投資する規制された証券取引所および取引市場のリストであり、アイルランド中央銀行の要求にしたがって記載します。アイルランド中央銀行は公認取引所および取引市場のリストを発表していません。管理会社は事前に書面でアイルランド中央銀行の許可を得た上で、以下のリストに取引市場を追加することができます。

非上場証券またはオープン・エンド型集合投資ファンドの受益証券への許可される投資を除き、投資は目論見書に記載する証券取引所および取引市場に制限されます。

() 以下の地域に所在する証券取引所または金融市場については制限はありません。

- EU加盟国
- 欧州経済地域（EEA）の加盟国（EU加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン）
- 下記の国々
 - オーストラリア
 - カナダ
 - 日本
 - ニュージーランド
 - スイス
 - アメリカ合衆国

() 以下の市場については制限はありません。

- | | |
|------|--------------|
| 韓国 | 韓国証券取引所 |
| メキシコ | メキシコ証券取引所 |
| トルコ | イスタンブール証券取引所 |

() 以下の市場。

- 国際証券市場協会が運営する市場
 - 1988年4月付グレーペーパー「大口資金および店頭派生商品の取引市場に関する規制」と題する金融行為監督機構通達（適宜修正・改訂される）に記載する「上場マネー市場機関」が取引を行う市場
 - ロンドン証券取引所が規制し、運営する英国の代替投資市場（AIM）
 - フランスの譲渡性証券店頭市場
 - 米国証券業協会が規制するアメリカ合衆国の店頭市場
 - アメリカ合衆国のナスダック
 - ユーロNM（成長企業株式市場ヨーロッパ同盟）
 - NASDAQヨーロッパ（最近設立された市場で、全体として流動性のレベルが既存の市場に比べて見劣りします。）
 - 日本証券業協会が規制する日本の店頭市場
 - ニューヨーク連邦準備銀行の規制を受けるプライマリー・ディーラーが取引を行う米国債の市場
 - 上記（ ）に掲げる国における公認の先物、デリバティブまたはその他の統合市場
 - 上記（ ）に掲げる国における店頭市場
 - カナダ投資業協会が規制するカナダ国債の店頭市場

「別紙」として、以下が追加されます。

別紙

ポートフォリオの効率的運用を目的とする技法および手段

一般的条件 - ポートフォリオの効率的運用

1. 個人投資家向けAIFは、ポートフォリオの効率的運用のための取引であっても、それが個人投資家向けAIFが宣言している投資目的を変更し、またはその募集文書に記載された一般的リスクポリシーと比べて追加的リスクが大幅に加わるものとなる可能性がある場合には、かかる取引を行いません。

レポ取引および有価証券貸借

2. レポ取引および有価証券貸借取決めは、通常の市場慣行に従ってのみ行うことができます。
3. レポ取引または有価証券貸借取決めで取得する担保は、常に、下記の基準に適合したものでなければなりません。
 - (a) 流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければなりません。
 - (b) 評価：担保は、1日に1回以上評価されうるものでなければならず、また、毎日値洗いされなければなりません。
 - (c) 発行体の信用力：担保の発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければなりません。
4. レポ取引または有価証券貸借取決めの期限まで、かかる取引または取決めで取得した担保は、
 - (a) 投資した金額または貸し出す有価証券の価値と等しいか、またはこれを常に上回らなければならず、
 - (b) 保管機関または保管機関の代理人の名義に譲渡されなければならず、かつ
 - (c) 相手方当事者が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けAIFが使用することができるものでなければなりません。
 - (d) (b)項は、個人投資家向けAIFが国際証券集中保管機構またはこの種類の取引を専門機関として一般的に公認されている関連する機関の担保管理サービスを使用する場合に適用されます。保管機関は、担保取決め上、明示された参加者でなければなりません。
5. 非現金担保：
 - (a) 売却し、担保に供し、または再投資することができません。
 - (b) 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければなりません。
 - (c) 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければなりません。
 - (d) ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければなりません。
6. 現金担保：

現金は以下に対して以外には投資することはできません。

 - (a) 関連機関への預金
 - (b) 国債またはその他の公債
 - (c) 関連する機関が発行した預金証書
 - (d) 満期まで3か月以内の、取消不能かつ無条件で、関連する機関により発行された信用状
 - (e) 受け入れる担保が本項(a)から(d)および(f)のカテゴリーに該当する買戻契約
 - (f) AAAまたはこれと同等の格付を有する日々の取引のマナー・マーケット・ファンド。投資が関連ファンドにおいて投資される場合は、原マナー・マーケット・ファンドによる買付、転換または買戻手数料を課すことができます。
7. 上記第6項に従って、個人投資家向けAIFのリスクにおいて保有される投資された現金担保は、国債もしくはその他の公債またはマナー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除き、分散的に投資

されなければなりません。個人投資家向けAIFは、常に、現金担保によってその返済義務を果たすことができることを確認していなければなりません。

8. 投資された現金担保は、相手方または関連する事業体が発行した証券に預託または投資することができません。
9. 上記第4.(b)項の規定にかかわらず、個人投資家向けAIFは、一般的に公認の国際証券集中保管機構により組織された有価証券貸借組織に加入することができます。ただし、当該組織はシステム管理者の保証がなされているものとします。
10. 上記第5項および第6項の意図を損なうことなく、個人投資家向けAIFは、レポ取引による取引を行って、担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出すことが認められます。その場合、AIFルールブックのパートI、セクション1.(金融派生商品)第1項で要求される世界的エクスポージャーを判断する際、レポ取引を考慮に入れなければなりません。発生する世界的エクスポージャーは、派生商品の使用を通じて生じる世界的エクスポージャーに追加しなければならず、それらの合計は個人投資家向けAIFの純資産額の100%を超過してはなりません。担保が無リスクのリターンを超えるリターンをもたらす金融資産に再投資されたときには、個人投資家向けAIFは、世界的エクスポージャーを計算する際、以下の事項を計算に含めなければなりません。
 - (a) 現金担保を保有する場合は、受取金額
 - (b) 非現金担保を保有する場合は、関連する証券の市場価値
11. レポ取引または有価証券貸借取決めの相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくは同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされなければなりません。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFが、A-2またはそれと同等の信用格付を有しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を受容することができます。
12. 個人投資家向けAIFは、随時所有証券貸借取決めに終了させて、貸し出したすべての有価証券の返却を求める権利を有するものとします。かかる契約には、一旦通知をした場合、借主は5営業日以内または通常の市場慣行に基づくその他の期間内に、当該有価証券を返却する義務を負うことを規定しておかねばなりません。
13. レポ取引、有価証券の貸付または有価証券の借入は、AIFルールブックのパートI、セクション1.(借入能力)第2項およびAIFルールブックのパートI、セクション1.(一般的制限)第2項の目的上、それぞれ、借入または貸付を構成しません。

デリバティブ取引 - 金融派生商品

14. 個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行う場合、それが投資を目的としたものであれ、ヘッジングを目的としたものであれ、AIFルールブック第1章セクション1.(金融派生商品)を遵守しなければなりません。個人投資家向けAIFが買戻/売戻契約(以下「レポ取引」といいます。)を行って担保の再投資を通じて更なるレバレッジを生み出す場合の世界的エクスポージャーの計算に関しては、AIFルールブック第1章第18項から第22項も適用されます。
15. 下記第16項を条件として、個人投資家向けAIFが金融派生商品の取引を行うのは、これらの金融商品が加盟国または非加盟国における、規制され、定常的に運営される、公認の一般に公開された市場で取引される金融商品である場合に限られます。
16. 個人投資家向けAIFは、店頭市場で取引される金融派生商品(以下「店頭デリバティブ」といいます。)に投資することができます。ただし、その際、以下を条件とします。
 - (a) 相手方当事者がEEA加盟国で金融商品市場指令に従って承認されている関連する機関もしくは投資会社であるか、米国証券取引委員会によって連結監督事業体(以下「CSE」といいます。)として規制される事業体であること。
 - (b) 相手方当事者が関連する機関ではない場合、相手方当事者は、最低A-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有し、または黙示のA-2の信用格付もしくはそれと同等の信用格付を有すると個人投資家向けAIFによりみなされるものであること。ただし、当該相手方当事者の不履行の結果として被る損失に対して、個人投資家向けAIFポートフォリオが、A-2またはそれと同等の信用格付を有

しかつこれを継続する者により補償または保証される場合、格付のされていない相手方当事者を許容することができます。

(c) 店頭デリバティブ取引の相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、個人投資家向けAIFは、当該相手方当事者との店頭デリバティブ取引の正の時価評価額を使用してエクスポージャーを計算します。個人投資家向けAIFは、相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制することができる場合には、同じ相手方当事者に対するデリバティブのポジションを相殺することができます。ただし、相殺が許容されるのは、同一の相手方当事者との間の店頭デリバティブ証券に関してのみであり、同じ相手方当事者に対して個人投資家向けAIFが有するその他のエクスポージャーに関しては相殺計算することはできません。

(d) 個人投資家向けAIFは、以下の事項を確認していなければなりません。

- 相手方当事者が、店頭デリバティブを合理的な正確性をもって、信頼できる基準にのっとり評価すること
- 個人投資家向けAIFの判断で随時店頭デリバティブを公正価格で売却、現金化または相殺計算することができること

(e) 個人投資家向けAIFは、毎週、その店頭デリバティブについて信頼できる検証可能な評価を得るものとし、また、それを達成するために適切なシステム、コントロールおよびプロセスを文書化し実施していることを確実にします。評価の仕組みおよび手続きは、関連する店頭デリバティブの内容および複雑さに照らして適切かつ相当なものでなければならず、また、適切に文書化しなければなりません。

(f) 信頼できる検証可能な評価とは、相手方当事者による市場呼び値のみに依存するのではなく、以下に記載する基準を満たした公正価格に対応する個人投資家向けAIFによる評価をいうものとして理解されます。

- 評価の基準が当該金融商品の信頼できる最新の市場価格であるか、またはかかる評価がない場合には、適切な、認知された方法論に基づいた価格設定モデルであること
- 評価が以下のいずれかによって検証されること
 - 適切な頻度かつ個人投資家向けAIFが当該評価を確認できるような方法による、店頭デリバティブの相手方当事者とは独立の、適切な第三者
 - 個人投資家向けAIFのうち資産管理を担当する部門とは独立した、この目的のために十分に装備された特定のユニット

17. AIFルールブックの第1章セクション1. (投資制限)第15項に従って、個人投資家向けAIFは、店頭デリバティブの相手方当事者に対するリスク・エクスポージャーを計算する際、相手方当事者が個人投資家向けAIFに対して下記第18項に記載した基準を満たした担保を差し入れた場合のみ、かかるエクスポージャーを縮減することができます。

18. 個人投資家向けAIFが受け取る担保は、常に、以下の基準を満たしていなければなりません。

(a) 流動性：担保は、十分な流動性を有し、売却前評価に近い堅実な価格で速やかに売却できるものでなければなりません。

(b) 評価：担保は、1日に1回以上評価され、また毎日値洗いされなければなりません。

(c) 発行体の信用力：発行体がA-1またはそれと同等の信用格付を得ていない場合は、保守的な掛け目による評価を行わなければなりません。

(d) 保護預かり：担保は、保管機関またはその代理人の名義に譲渡されなければなりません。

(e) 実行可能性：当該事業体が債務不履行の場合、これに対して請求することなく直ちに個人投資家向けAIFが使用することができるものでなければなりません。

(f) 非現金担保の場合：

- 売却し、担保に供し、または再投資することができません。
- 相手方当事者のリスクにおいて保有されなければなりません。
- 相手方当事者から独立した事業体により発行されなければなりません。
- ひとつの発行体、セクターまたは国に集中することなく、分散されなければなりません。

(g) 現金担保は、無リスク資産以外に再投資してはなりません。

19. 個人投資家向けAIFは、個人投資家向けAIFの相手方当事者に関するリスクに対するエクスポージャーを計算する際に、店頭デリバティブの相手方当事者に移転されたすべての担保を考慮に入れます。店頭デリバティブの相手方当事者に移転された担保は、当該相手方当事者に対して相殺計算を行うことを法的に強制できる場合のみ、純額ベースで考慮します。

発行体集中リスクおよび相手方当事者エクスポージャー・リスクの計算

20. 個人投資家向けAIFは、コミットメント法に従って、金融派生商品を利用することによって発生する潜在的リスクを基準として、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)に記載された上限を計算します。
21. 店頭デリバティブ取引から発生するエクスポージャーの計算には、店頭デリバティブの相手方当事者に関するリスクへのエクスポージャーを含めなければなりません。
22. 個人投資家向けAIFは、顧客資金規則またはブローカーが支払不能状態に陥った際に個人投資家向けAIFを保護するその他の類似の取決めによって防御されない取引所また店頭で取引されたデリバティブに関してブローカーに対して差し入れた当初証拠金およびブローカーから受け取る追加証拠金から発生するエクスポージャーを、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)第15項で言及された店頭取引相手方当事者に関する上限内で計算します。
23. 個人投資家向けAIFは、AIFルールブック第1章セクション1. (投資制限)で言及された上限を計算する際に、次の事項を斟酌します。
- (a) 有価証券の貸付または買戻契約を通じて発生した相手方当事者に対する純エクスポージャー
 - (b) 担保の再投資によって発生したエクスポージャー
- 純エクスポージャーとは、個人投資家向けAIFが受け取る金額から、個人投資家向けAIFが差し入れた担保を差し引いた金額をいいます。
24. 個人投資家向けAIFは、発行体の集中に関する上限との関係でエクスポージャーを計算する際、そのエクスポージャーが店頭取引の相手方当事者、ブローカーまたは決済機関のいずれに対するものであるかを立証します。
25. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品(譲渡性有価証券、金融市場商品または投資ファンドに組み込まれた金融派生商品を含みます。)の原資産に関するエクスポージャーのポジションが、関連する場合には直接投資から生じるポジションと合わせて、本書に記載する要件として定められた投資上限を超過することを許容してはなりません。個人投資家向けAIFが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、それらの投資は、AIFルールブックのパート 、セクション1. (投資制限)で明示された制限と合計する必要はありません。AIFルールブックのパート 、セクション1. (投資制限)に規定された制限を計算する際、結果的なポジションのエクスポージャーを判断するうえで、金融派生商品(組込み金融派生商品を含みます。)について考慮しなければなりません。このポジションのエクスポージャーは、発行体の集中度を計算する際に考慮に入れなければならない、適切な場合にはコミットメント法を用いて、またより保守的に行うときには発行体による債務不履行の結果発生する可能性のある損失の最大額を用いて計算しなければなりません。また、ポジションのエクスポージャーは、世界的エクスポージャーの計算に当たってバリュエーション・アット・リスク(以下「VaR」といいます。)(下記第32項でより詳細に定義します。)を使用するか否かにかかわらず、すべての個人投資家向けAIFがその計算をしなければなりません。

本規定は、指数ベースの金融派生商品のうち、対象指数がAIFルールブック第1章セクション1. (一般的制限)第4項に記載された基準に適合するものには適用されません。

カバー要件

26. 個人投資家向けAIFは、いかなる時点においても、金融派生商品に関わる取引によって負担するあらゆる支払義務および交付義務を充足することができなければなりません。
27. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引を監視し、それらが本書の要件に従って適切にカバーされていることを確実にするためのリスク管理プロセスを構築し維持します。
28. 個人投資家向けAIFは、個人投資家向けAIFに代わって将来的なコミットメントを生じさせ、または生じさせる可能性のある金融派生商品については、以下に記載するようにカバーされていることを確実にします。

- (a) 自動的に、または個人投資家向けAIFの裁量により、現金決済される金融派生商品の場合は、個人投資家向けAIFは、常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければなりません。また、
- (b) 原資産の物理的の交付が必要となる金融派生商品の場合は、個人投資家向けAIFは、常にその資産を保有していなければなりません。ただし、個人投資家向けAIFは、以下に該当する場合は十分な流動資産をもってエクスポージャーをカバーすることができます。
- 原資産が流動性の高い固定金利証券で構成される場合。および/または、
 - 原資産を保有しなくてもエクスポージャーを十分にカバーすることができ、当該金融派生商品がリスク管理プロセスの対象となっており、詳細が目論見書に規定されていると個人投資家向けAIFが考える場合。

リスク管理プロセスおよび報告

29. 個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、自身の金融派生商品取引活動に関する十分なリスク管理プロセスを構築し、それ以降当該プロセスを維持します。個人投資家向けAIFは、金融派生商品の取引活動を開始するのに先立って、構築したリスク管理プロセスとその維持方法について、アイルランド中央銀行に書面で通知します。この通知には、以下に記載する事項を含めます。

- (a) 譲渡可能な有価証券および金融市場商品に組み入れられるデリバティブを含め、許容される金融派生商品の種類
- (b) 潜在的リスク
- (c) 関連する数量的上限ならびにその監視および実施方法
- (d) リスク推定方法

当初の届け出事項に重大な修正が生じる場合は、それらの変更を実施する前に、アイルランド中央銀行に通知しなければなりません。

30. 個人投資家向けAIFは、毎年、自身の金融派生商品のポジションについて、アイルランド中央銀行に報告書を提出します。かかる報告書には、以下の事項を記載します。

- (a) 個人投資家向けAIFが利用する金融派生商品の種類についての真実かつ公正な見解を反映した情報
- (b) 潜在的リスク：数量的上限およびその管理および実施方法
- (c) それらのリスクを推定するために使用する方法

個人投資家向けAIFは、自身の年次報告書と一緒にこの報告書を提出します。

世界的エクスポージャーの計算

31. 個人投資家向けAIFは、少なくとも1日に1回、以下のいずれかの形で自身の世界的エクスポージャーを計算します。

- (a) 個人投資家向けAIFの純資産額の総額を超過しない範囲で組込みデリバティブを含めた金融派生商品を通じて個人投資家向けAIFが生み出したエクスポージャーおよびレバレッジの増加分
- (b) 個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスク

32. (a) 個人投資家向けAIFは、自身の世界的エクスポージャーを計算する際に、個人投資家向けAIFの投資戦略、利用する金融派生商品の種類および複雑性ならびに金融派生商品を含んだ個人投資家向けAIFのポートフォリオの割合を考慮した適切なリスク測定方法を利用します。

(b) 個人投資家向けAIFは、コミットメント法またはVaR法を用いて自身の世界的エクスポージャーを計算します。個人投資家向けAIFは、アイルランド中央銀行が事前に承認した場合に限り、他の新しいリスク管理方法で自身の世界的エクスポージャーを計算することができます。本規定の目的において、VaRとは、特定の期間にわたっての特定の信頼水準で予想される損失の最大額の測定方法をいいます。

33. 個人投資家向けAIFは、追加のレバレッジまたは市場リスクへのエクスポージャーを生み出すために買戻契約を含めた技法および手段を使用する場合は、これらの取引を考慮に入れて世界的エクスポージャーを計算します。

34. 個人投資家向けAIFは、継続的に世界的エクスポージャーの上限を遵守します。

35. 個人投資家向けAIFは、以下に記載する場合には、コミットメント法を使用することはできません。
- (a) 個人投資家向けAIFが、個人投資家向けAIFの投資方針のうちの無視することのできないだけの部分について、複雑な投資戦略を用いる場合、および/または
 - (b) 個人投資家向けAIFがエキゾチック派生商品に対して無視できないエクスポージャーを有している場合、および/または、
 - (c) コミットメント法では個人投資家向けAIFのポートフォリオの市場リスクを適切に把握できない場合
36. レポ取引および貸株取引はAIFルールブック第1章の目的上、それぞれ借入または貸付を構成しません。

為替リスクに対する防御

37. ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズは、以下の条件に従って、資産および負債の管理において、クロス通貨ヘッジを含む為替リスクに対し防御を行う技法および手段を利用することができます。
- (a) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの為替リスクに対するエクスポージャーは一切レバレッジされてはならないこと。
 - (b) ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの通貨エクスポージャーが移転される通貨に関する開示を含め、当該取引を行う意図がダイワ・ボンド・ファンド・シリーズの目論見書に全て開示されなければならないこと。
 - (c) 定期報告書にかかる取引がどのように利用されてきたかを示さなければならないこと。

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドの株主各位

我々は、損益計算書、貸借対照表および関連注記から構成されている、2015年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(「当社」)の財務書類(「財務書類」)について監査を行った。財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律ならびに財務報告協議会(FRC)が発行しかつアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準(アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行)である。

我々の監査から生じる意見および結論

1 財務書類に対する我々の意見は、無限定意見である。

我々の意見では、財務書類は、

- ・ 2015年9月30日現在の当社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の当社の損失について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計実務に従って適正に作成されており、かつ、
- ・ 2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

2 2014年会社法により報告することが要求されるその他の事項に対する我々の結論は、以下に記載される。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、当社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

我々の意見では、取締役報告書における情報は財務書類と一致する。

3 我々が例外により報告することが要求される事項に関して報告することは何もない。

国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に準拠して、監査の過程で我々が得た知識に基づき、当該知識または財務書類との重大な不一致および事実の重大な虚偽記載を含むか、それ以外で誤解を招く情報を年次報告書中に見つけた場合、我々は報告を義務付けられている。

さらに、2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。

我々の報告の基礎、責任および使用制限

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を与え、そうでなければ2014年会社法に基づくようにする責任を負う。我々の責任は、アイルランドの法律および国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に従って財務書類を監査し意見を表明することである。当該基準は、我々が財務報告協議会(FRC)の監査人倫理基準を遵守することを要求している。

国際監査基準(連合王国およびアイルランド)に準拠して実施される監査には、欺罔または誤謬の如何にかかわらず、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得るに十分な財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手することが含まれる。これには、会計方針が当社の状況に見合ったものであるか、一貫して適用されまた適切に開示されているか否か、ならびに取締役によって行われた重要な会計上の見積りの合理性および財務書類の全体的な表示の査定も含まれる。

さらに、我々は、監査済財務書類との重大な不一致を見極めるため、ならびに監査を遂行する過程で我々が得た知識に基づく明白かつ重大な不適切性または重大な不一致を見極めるために、年次報告書のすべての財務・非財務情報を精読する。我々は、明らかな重大な虚偽記載または不一致に気づいた場合には本書に述べることを検討する。

国際監査基準（連合王国およびアイルランド）に準拠して実施される監査は、重大な虚偽記載または脱漏を見極めることの合理的な保証を提供するよう構築されているが、保証はされていない。むしろ、監査人は、訂正されず看過される虚偽記載の総数が、財務書類全体として、重大である可能性を適切に低水準に抑えるために必要な試査の程度を決定するように監査を計画する。本試査により、我々は広範な資産、負債、収益および費用についての重要な監査業務の実施ならびに監査チームの最も経験豊かなメンバー、とりわけ監査に責任のある業務執行責任者のかなりの時間を監査および報告の主観的分野に充てることが要求される。

本書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社のメンバー全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社のメンバーに述べることが要求されている事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社のメンバー全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

ジョン・アハーン
ケーピーエムジーを代表して署名
勅許会計士、法定監査法人
ダブリン 1、IFSC、ハーバーマスター・プレイス 1

2016年 1 月22日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF SMT FUND SERVICES (IRELAND) LIMITED

We have audited the financial statements (" financial statements ") of SMT Fund Services (Ireland) Limited for the year ended 30 September 2015 which comprise the Profit and Loss Account, Balance Sheet and the related notes. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

Opinions and conclusions arising from our audit

1 Our opinion on the financial statements is unmodified

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 30 September 2015 and of its loss for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

2 Our conclusions on other matters on which we are required to report by the Companies Act 2014 are set out below

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

In our opinion the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements.

3 We have nothing to report in respect of matters on which we are required to report by exception

ISAs (UK & Ireland) require that we report to you if, based on the knowledge we acquired during our audit, we have identified information in the annual report that contains a material inconsistency with either that knowledge or the financial statements, a material misstatement of fact, or that is otherwise misleading.

In addition, the Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by sections 305 to 312 of the Act are not made.

Basis of our report, responsibilities and restrictions on use

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on page 7, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view and otherwise comply with the Companies Act 2014. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Financial Reporting Council's Ethical Standards for Auditors.

An audit undertaken in accordance with ISAs (UK & Ireland) involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Whilst an audit conducted in accordance with ISAs (UK & Ireland) is designed to provide reasonable assurance of identifying material misstatements or omissions it is not guaranteed to do so. Rather the auditor plans the audit to determine the extent of testing needed to reduce to an appropriately low level the probability that the aggregate of uncorrected and undetected misstatements does not exceed materiality for the financial statements as a whole. This testing requires us to conduct significant audit work on a broad range of assets, liabilities, income and expense as well as devoting significant time of the most experienced members of the audit team, in particular the engagement partner responsible for the audit, to subjective areas of the accounting and reporting.

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

John Ahern

22 January 2016

for and on behalf of KPMG

Chartered Accountants, Statutory Audit Firm

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。